

# 尾張旭市 第4期障がい者計画・障がい福祉計画

平成27～29年度

～ 誰もが自分らしくいきいきと暮らす福祉の街をめざして ～

ともに生きよう！みんなで支えあう住みよいまち“尾張旭”



平成27年3月

尾張旭市

# はじめに

尾張旭市では、平成 24 年 3 月に「尾張旭市第 3 期障がい者計画・障がい福祉計画」を策定し、障がいのある人の地域生活の支援や就労支援、保健、医療、福祉、教育、生活環境の整備など、幅広い分野にわたり、障がい福祉施策を総合的・計画的に推進してまいりました。

近年、国において、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定されるなど、大きな改革が行われてきました。平成 26 年 1 月には、こうした国内法の整備を背景に、国連の「障害者の権利に関する条約」への批准が実現しました。今後は、この条約の理念を踏まえ、障がいのある人の権利を保障し、障がいのある人が教育や就労、地域生活などあらゆる面で、障がいのない人と同様の権利を尊重されながら生活できる社会環境の整備を進めていく必要があります。

本市では、このような障がいのある人を取り巻く動向を踏まえ、「尾張旭市第 3 期障がい者計画・障がい福祉計画」の内容や推進状況等を評価・検証した上で、新たに「尾張旭市第 4 期障がい者計画・障がい福祉計画」を策定いたしました。

本計画の基本理念である「～誰もが自分らしくいきいきと暮らす福祉の街をめざして～ とともに生きよう！みんなで支えあう住みよいまち“尾張旭”」を実現するために、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるように支援するとともに、障がいのある人の社会参加を制約する社会的な障壁の除去など、様々な支援の充実に積極的に取り組んでまいります。市民の皆様、事業者等の皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

最後に、策定にあたり、アンケート調査等にご協力をいただきました市民の皆様、関係団体やサービス提供事業者の皆様、貴重なご意見をいただきました「尾張旭市第 4 期障がい者計画・障がい福祉計画策定会議」の構成員の皆様に深く感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

尾張旭市長 水野 義則

## 【目次】

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	2
(1) 計画策定の背景.....	2
(2) 計画策定の趣旨.....	4
2 計画の法的根拠と位置づけ.....	5
(1) 計画の法的根拠と性格.....	5
(2) 計画の位置づけ.....	6
3 計画の期間.....	6
4 国の動向.....	7
(1) 国の「障害者基本計画（第3次）」.....	7
(2) 国の「第4期障害福祉計画策定に係る基本指針」.....	8
第2章 障がいのある人を取り巻く現状.....	9
1 統計からみる現状.....	10
(1) 人口の推移.....	10
(2) 障がい者数の推移.....	11
2 アンケート調査の結果概要.....	16
(1) アンケート調査の実施概要.....	16
(2) アンケート調査の結果概要.....	17
3 ヒアリング調査の結果概要.....	25
(1) ヒアリング調査の実施概要.....	25
(2) ヒアリング調査の結果概要.....	25
4 数値目標の進捗状況（障がい者計画）.....	27
(1) 数値目標の状況.....	27
(2) 数値目標の進捗状況総合評価.....	30
5 障害福祉サービス等の状況.....	31
(1) 市内事業所の状況.....	31
(2) 障害支援区分認定の状況.....	32
(3) 障害福祉サービスの見込みと実績の比較.....	33
(4) 地域生活支援事業の見込みと実績の比較.....	36
第3章 基本理念及び基本目標.....	39
1 計画の基本理念.....	40
(1) 尾張旭市第五次総合計画で示されている基本的な考え方.....	40
(2) 基本理念.....	40
2 計画の基本目標.....	41

(1) 障がい者計画の基本目標.....	41
(2) 障がい福祉計画の基本目標.....	42
3 計画の施策体系.....	43
4 第五次総合計画の計画人口実現のためのチャレンジ.....	44
(1) 第五次総合計画における5つのチャレンジ.....	44
(2) 障がい者計画におけるチャレンジ事業.....	44
第4章 障がい者計画.....	45
基本目標1 安心して暮らしていくために.....	46
施策目標1-1 啓発・情報提供.....	46
施策目標1-2 生活支援と権利擁護.....	51
施策目標1-3 防災ネットワークの構築.....	56
施策目標1-4 各種福祉サービス等の利用促進.....	60
基本目標2 誰もが外出しやすいまちづくり.....	62
施策目標2-1 移動の支援.....	62
施策目標2-2 バリアフリー化の推進.....	65
基本目標3 すべての市民がライフステージに応じた暮らしを送るために.....	68
施策目標3-1 障がい児保育の充実.....	68
施策目標3-2 特別支援教育の充実.....	70
施策目標3-3 就労支援と雇用促進.....	74
施策目標3-4 生涯学習・スポーツ・レクリエーションの推進.....	77
基本目標4 障がいの特性に合わせた健康づくり.....	80
施策目標4-1 障がいの早期発見・早期療育と重度化の予防.....	80
施策目標4-2 障害者手帳非所持者への対応.....	85
施策目標4-3 保健・医療機関との連携.....	89
第5章 障がい福祉計画.....	91
1 第4期障がい福祉計画の成果目標.....	92
(1) 地域生活支援拠点等の整備.....	92
(2) 福祉施設から一般就労への移行促進.....	92
(3) 福祉施設から地域生活への移行促進.....	94
2 障害福祉サービスの見込み.....	95
(1) 訪問系サービス.....	95
(2) 日中活動系サービス.....	97
(3) 居住系サービス.....	99
(4) 相談支援.....	100
3 児童福祉法に基づくサービスの見込み.....	101
(1) 障害児通所支援.....	101
(2) 障害児相談支援.....	102

4 地域生活支援事業の見込み.....	103
◆必須事業.....	103
◆任意事業.....	108
第6章 計画の推進体制.....	109
1 計画の推進体制.....	110
(1) 市内連携体制の整備.....	110
(2) 国や県、近隣市町との連携.....	110
(3) 市民、団体、事業者等との連携.....	110
2 計画の進捗状況の点検・評価.....	111
資料編.....	113
1 策定の経過.....	114
(1) 平成25年度.....	114
(2) 平成26年度.....	115
2 策定会議.....	116
(1) 策定会議開催要綱.....	116
(2) 構成員名簿.....	117
3 用語解説.....	118

### 「障がい」の表記について

本市では、「害」という漢字のマイナスのイメージを考慮し、障がいのある人の人権をより尊重するという観点から「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記を行うこととしています。

#### 表記の基準について

- 「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「障がい」と一部ひらがな表記とします。
- 国または愛知県等の法律・政令・条例や市の条例等に規定または使用されている用語・制度・事業の名称及び予算書等の文書については、そのまま漢字表記とします。

本計画書の記述もこれらの基準に基づいています。

# 第1章

## 計画策定にあたって

# 1 計画策定の背景と趣旨

## (1) 計画策定の背景

わが国においては、平成 21 年 12 月に「障がい者制度改革推進本部」が設置され、それ以降、「障害者の権利に関する条約」の締結のために必要な国内法の整備等、障がいのある人に関する各種制度に関する検討が進められてきました。

そのなかで、まず平成 23 年 7 月に「障害者基本法の一部を改正する法律」が成立しました。この一部改正のなかでは、「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記されるといった目的規定の見直しや、障がいのある人の定義の見直し、社会的障壁<sup>1</sup>を取り除くための配慮を行政などに求める内容が盛り込まれました。

平成 24 年 6 月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」では、「障害者基本法の一部改正法」を踏まえた基本理念として「共生社会の実現のための社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去」が掲げられています。また、障がい者福祉施策の検討などへの、障がいのある人やその家族などの当事者参画が強調されるなど、「障がいのある人の個人の尊重」という視点がより強化されています。

平成 25 年 6 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）が成立しており、行政機関等については、「社会的障壁の除去」を障がいのある人や家族から求められた場合に「合理的配慮<sup>2</sup>」をすることを義務づけることが示されています。

そうした国内法の整備を踏まえ、「障害者の権利に関する条約」の批准書が、平成 26 年 1 月に国連に寄託され、これにより、平成 26 年 2 月 19 日に我が国において効力を生ずることとなりました。

愛知県においては、平成 19 年 3 月に「第 1 期愛知県障害福祉計画」が、平成 21 年 3 月には「第 2 期愛知県障害福祉計画」が策定されました。平成 23 年 6 月には『ともに支え合う安心・健やかで幸せなあいち～「あいち健幸社会」の実現』を基本理念とし、愛知県の障害者計画の性格をあわせ持つ「あいち健康福祉ビジョン」が策定されました。また、平成 24 年 3 月には「第 3 期愛知県障害福祉計画」が策定されています。

### 1 社会的障壁

障がいのある人が受ける制限は機能障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとするいわゆる「社会モデル」の考えに基づき、障がいのある人が日常生活または社会生活において受ける制限をもたらす事物、制度などを規定したものです。

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、「差別の禁止」を基本原則とし、差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止を定めています。

### 2 合理的配慮

障がいのある人が他の者と平等な人権や自由を享有するために必要かつ適当な、「均衡を失した負担または過度の負担」を課さない程度における配慮のことです。

本市では、平成 11 年 3 月に、市としての障がい福祉の方向性を定めた「尾張旭市障害者計画（平成 11 年～20 年度：第 1 期）」を策定しました。その後、平成 19 年 3 月に、障害福祉サービスの事業量や提供体制等を定めた「尾張旭市障害福祉計画（平成 18 年～20 年度：第 1 期）」を策定しました。さらに、平成 21 年 3 月には「尾張旭市障害者計画（第 1 期）」と「尾張旭市障害福祉計画（第 1 期）」それぞれの期間終了に伴い、「障害者計画」と「障害福祉計画」を一体的に整理した「尾張旭市障害者計画・障害福祉計画（平成 21 年～23 年度：第 2 期）」を策定し、変化する環境や制度等に対応しつつ、様々な事業の推進に努めてきました。また、平成 24 年 3 月には、第 2 期計画の期間終了に伴い、第 3 期計画を策定しました。

## (2) 計画策定の趣旨

障がいのある人に関連する各種制度・法律等は近年大きく変化しており、障がいのある人を取り巻く環境は、わが国全体で大きな転換期を迎えています。

そのため、本市においてもこのような動向を踏まえつつ、平成 24 年 3 月に策定した「尾張旭市第 3 期障がい者計画・障がい福祉計画」の見直しを行い、尾張旭市における障がい者福祉施策の計画的な推進を図ることを目的に、本計画を策定します。

(年度)	国の主な流れ	内容	尾張旭市の計画
H18	障害者自立支援法スタート	自立支援法に基づく新体系サービスへの移行が始まる。 応益負担によるサービス料が一部自己負担となる。	尾張旭市障害福祉計画 (平成 18 年～20 年度) 第 1 期
H19	教育基本法改正	特別支援教育が始まる。	
	障害者権利条約署名	障がい者の権利条約の締結に向けた取り組みが始まる。	
H20	児童福祉法改正	障がい児が児童福祉法に位置づけられる。	尾張旭市障害者計画 (平成 11 年～20 年度) 第 1 期
H21	障がい者制度改革	「障がい者制度改革推進会議」が開催される。	
H22	障害者自立支援法の一部改正	利用者負担の見直し、障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化等が盛り込まれる。	第 2 期尾張旭市障害者計画・ 障害福祉計画 (平成 21 年～23 年度)
H23	障害者虐待防止法成立	障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務を定めた法律が成立する。	
	障害者基本法の一部改正	目的規定や障がい者の定義などを見直した改正法が成立する。	第 3 期障がい者計画・ 障がい福祉計画 (平成 24 年～26 年度)
H24	障害者優先調達推進法成立	国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に調達することを定める。	
H25	障害者総合支援法成立	「障害者基本法の一部改正」を踏まえた基本理念や、障がい者の範囲の拡大などを定めた法律が成立する。	
	障害者差別解消法成立	差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止などを定めた法律が成立する。	第 4 期計画 (平成 27 年～29 年度)
H26	障害者権利条約批准	「障害者の権利に関する条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託し、平成 26 年 2 月 19 日より国内において効力を生じている。	
H27			
H28			
H29			

## 2 計画の法的根拠と位置づけ

### (1) 計画の法的根拠と性格

障がい者計画は、「障害者基本法」に基づく「障がい者のための施策全般に関する計画」であり、障がい福祉計画は「障害者総合支援法」に基づく「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」です。

本計画では、「尾張旭市障がい者計画」において障がい者福祉施策全般の方向性を決め、「尾張旭市障がい福祉計画」においてサービスの拡充と提供における具体的な方策を示します。

#### ■市町村障がい者計画の法的根拠

[障害者基本法]

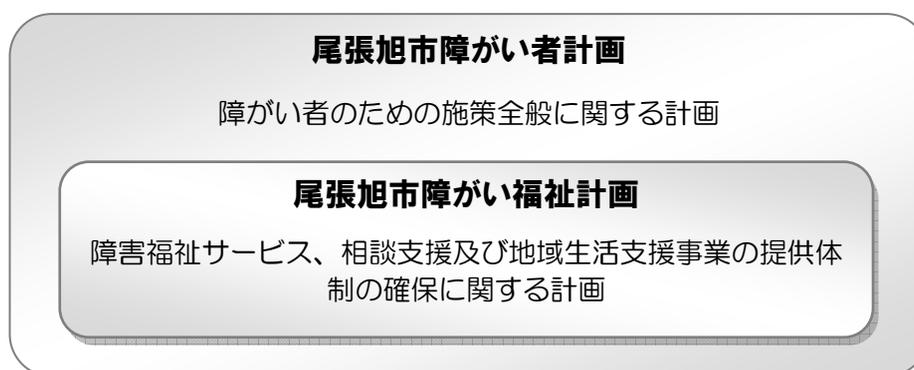
第11条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

#### ■市町村障がい福祉計画の法的根拠

[障害者総合支援法]

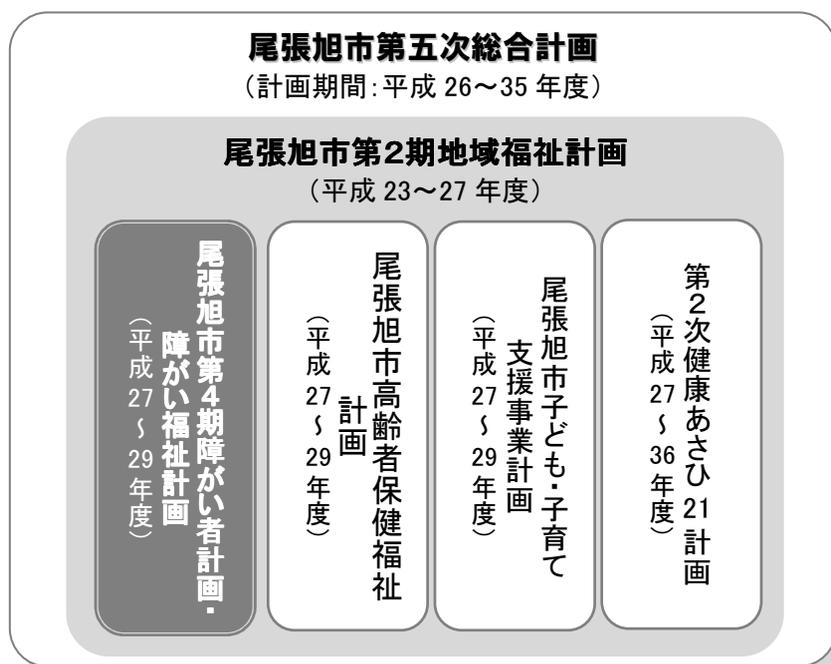
第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

#### ■「障がい者計画」と「障がい福祉計画」との関係



## (2) 計画の位置づけ

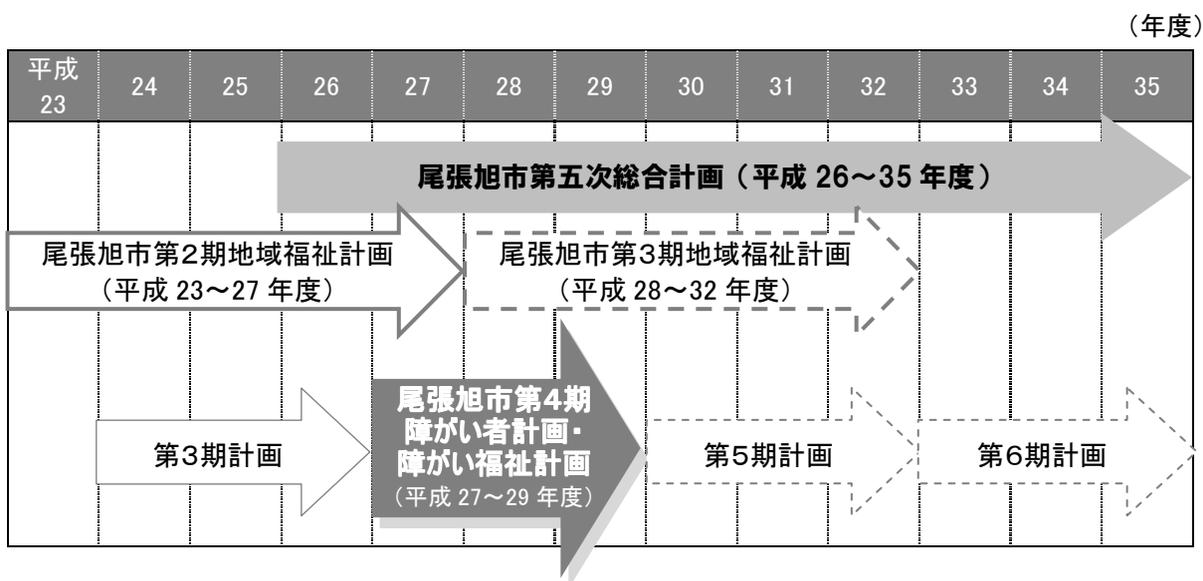
本計画は、「尾張旭市第五次総合計画」を上位計画として、関連する「尾張旭市第2期地域福祉計画」「尾張旭市高齢者保健福祉計画」「尾張旭市子ども・子育て支援事業計画」「第2次健康あさひ21計画」といった、本市における保健、福祉等に関連する他の計画との整合を保ちながら策定するものです。



## 3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

ただし、計画期間中には、定期的な進捗管理を行い、見直しの必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行っていくこととします。



## 4 国の動向

### (1) 国の「障害者基本計画(第3次)」

国では、「障害者基本法」に基づき、平成 25 年 9 月、平成 25 年度から平成 29 年度までの概ね 5 年間に講ずべき障がい者福祉施策の基本的方向について定めた「障害者基本計画(第3次)」が策定されました。本計画においても、以下のポイントに示される「障害者基本計画(第3次)」の基本的な考え方や新規施策を反映させています。

#### ■国の「障害者基本計画(第3次)」のポイント

##### 障がい者施策の基本原則等の見直し

- ・「障害者基本法の一部を改正する法律(平成 23 年 8 月施行)」を踏まえ施策の基本原則の見直しを実施(①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調)
- ・施策の横断的視点として、障がい者の自己決定の尊重を明記

##### 施策分野の新設

障害者基本法改正、障害者差別解消法の制定(平成 25 年)等を踏まえ、以下の3つの分野を新設。

##### ①安全・安心

防災、東日本大震災からの復興、防犯、消費者保護 等

##### ②差別の解消及び権利擁護の推進

障がい者を理由とする差別の解消の推進、障がい者虐待の防止 等

##### ③行政サービス等における配慮

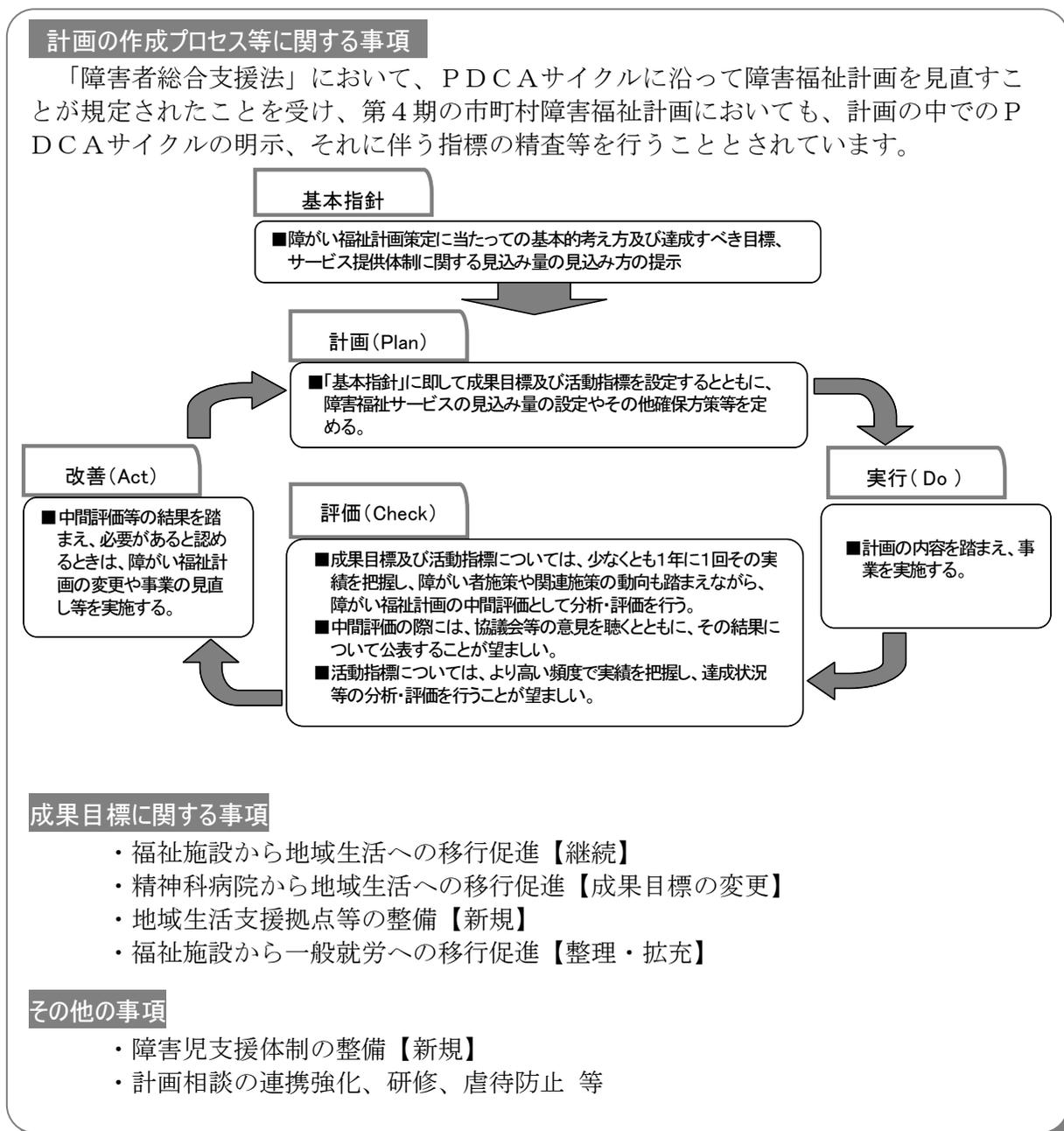
選挙等及び司法手続等における配慮 等

## (2) 国の「第4期障害福祉計画策定に係る基本指針」

国の「第4期障害福祉計画策定に係る基本指針」において、新たに盛り込まれた事項、または拡充された事項は次の通りです。

本計画においても、特に「障がい福祉計画」部分において、基本指針を反映させています。

### ■国の「障害福祉計画策定に係る基本指針」のポイント



## 第2章

# 障がいのある人を取り巻く現状

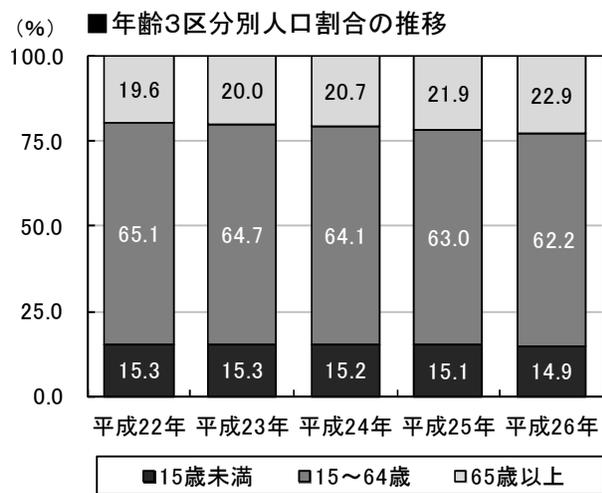
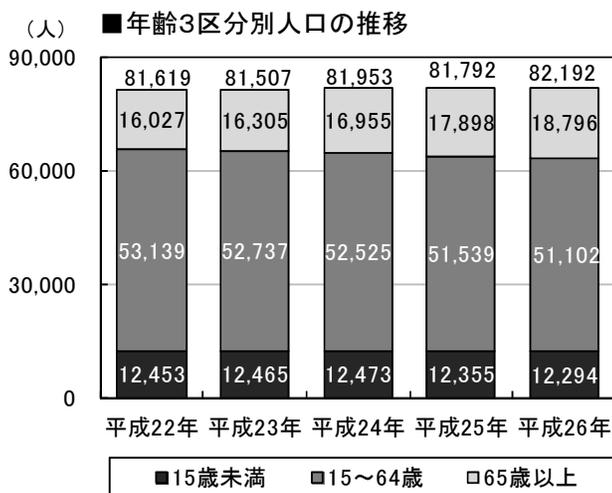
# 1 統計からみる現状

## (1) 人口の推移

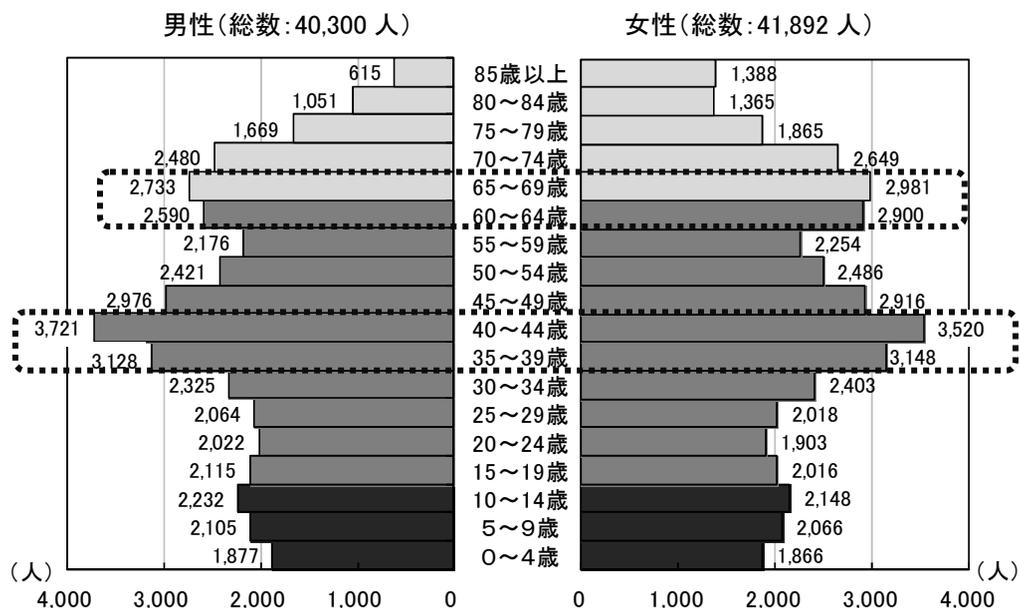
本市の総人口は、平成22年から平成26年にかけて増加傾向にあり、平成26年で82,192人となっています。

年齢3区分別人口割合の推移をみると、15歳未満、15～64歳人口割合が減少しているのに対し、65歳以上人口割合は増加し続けており、平成26年で22.9%となっています。

人口ピラミッドをみると、30歳代後半から40歳代前半の働き盛りの世代に次いで、60歳代が多くなっており、今後さらなる高齢化が予想されます。加齢により身体機能が低下し、障がいが生じることを予防していく必要があります。



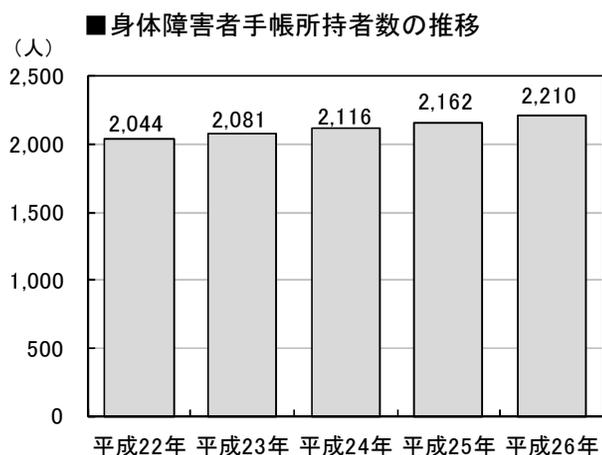
### ■ 人口ピラミッド



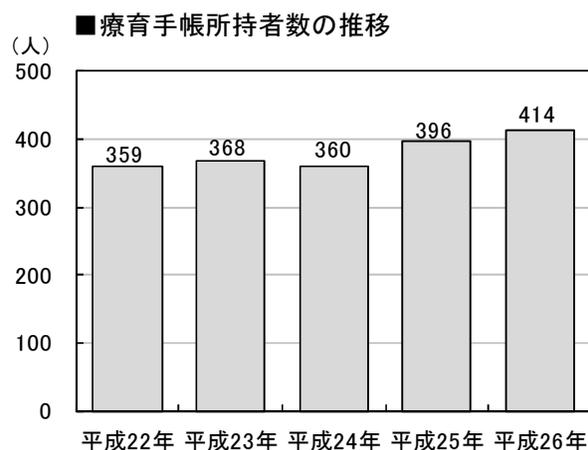
## (2)障がい者数の推移

### ① 障がい者数の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、いずれの手帳所持者も増加しています。特に精神障害者保健福祉手帳所持者では平成22年から平成26年にかけて増加率が約1.6倍と高くなっています。また、自立支援医療（精神通院医療）受給者数も増加傾向にあり、精神的な疾患を持つ人が増加していることがうかがえます。

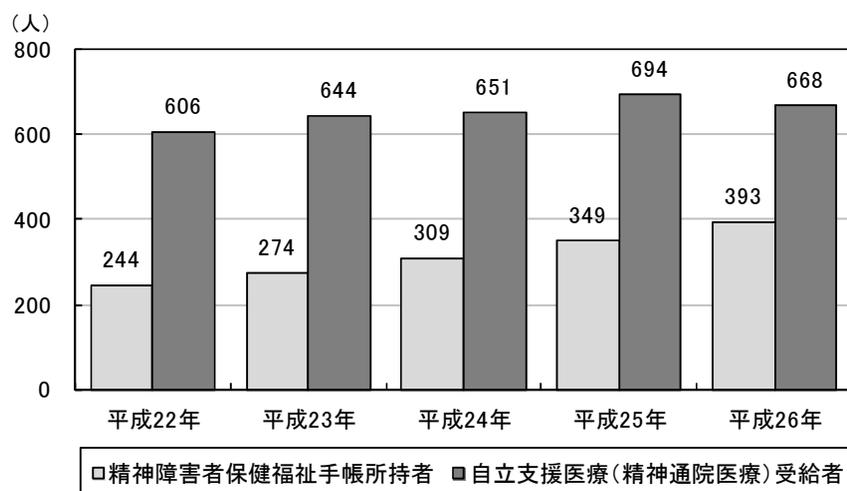


資料：尾張旭市福祉課（各年3月31日現在）



資料：尾張旭市福祉課（各年3月31日現在）

### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数と自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移



資料：尾張旭市福祉課（各年3月31日現在）

■障がい別障がい者数と人口比の推移

	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
総人口	78,654	79,220	79,546	80,041	80,648	81,505	81,619	81,507	81,953	81,792	82,192
身体(人)	1,679	1,732	1,816	1,852	1,954	1,986	2,044	2,081	2,116	2,162	2,210
人口比(%)	2.13	2.19	2.28	2.31	2.42	2.44	2.50	2.55	2.58	2.64	2.69
知的(人)	287	301	320	318	344	329	359	368	360	396	414
人口比(%)	0.36	0.38	0.40	0.40	0.42	0.40	0.44	0.45	0.44	0.48	0.50
精神(人)	127	119	136	158	182	208	244	274	309	349	393
人口比(%)	0.16	0.15	0.17	0.20	0.23	0.26	0.30	0.34	0.38	0.43	0.48

資料：尾張旭市福祉課（各年3月31日現在）

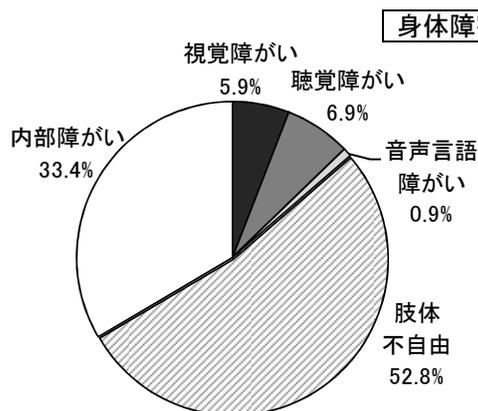
※表中の「身体」は身体障害者手帳所持者数、「知的」は療育手帳所持者数、「精神」は精神障害者保健福祉手帳所持者数を指す。

② 障がいの種別・等級の状況

平成26年3月31日現在の身体障害者手帳所持者の種別内訳をみると、「肢体不自由」が約半数を占めて多く、次いで「内部障がい」が多くなっています。

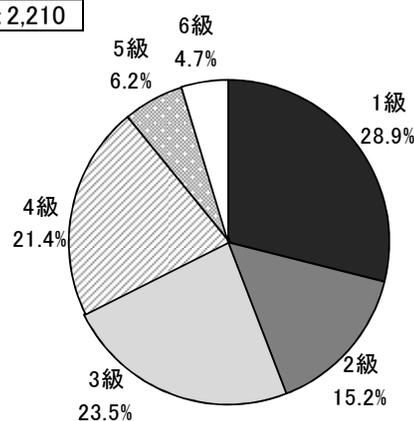
各手帳所持者の等級をみると、身体障がいの等級で「1級」「2級」といった重度の割合が多く、知的障がいでは「重度（A判定）」が最も多くなっています。また、精神障がいでは「2級」が最も多くなっています。

■身体障がいの種別割合



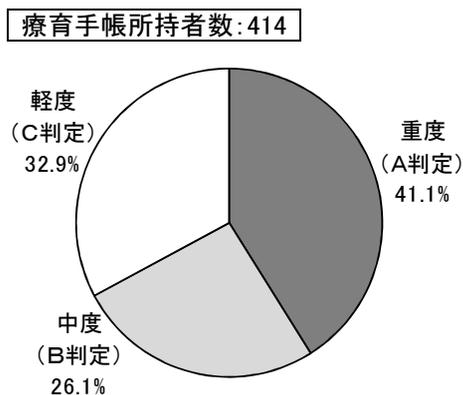
資料：尾張旭福祉課（平成26年3月31日現在）

■身体障がいの等級別割合



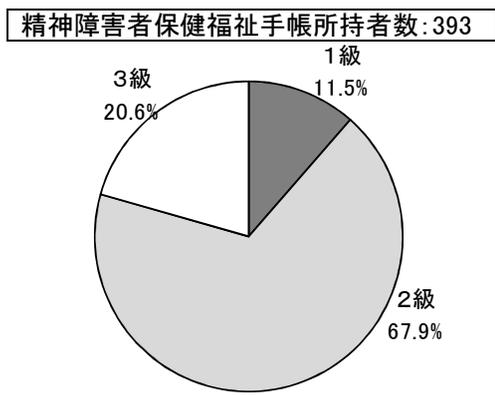
資料：尾張旭市福祉課（平成26年3月31日現在）

■知的障がいの等級別割合



資料：尾張旭福祉課（平成26年3月31日現在）

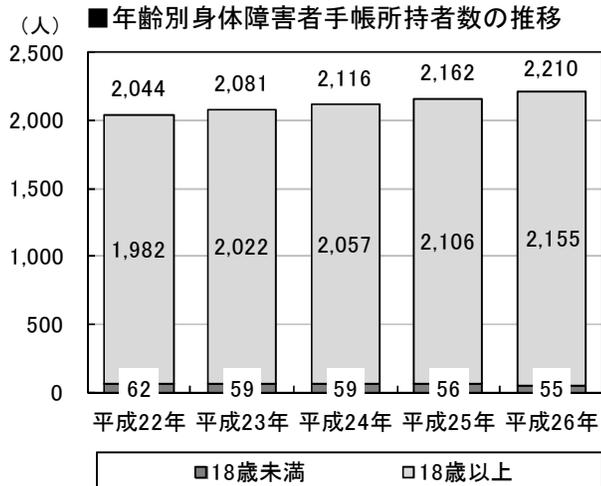
■精神障がいの等級別割合



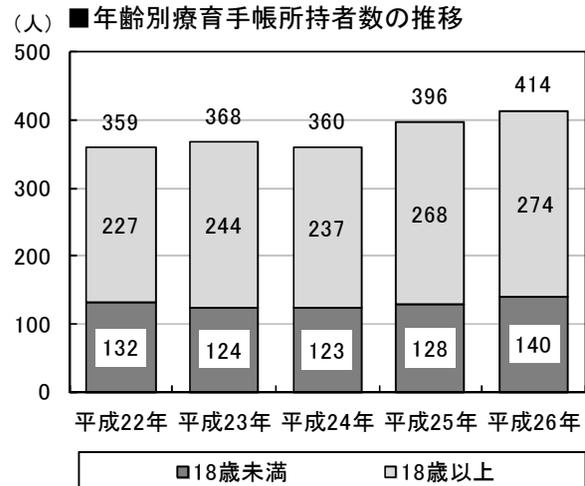
資料：尾張旭市福祉課（平成26年3月31日現在）

### ③ 障がいのある人の年齢区分

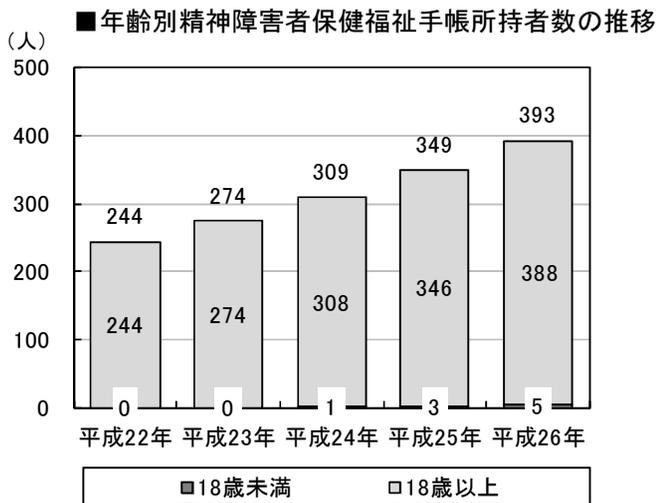
各手帳所持者数の年齢別の推移をみると、身体障がいでは、18歳以上で増加がみられます。知的障がいでは、18歳未満・18歳以上ともに増加していますが、18歳以上で増加割合が大きくなっています。精神障がいでは、18歳以上が多くを占めているものの、徐々に18歳未満の人数も増加しています。



資料：尾張旭市福祉課（各年3月31日現在）



資料：尾張旭市福祉課（各年3月31日現在）



資料：尾張旭市福祉課（各年3月31日現在）

## ④ 特別支援学校<sup>3</sup>(養護学校)、特別支援学級<sup>4</sup>通級者数の推移

平成 26 年 5 月 1 日現在の特別支援学校在籍児童生徒数をみると、小学部では 20 人、中学部では 19 人となっており、小学部・中学部ともに春日台特別支援学校への通学者が多くなっています。

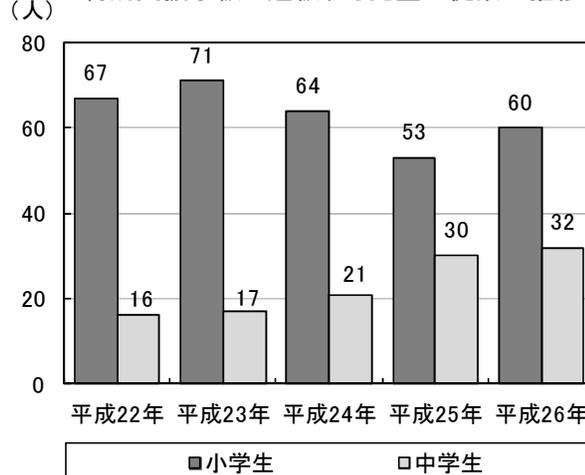
また、地域の小・中学校における特別支援学級に通級する児童生徒数の推移をみると、小学生では児童数の減少に伴い減少傾向にあるものの、中学生では増加しており、平成 22 年から平成 26 年にかけて、2 倍となっています。

■特別支援学校(養護学校)在籍児童生徒数

	人数
小学部	20
春日台	9
小牧	1
瀬戸	5
その他	5
中学部	19
春日台	16
小牧	0
瀬戸	2
県立港	1

資料：尾張旭市教育行政課（平成 26 年 5 月 1 日現在）

■特別支援学級に通級する児童生徒数の推移



資料：尾張旭市教育行政課（各年 5 月 1 日現在）

## ⑤ 発達障がいのある人の状況

「発達障害者支援法」では、発達障がいは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

発達障がいのある人の正確な把握は困難ですが、本市の学齢期の発達障がいを疑われる児童生徒の人数は次のようになっています。自閉症の人への医療費の助成件数は減少傾向にあり、平成 26 年で 39 件となっています。

### 3 特別支援学校

障がいの程度が比較的重い児童生徒を対象として専門性の高い教育を行う学校のことです。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚部・小学部・中学部・高等部で行います。

### 4 特別支援学級

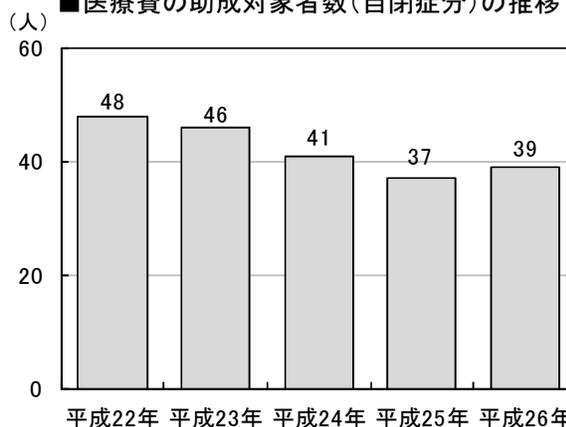
小学校や中学校に、教育上特別な支援を必要とする児童生徒のために置かれた学級のことです。

### ■発達障がい疑われる児童生徒数

	確定	疑い
小学生	34	23
中学生	26	6

資料：尾張旭市教育行政課（平成 25 年 5 月 1 日現在）

### ■医療費の助成対象者数(自閉症分)の推移



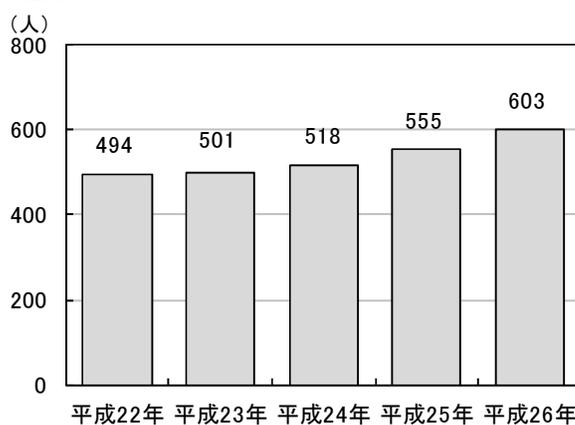
資料：尾張旭市保険医療課

## ⑥ 難病<sup>5</sup>患者の状況

原因不明で、治療方法が確定していない疾病は難病といわれます。そのなかでも、医療費が高額となるもの、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものなどについては、特定疾患、指定難病として医療費の助成を行っています。難病は、障害者総合支援法の施行により、平成 25 年度から障がいの範囲に加えられています。

特定疾患認定患者数の推移をみると、継続して増加しており、平成 26 年では 603 人となっています。その背景には、対象となる疾患の追加や、制度の周知等の影響があると考えられます。

### ■特定疾患認定患者数の推移



資料：瀬戸保健所（各年 3 月 31 日現在）

## 5 難病

以下の 2 つに当てはまるものをいいます。

- (1) 原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病。
- (2) 経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。

## 2 アンケート調査の結果概要

### (1) アンケート調査の実施概要

市内における障害者手帳所持者を対象に、本計画策定の基礎資料とするため、また、今後の障がい者福祉施策推進などの参考資料とするためアンケート調査を実施しました。

- ・調査地域 : 尾張旭市全域
- ・調査対象者 : 尾張旭市内在住の各手帳所持者の方
- ・調査期間 : 平成 26 年 1 月 17 日～ 1 月 31 日
- ・調査方法 : 郵送配布・回収
- ・回収状況 : 下図参照

#### ■回収状況

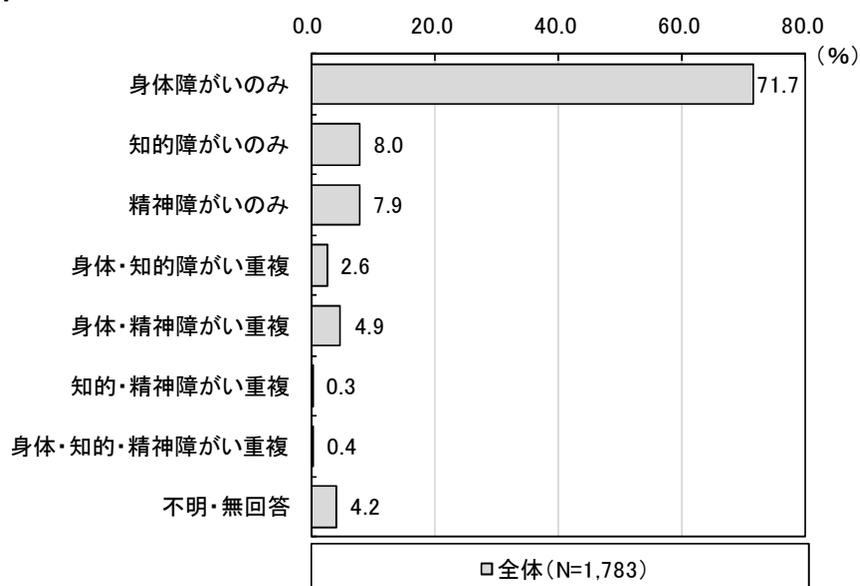
	配布数 (A)	有効回収数 (B)	有効回収率 (=B/A)
障害者手帳所持者	2,848 件	1,783 件	62.61%

## (2) アンケート調査の結果概要

### ① 回答者の属性

- 障がいの種別をみると、「身体障がいのみ」が最も高くなっています。重複の状況では、「身体・精神障がい重複」が高くなっています。
- 回答者の年齢をみると、身体障がいのある人では「70～79 歳」が最も高く、次いで「80 歳以上」「60～69 歳」が高くなっており、60 歳以上で全体の約 8 割を占めています。一方、知的障がい、発達障がいのある人では「20 歳未満」が高く、比較的若い年齢構成となっています。

#### ■障がいの種別



#### ■回答者の年齢

	(%)								
	20 歳未満	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70～79 歳	80 歳以上	不明・無回答
身体障がい (N=1,419)	3.0	1.8	3.3	4.9	8.7	21.9	31.6	24.3	0.4
知的障がい (N=202)	32.7	19.8	14.4	15.3	5.9	4.5	2.0	1.5	4.0
精神障がい (N=241)	3.7	10.4	17.0	19.1	15.8	10.8	12.4	6.2	4.6
発達障がい (N=120)	43.3	18.3	13.3	13.3	5.8	1.7	2.5	0.0	1.7
難病 (N=151)	6.0	4.6	4.6	6.0	11.3	18.5	34.4	11.9	2.6

## ② 支援の必要な日常生活動作

- 支援の必要な日常生活動作について、身体障がいのある人では「緊急時に避難・連絡したいとき」が、知的障がい、精神障がいのある人では「日常の暮らしに必要な事務手続き」が最も高くなっており、障がいの種別ごとに差がみられます。特に知的障がいのある人では、「支援が必要である」と回答している割合が、上位5項目で約7～8割となっており、多様な支援が必要となっていることがわかります。
- 「緊急時に避難・連絡したいとき」「日常の暮らしに必要な事務手続き」はいずれの障がい種別でも上位に入っており、安全・安心な暮らしづくりに向けた支援や、障がいのある人の権利擁護のための取り組みが求められています。

■支援の必要な日常生活動作(主なもの5項目を抜粋)

	身体障がい(N=1,419)		知的障がい(N=202)		精神障がい(N=241)	
	項目	%	項目	%	項目	%
1	緊急時に避難・連絡したいとき	39.6	日常の暮らしに必要な事務手続き	81.7	日常の暮らしに必要な事務手続き	65.9
2	外出するとき(通院や買い物など)	38.4	生活費などお金の管理	77.2	料理・掃除・洗濯をするとき	55.6
3	日常の暮らしに必要な事務手続き	38.2	緊急時に避難・連絡したいとき	76.7	緊急時の避難・連絡したいとき	51.9
4	料理・掃除・洗濯をするとき	38.0	料理・掃除・洗濯をするとき	68.3	生活費などお金の管理	51.5
5	戸締りや火の始末など身の安全保持	31.3	外出するとき(通院や買い物など)	67.8	外出するとき(通院や買い物など)	48.6

## ③ 今後暮らしたい場所について

- 今後暮らしたい場所について、いずれの障がい種別でも「家族と一緒に暮らしたい」と回答している割合が6割以上を占めています。難病のある人では「福祉施設で暮らしたい」が、発達障がいのある人では「仲間と共同生活したい」が、他の障がい種別と比較して高くなっています。

■今後暮らしたい場所

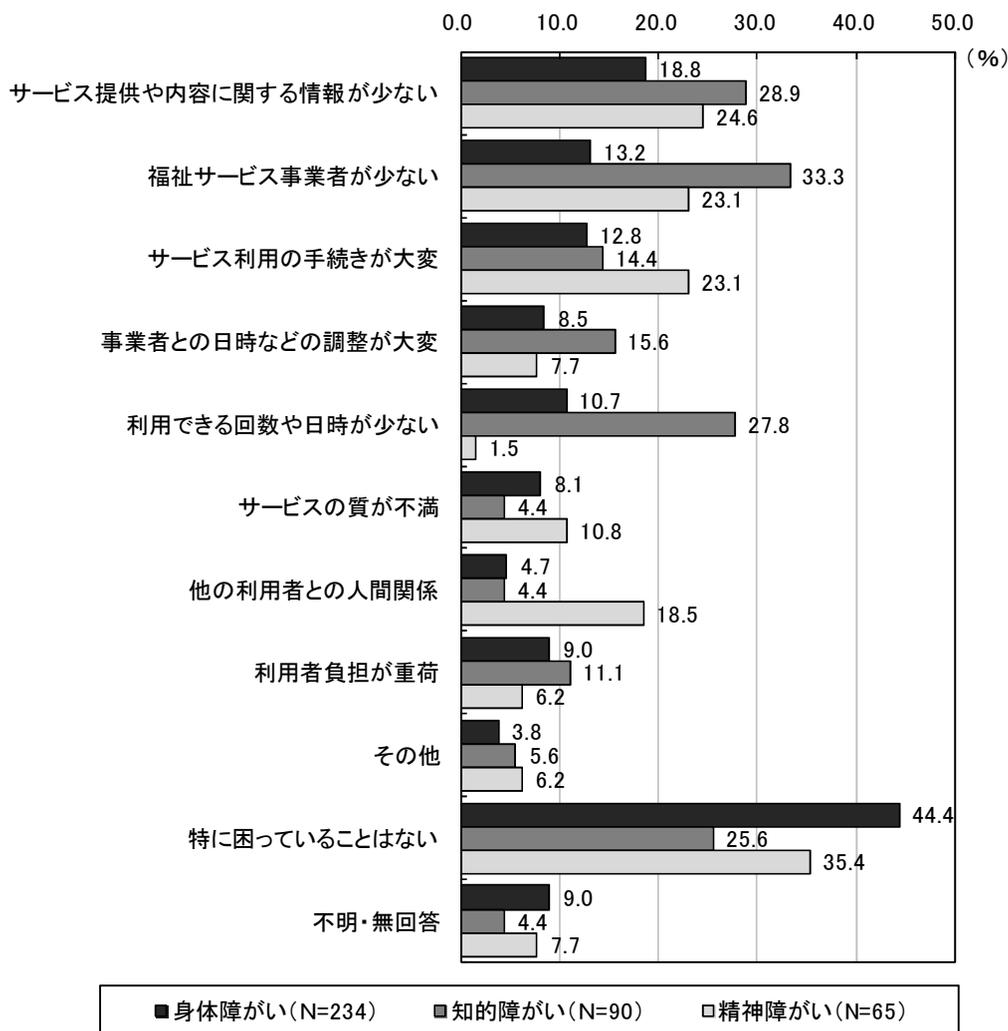
(%)

	一人で暮らしたい	家族と一緒に暮らしたい	福祉施設で暮らしたい	仲間と共同生活したい	その他	不明・無回答
身体障がい(N=1,419)	9.6	69.8	9.7	1.8	3.0	6.2
知的障がい(N=202)	9.4	64.9	7.4	9.4	5.0	4.0
精神障がい(N=241)	12.9	62.7	10.8	5.0	4.1	4.6
発達障がい(N=120)	9.2	61.7	5.0	12.5	7.5	4.2
難病(N=151)	15.9	60.3	12.6	4.6	4.6	2.0

#### ④ 障害福祉サービスの利用について

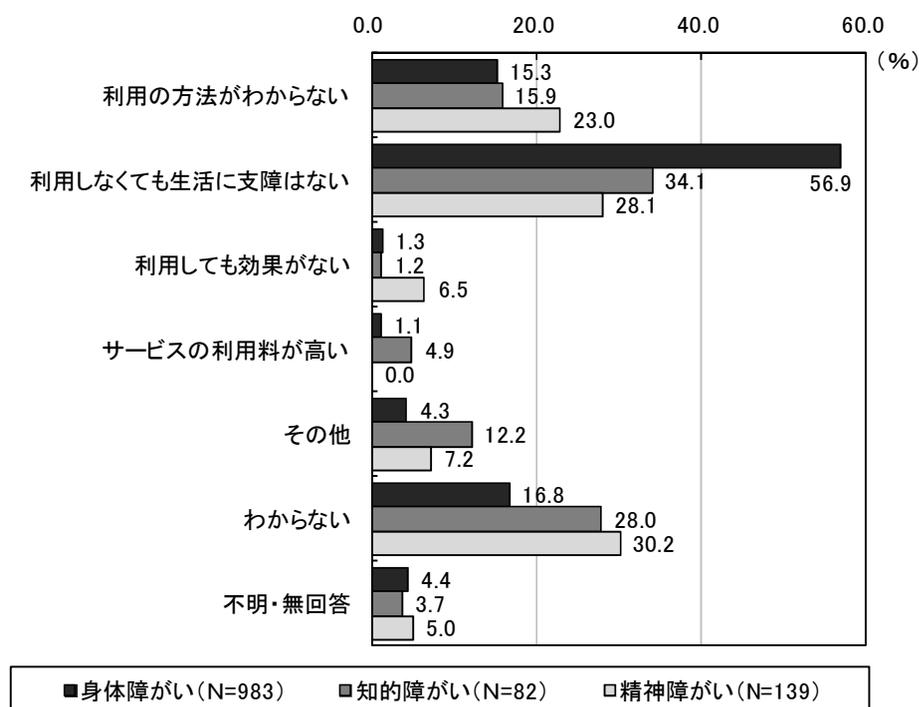
○障害福祉サービスを利用している人のうち、困っていることについて、「特に困っていることはない」を除くと、身体障がいのある人、精神障がいのある人では「サービス提供や内容に関する情報が少ない」が、知的障がいのある人では「福祉サービス事業者が少ない」が高くなっています。

##### ■障害福祉サービスを利用して困ること



○サービスを利用していない人のうち、利用していない理由について、いずれの障がい種別でも「利用の方法がわからない」が2割弱から2割強みられており、サービスの円滑な利用に向けた支援が必要となっています。

■サービスを利用していない理由(サービスを利用していない人のみ)



⑤ 外出時の困りごとについて

○外出するときに困っていることについて、身体障がいのある人では「建物の階段・段差」が、知的障がいのある人では「トイレの利用」が、精神障がいのある人では「周囲の目が気になる」が最も高くなっており、障がい種別で差がみられます。

■外出するときに困っていること(主なもの5項目を抜粋)

	身体障がい(N=1,287)		知的障がい(N=188)		精神障がい(N=217)	
	項目	%	項目	%	項目	%
1	建物の階段・段差	30.9	トイレの利用	19.7	周囲の目が気になる	21.7
2	歩道・通路の段差・障害物	24.9	緊急時の対応	19.1	歩道・通路の段差・障害物	14.3
3	トイレの利用	19.5	歩道・通路の段差・障害物	17.6	緊急時の対応	14.3
4	駅構内の移動・乗り換え	14.3	駅構内の移動・乗り換え	13.3	トイレの利用	13.8
5	緊急時の対応	13.4	建物の階段・段差	12.8	建物の階段・段差	12.4
			周囲の目が気になる	12.8		

## ⑥ 教育・就学について

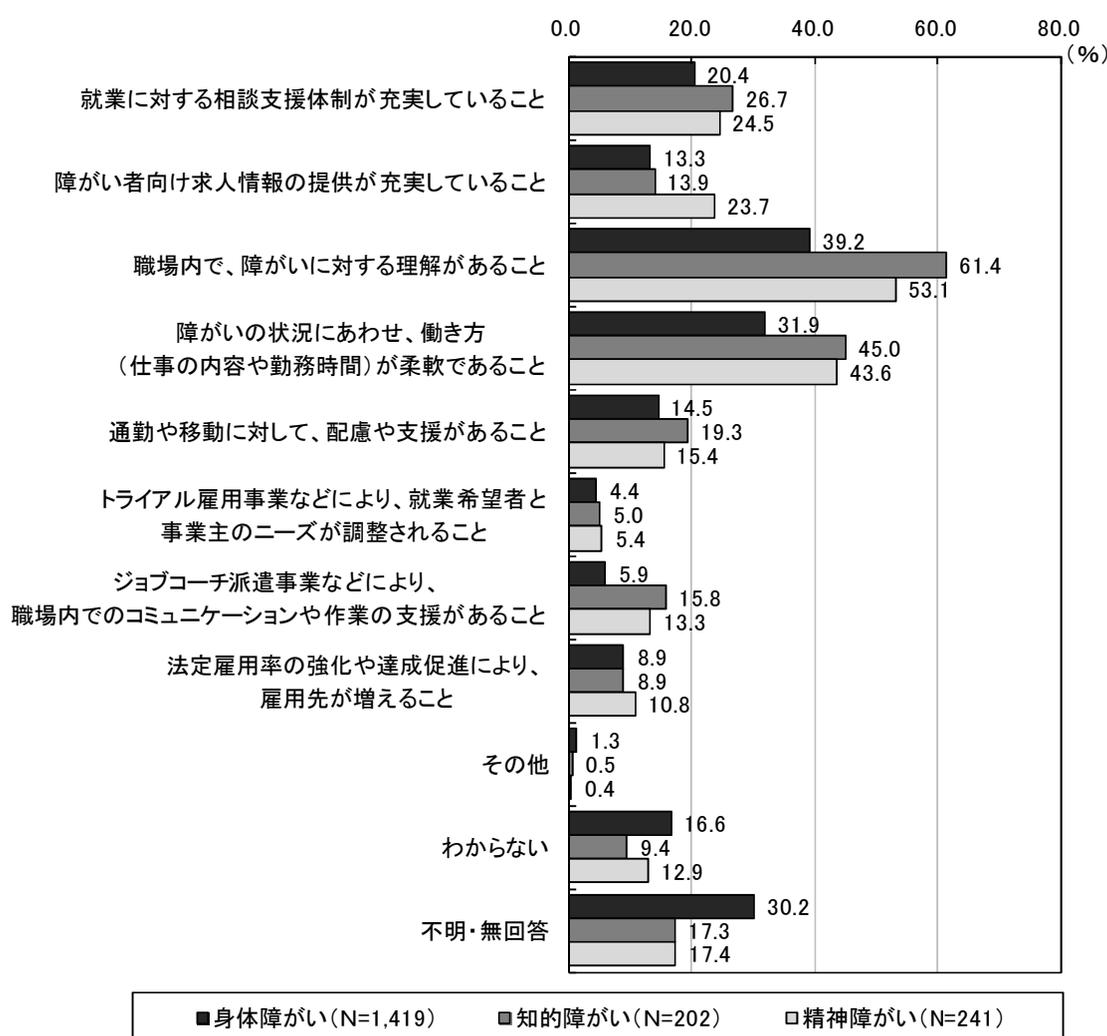
○通園・通学している人のうち、学校教育終了後の社会参加に関してどのような福祉施策を望むかについて、特に通園・通学者の多い知的障がいでは「障がいの特性に応じた作業所などの充実」や「障害者就業・生活支援センターの充実」が高く、卒業後の就労の受け皿の拡大を望む声が多くなっています。

## ⑦ 就労における配慮について

○現在就労していない人のうち、「働きたいが働けない」理由について、全体では「障がいが重い、病弱なため」が最も高くなっています。知的障がいのある人では「自分に合う（できる）仕事がない」、精神障がいのある人では「働くことが不安である」といった項目も高く、障がい特性に合わせた柔軟な就労形態の充実が求められています。

○障がいのある人が会社などで就労するにあたり必要だと思う配慮について、いずれの障がい種別でも「職場内で、障がいに対する理解があること」が最も高くなっています。

■障がいのある人が会社などで就労するにあたり必要だと思う配慮



## ⑧ 災害対策について

○災害時に避難所などで具体的に困ると思うことについて、身体障がい、知的障がいのある人では「トイレのこと」が、精神障がいのある人では「薬や医療のこと」が最も高くなっています。知的障がいのある人では「コミュニケーションのこと」も高い割合で続いており、障がい特性に合わせた個別支援を充実していく必要があります。

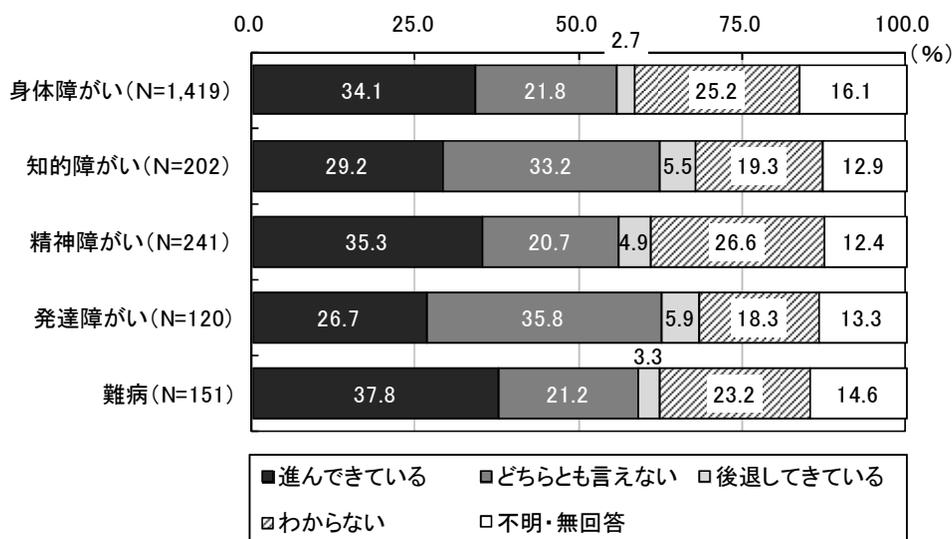
■災害時に避難所などで具体的に困ると思うこと(主なもの3項目を抜粋)

	身体障がい(N=1,419)		知的障がい(N=202)		精神障がい(N=241)	
	項目	%	項目	%	項目	%
1	トイレのこと	59.5	トイレのこと	46.5	薬や医療のこと	68.0
2	薬や医療のこと	54.1	コミュニケーションのこと	43.1	トイレのこと	49.8
3	プライバシー保護のこと	31.4	プライバシー保護のこと	37.6	プライバシー保護のこと	44.8

## ⑨ 障がいに対する市民・地域・行政の理解について

○障がいに対する市民等の理解について、発達障がいのある人では、他の障がい種別と比較して「どちらとも言えない」「後退してきている」が高く、理解が進んできていると感じる人が少なくなっています。

■障がいに対する市民・地域・行政の理解について



## ⑩ 障がい者福祉施策への満足度・重要度

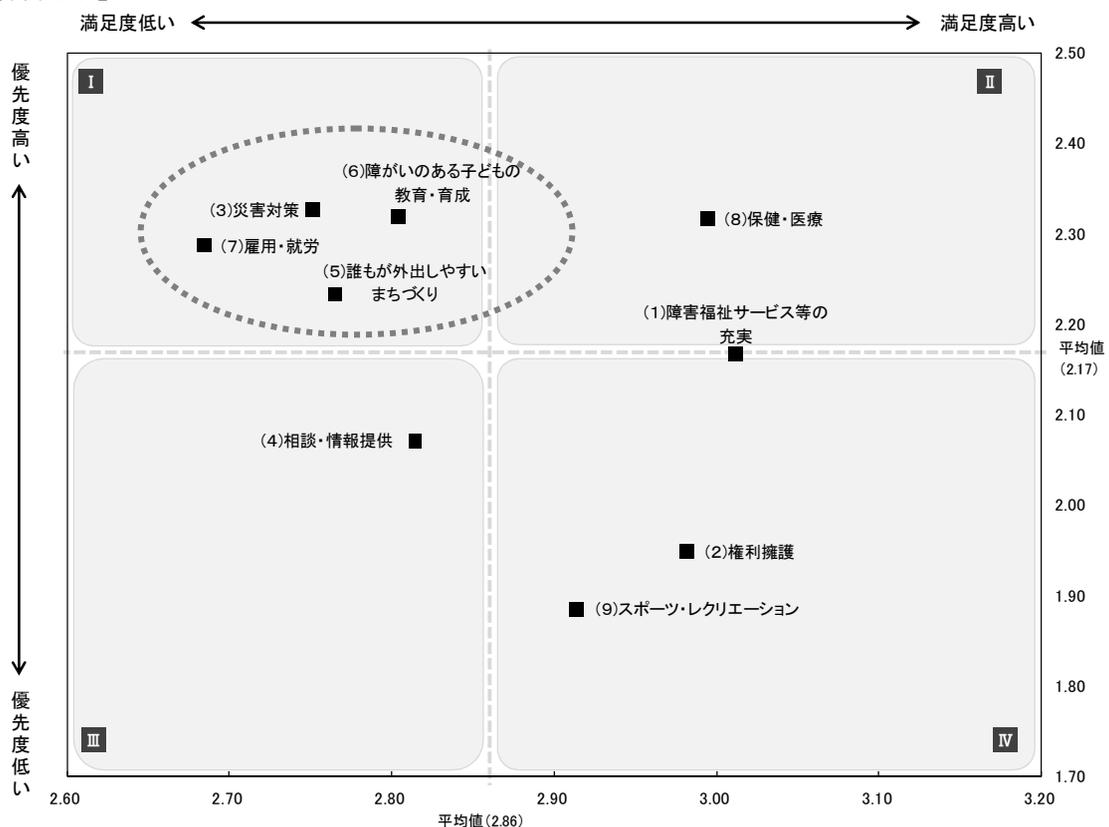
### グラフの見方

障がい者に関する施策9項目について、「満足度」は5段階、「優先度」は3段階の評価で得た回答を点数化し、横軸を「満足度」、縦軸を「優先度」として散布図に落とし込みました。Ⅰ～Ⅳは、基本的に以下のような解釈ができます。

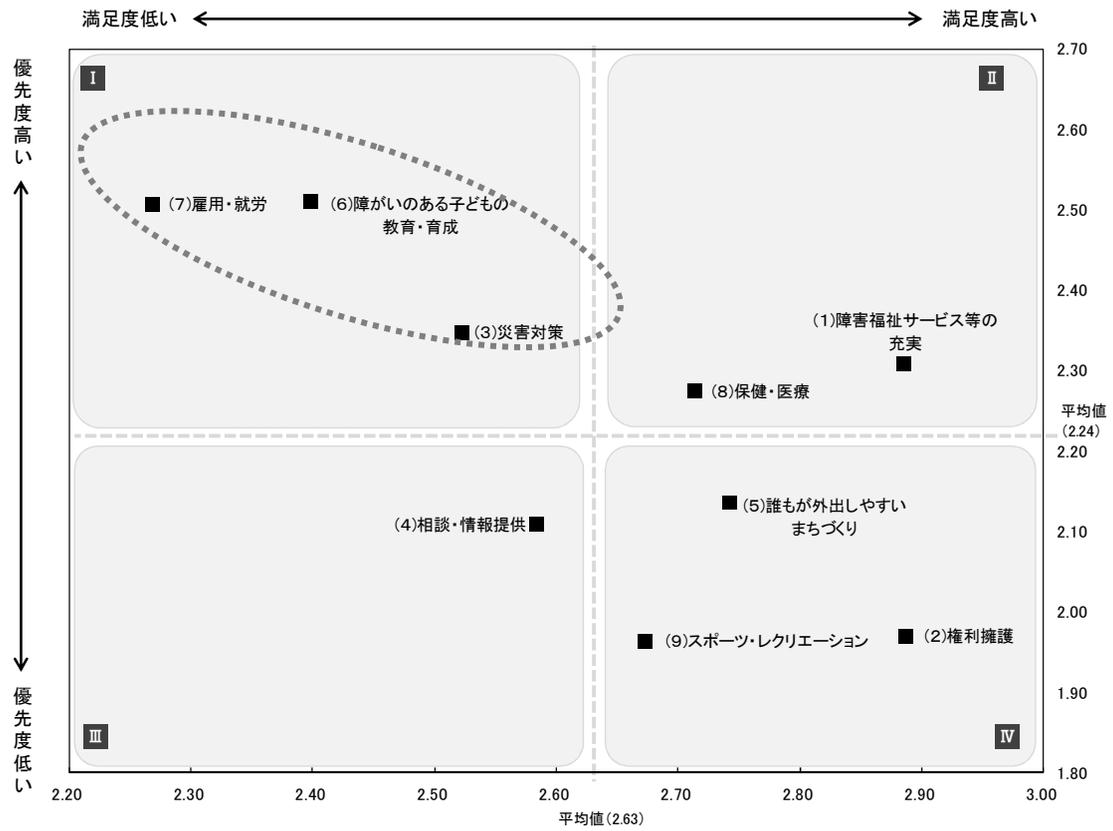
<p>&lt;タイプ【Ⅰ】&gt; 満足度は低いが、優先度が高い ⇒特に取り組むべき施策</p>	<p>&lt;タイプ【Ⅱ】&gt; 満足度が高く、優先度も高い ⇒継続して取り組むべき施策</p>
<p>&lt;タイプ【Ⅲ】&gt; 満足度が低く、優先度も低い ⇒現状通りで進め、施策の満足度を高めるための取り組みを進める施策</p>	<p>&lt;タイプ【Ⅳ】&gt; 満足度は高いが、優先度が低い ⇒現状通りで進め、状況によっては見直しを行う必要のある施策</p>

○特に取り組むべき施策としては、いずれの障がい種別でも「(3)災害対策」「(6)障がいのある子どもへの教育・育成」「(7)雇用・就労」があがっており、優先的に取り組む必要があります。特に「(7)雇用・就労」では、いずれの障がい種別でも満足度が低い結果となっています。

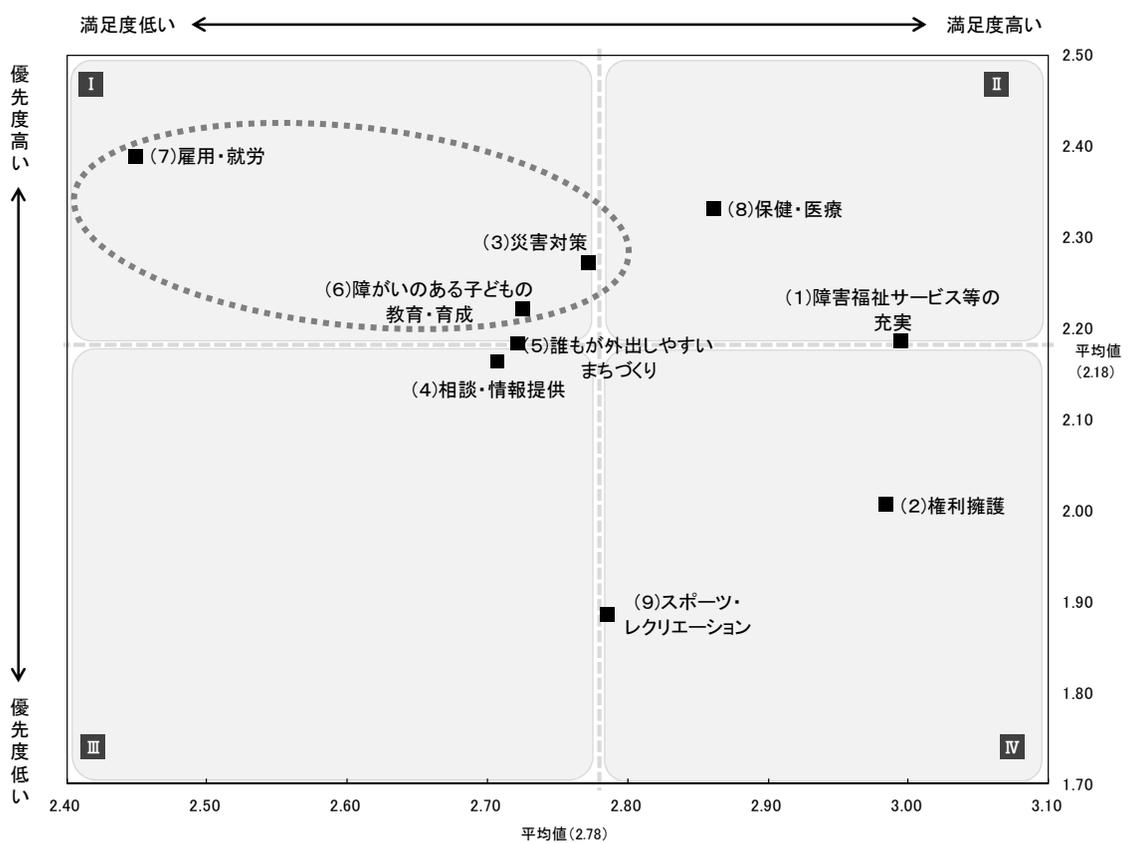
### 【身体障がい】



### 【知的障がい】



### 【精神障がい】



## 3 ヒアリング調査の結果概要

### (1) ヒアリング調査の実施概要

市内における障がいのある人に関する関係団体、障害福祉サービス提供事業所を対象に、尾張旭市における障がいのある人を取り巻く現状や課題、今後の方向性などをお聞きし、本計画策定の基礎資料とするためにヒアリング調査を実施しました。

#### ■調査対象

	サービス事業所等	関係団体	ボランティア団体
ヒアリング実施対象数	16	7	5

### (2) ヒアリング調査の結果概要

#### ① 理解と交流について

事業所や施設で行うイベントなどに、地域の人にボランティアとして参加してもらうなかで、障がいのある人とない人との交流を図ることができ、障がいについての理解につながっている、という好事例が聞かれました。

また、精神疾患などの障がいについて、中学校や高等学校で学習できる機会があると、子どもの頃から障がいについての理解が浸透し、親世代とまた違った認識が持てるため、「健康都市 尾張旭市」として、そうした教育を実施してほしいとの声も聞かれました。

#### ② 相談支援・情報提供について

障がいのある人が、最初にどこに相談にいったらよいかわからない、また、相談にいった後の専門機関へのつながりがうまくいっていないなど、ワンストップ的な相談窓口を求める声が聞かれました。

また、サービスがあるにも関わらず情報が入ってこないために利用につながらない、福祉に関するイベントなどについて公的機関から情報提供を積極的にしてもらうことで参加しやすくなるという声も聞かれました。

### ③ 避難行動要支援者<sup>6</sup>への支援について

避難場所の周知確認、関係機関や地域住民との連携・協力体制の整備など、災害が起こる前の準備を進めることが大切との声が聞かれました。

また、避難所生活については、例えば自閉症の場合は音や光の刺激を遮断して本人が安心できるように間仕切りを設置するなど、特性に応じた配慮を求める声が聞かれました。

### ④ 障がいのある子どもの教育・育成について

障がいのある子どもの個別の情報、成育歴等の申し送りが関係機関の間で十分できていない部分があるため、関連機関の連携強化が必要との声が聞かれました。

また、就園や就学、さらには卒業後に至るまで、ライフステージに合わせた対応と、一生涯を通じた切れ目のないサポート体制の構築を求める声が聞かれました。

### ⑤ 雇用・就労について

受け入れる企業側への理解促進の努力もしており、企業側の理解も浸透しつつあるものの、企業全体に障がい者雇用に関する理解が根づくのが難しい、という声が聞かれました。

また、工賃が少なく、交通費を払うことで稼ぎがなくなってしまう、といった課題も多く、作業所での待遇改善も含め、障がいのある人の多様な就労形態の提供を求める声が聞かれました。

### ⑥ 住まいの場の整備について

保護者の高齢化により、親亡き後の支援として住まいの場の充実を求める声が多く聞かれました。また、重度の障がいのある人は医療ケアつきの施設でないと生活が難しいため、障がいの状況に合わせた多様な住まいの場を求める声が聞かれました。

### ⑦ 関係機関との連携体制について

事業所間や団体間で連携・情報共有する場がないという課題が多く聞かれました。「障害者地域自立支援連携会議」をしっかりと機能させ、地域の問題を共有していくことが求められています。

また、医療と福祉の連携イメージが確立されていないとの声があり、医療機関との連携を求める声が聞かれました。

---

#### 6 避難行動要支援者

障がいのある人をはじめ、高齢者や乳幼児など、災害の時に、特に支援が必要とされる人をいいます。

「災害対策基本法の一部を改正する法律」が平成26年4月1日より施行されたことにより、「災害時要援護者」が「避難行動要支援者」と名称変更されている。

## 4 数値目標の進捗状況（障がい者計画）

### （1）数値目標の状況

「尾張旭市第3期障がい者計画（平成24年～26年度）」では、体系に沿って施策の成果指標を設定しています。数値の進捗状況は以下のようになっています。

（評価は平成22年と平成25年を比較して ◎…目標を上回る、○…目標と同じ、△…目標には達していないが改善している（当初値との比較）、×…目標に達していない、―…評価できない の5段階で示しています。）

### 1. 安心して暮らしていくために

#### 1-1 啓発・情報提供

区分	指標内容	当初(H22)	現在(H25)	評価	目標(H26)
学校教育における交流機会の促進	福祉マインドフェアのチラシ配布率（小中学生）	100%	100%	○	100%
	特別支援学級交流事業実施回数	3回	3回	○	3回
障がい者福祉の啓発普及活動	ウェルフェアボウリング参加者数（障がい者数）	152人	163人	◎	160人
	福祉マインドフェア参加団体数（障がい者団体数）	5団体	7団体	◎	6団体
情報提供サービス	手話通訳等実施行事件数	5件	4件	×	6件
	アクセシビリティ対応様式のページ割合（市公式ホームページ）	98.8%	100%	○	100%

#### 1-2 生活支援と権利擁護

区分	指標内容	当初(H22)	現在(H25)	評価	目標(H26)
相談支援体制の拡充	相談件数（相談支援事業）	211件	297件	△	360件
緊急時の相談支援体制づくり	基幹相談支援センターの設置	0か所	(1か所) (※)	○	1か所
選挙権の保障	障がいのある人に配慮した投票所の割合	100%	100%	○	100%
	郵便等投票証明書交付者の数	19人	21人	◎	19人
財産管理等相談窓口の充実	日常生活自立支援事業利用者数（障がい者数）	2人	3人	△	4人
	成年後見制度利用支援事業利用者数（障がい者数）	0人	2人	○	2人

※ 平成26年10月1日設置

### 1-3 防災ネットワークの構築

区分	指標内容	当初(H22)	現在(H25)	評価	目標(H26)
火災予防、避難訓練等の指導	火災予防、避難訓練等の指導実施率	100%	100%	○	100%
	住宅用火災警報器等の給付事業の周知	5回	5回	○	5回
災害時の情報伝達	あさひ安全安心メール配信登録者数	5,454人	6,952人	○	7,000人
FAX119番	FAX119番登録者数	13名	14名	△	20名
災害時の障がい者への対応	災害時要援護者リストを取得した自治会、町内会数	28団体	39団体	△	50団体
	避難支援訓練を実施している自主防災組織数	2団体	2団体	×	9団体

### 1-4 福祉用具の利用促進

区分	指標内容	当初(H22)	現在(H25)	評価	目標(H26)
情報提供と普及促進	福祉用具展示コーナー利用者数	33人	10人	×	48人
	車いす貸出件数	546件	530件	×	607件

## 2. 誰もが外出しやすいまちづくり

### 2-1 移動の支援

区分	指標内容	当初(H22)	現在(H25)	評価	目標(H26)
自動車利用者への支援	外出時の困りごとについて「駐車場の利用」と回答のあった割合（障がい者計画策定に係るアンケートで取得）	10%	8.8%	△	5%
公共交通利用助成制度の拡充	障がい者交通移動手段施策数	3件	3件	×	4件
移動手段の確保支援	駅のバリアフリー化率	50%	50%	×	100%
	バリアフリー対応車輛導入率	86%	91%	○	90%

### 2-2 バリアフリーの推進

区分	指標内容	当初(H22)	現在(H25)	評価	目標(H26)
人にやさしい街づくりの推進	県条例適合証交付施設数	140施設	154施設	△	190施設
歩道の整備	歩道のバリアフリー化率（全市域）	67.3%	70.6%	△	84.8%
公園の整備	公園入口のバリアフリー化率	98%	100%	○	100%
	ワークショップへの参加者数（うち障がい者数）	0人	0人	×	5人

### 3. すべての市民がライフステージに応じた役割を担っていくために

#### 3-1 障がい児保育の充実

区分	指標内容	当初 (H22)	現在 (H25)	評価	目標 (H26)
障がい児保育の 充実	障がい児保育実施園数	4 か所	9 か所	◎	6 か所
	研修参加者数（コロニー主催研修）	25 人	17 人	×	30 人
	年間研修実施回数	6 回	6 回	×	8 回
保育園のバリア フリー化	バリアフリー化された保育園の数	2 か所	4 か所	△	5 か所

#### 3-2 障がい児教育

区分	指標内容	当初 (H22)	現在 (H25)	評価	目標 (H26)
特別支援学級等 の充実	対象児童生徒のいる学校への特別支 援学級設置割合	100%	100%	○	100%
教育相談窓口の 充実	教育相談実施回数	56 回	67 回	△	94 回
	巡回相談実施回数	24 回	66 回	◎	24 回
障がい児教育担 当教員等の研修 の充実	研修会等への参加者数	100 人	100 人	○	100 人
学校のバリアフ リー化	バリアフリー化済校数	4 校	5 校	△	6 校

#### 3-3 就労支援と雇用促進

区分	指標内容	当初 (H22)	現在 (H25)	評価	目標 (H26)
就労支援事業所 等における工賃 確保	市の優先発注件数	228 件	237 件	△	250 件
障がい者雇用の 促進	障がい者雇用企業数	16 社	23 社	△	25 社
	上記企業で働く障がい者数（実人 数）	36 人	79 人	◎	77 人

#### 3-4 スポーツ・レクリエーションの推進

区分	指標内容	当初 (H22)	現在 (H25)	評価	目標 (H26)
各種講座・講 演、イベント等 の参加機会の拡 大	障がいのある人に配慮した講座・イベ ントの開催数	17 件	15 件	×	20 件
図書利用等の充 実	CD・DVD・ビデオ・カセット数	5,135 点	4,781 点	×	5,860 点
	大活字本、点字本冊数	1,129 点	1,261 点	△	1,290 点
	健康に関する資料数（朝見武彦文 庫）	5,872 点	11,301 点	◎	10,000 点

## 4. 障がいや高齢化に合わせた健康づくり

### 4-1 障がいの早期発見・早期療育と重度化の予防

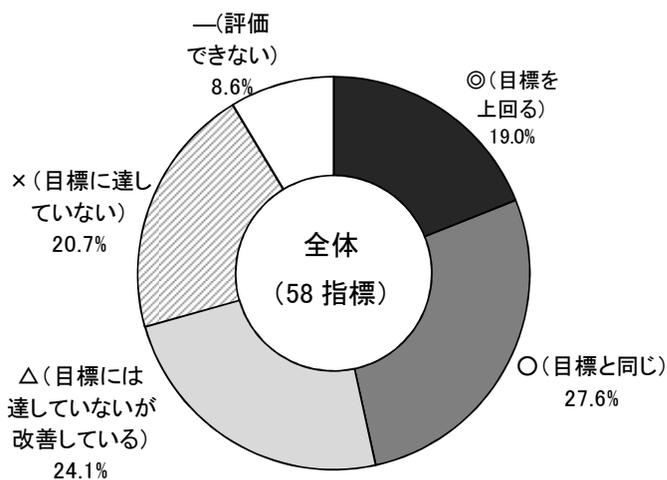
区分	指標内容	当初(H22)	現在(H25)	評価	目標(H26)
母子保健事業の充実	母子保健サービスに対する満足度	75.2%	84.2%	◎	80.0%
	乳幼児健康診査受診率	95.7%	96.1%	○	96.0%
通園施設の充実	ピンポンパン教室入園児童の保護者満足度(3年に1回アンケートで取得)	—	(100%) H24.2 調査より	◎	80.0%
発達の遅れに対する早期支援の充実	託児ボランティア数(登録者)	6人	6人	○	6人
	コアラちゃん広場参加人数(延べ人数)	238人	472人	—	—
地域療育支援の充実	心理相談員による発達相談件数(年)	111件	104件	—	—
	発達支援アドバイザーによる発達相談件数(年)	88件	509件	—	—
	障がい児等療育支援事業開催回数(年)	12回	13回	◎	12回
	発達相談窓口の設置	0か所	1か所	○	1か所

### 4-2 保健・医療サービスとの連携

区分	指標内容	当初(H22)	現在(H25)	評価	目標(H26)
障害者医療費等助成の充実	障害者医療受給者数(年間月平均)	973人	1,142人	—	—
	精神障害者医療(年間助成件数)	11,324件	13,396件	—	—
障害者手帳非対象者への対応	難病患者等ホームヘルプサービス事業・日常生活用具給付事業利用者数	2人	1人	×	3人
	障害福祉サービス等利用者数(障害者手帳非所持者)	16人	26人	◎	20人
健康づくりの啓発普及	健康づくり教室・元気まる測定への参加者数	3,775人	4,285人	△	5,500人

## (2) 数値目標の進捗状況総合評価

平成22年の目標値と平成25年の現状値を比較し、「◎(目標を上回る)」「○(目標と同じ)」「△(目標には達していないが改善している(当初値との比較))」「×(目標に達していない)」「—(評価できない)」の5段階で分類した場合、58の指標のうち、「◎」が19.0%(11指標)、「○」が27.6%(16指標)、「△」が24.1%(14指標)となっており、58指標中、約7割の40指標で数値が上昇しています。



## 5 障害福祉サービス等の状況

### (1) 市内事業所の状況

尾張旭市内の障害福祉サービス、地域生活支援事業、児童福祉法に基づくサービスの提供事業所数は、以下のようになっています。

#### ■障害福祉サービス別事業所数の状況

障害福祉サービスの種類	か所数
<b>&lt;訪問系サービス&gt;</b>	
居宅介護	16
重度訪問介護	16
同行援護	10
行動援護	2
重度障害者等包括支援	0
<b>&lt;日中活動系サービス&gt;</b>	
生活介護	3
自立訓練（機能訓練）	0
自立訓練（生活訓練）	0
就労移行支援	3
就労継続支援（A型）	0
就労継続支援（B型）	3
短期入所（ショートステイ）	0
療養介護	0
<b>&lt;居住系サービス&gt;</b>	
施設入所支援	0
共同生活援助（グループホーム）	2
<b>&lt;相談支援&gt;</b>	
計画相談支援	4
地域移行支援	0
地域定着支援	0

#### ■地域生活支援事業別事業所数の状況

地域支援事業の種類	か所数
地域活動支援センター	2
日中一時支援	6
移動支援	10

#### ■児童福祉法に基づくサービス別事業所数の状況

児童福祉法に基づくサービスの種類	か所数
福祉型児童発達支援センター	1
児童発達支援事業	2
医療型児童発達支援	0
放課後等デイサービス	3
保育所等訪問支援	0

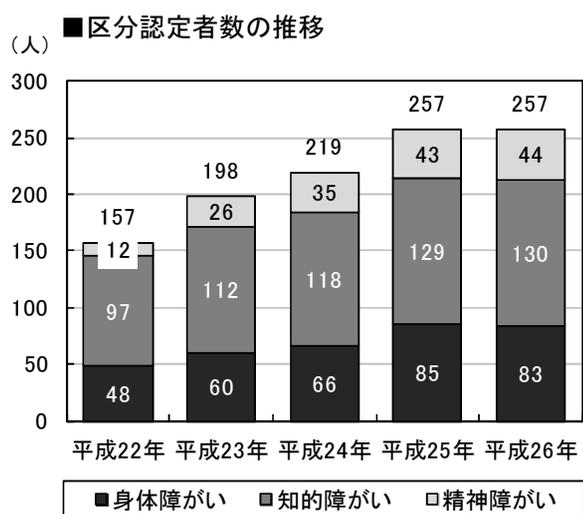
資料：尾張旭市福祉課（平成26年4月1日現在）

## (2) 障害支援区分認定の状況

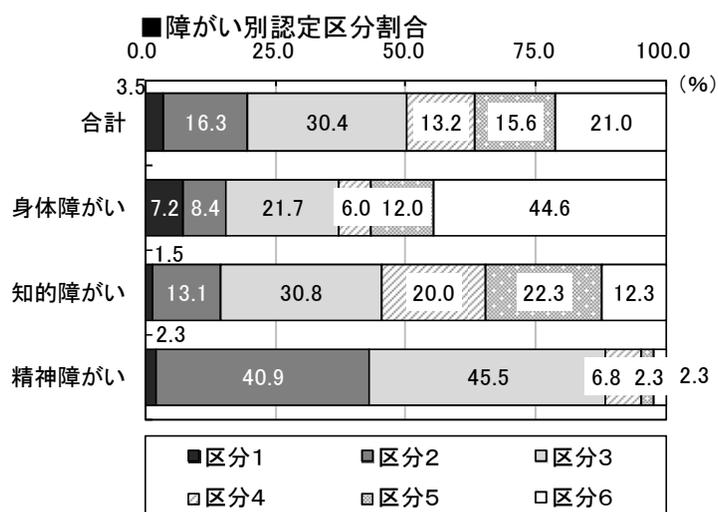
障害支援区分は、障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がいのある人の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして、従来の障害程度区分に代わり平成26年4月から導入されています。

障害支援区分は6段階で、支援の度合いが最も高い状態が区分6となっています。（下図は、従来の障害程度区分の認定者数の推移等を、参考のため掲載しています。）

区分認定者数は近年増加傾向にあり、従来の障害程度区分では、身体障がいのある人で区分6、知的障がいのある人、精神障がいのある人で区分3が多くなっています。



資料：尾張旭市福祉課（平成26年4月1日現在）



資料：尾張旭市福祉課（平成26年4月1日現在）

### (3) 障害福祉サービスの見込みと実績の比較

第3期計画における障害福祉サービスの見込みと実績の比較では、訪問系サービスで「重度訪問介護」「行動援護」の利用時間が見込みを大きく上回っています。

■訪問系サービス(各年度1か月あたり平均。「か所数」は尾張旭市内の事業所数)

サービス種別	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度
		計画	実績	達成度	計画	実績	達成度	計画
訪問系サービス 合計	時間	2,400	2,403	100.1%	2,784	2,363	84.9%	3,232
	人	96	89	92.7%	111	93	83.8%	127
	か所	27	38	140.7%	27	44	163.0%	27
居宅介護	時間	2,215	2,122	95.8%	2,591	2,126	82.1%	3,031
	人	78	78	100.0%	92	80	87.0%	107
	か所	10	14	140.0%	10	16	160.0%	10
重度訪問介護	時間	50	177	354.0%	50	103	206.0%	50
	人	1	2	200.0%	1	1	100.0%	1
	か所	10	14	140.0%	10	16	160.0%	10
同行援護	時間	104	44	42.3%	104	67	64.4%	104
	人	13	4	30.8%	13	7	53.8%	13
	か所	6	9	150.0%	6	10	166.7%	6
行動援護	時間	31	60	193.5%	39	67	171.8%	47
	人	4	5	125.0%	5	5	100.0%	6
	か所	1	1	100.0%	1	2	200.0%	1
重度障害者等 包括支援	時間	0	0	—	0	0	—	0
	人	0	0	—	0	0	—	0
	か所	0	0	—	0	0	—	0

日中活動系サービスでは「生活介護」がほぼ見込どおりの実績となっていますが、「就労継続支援（A型）」では見込みを大きく上回っています。また、短期入所支援でも見込みを大きく上回っています。

■日中活動系サービス(各年度1か月あたり平均。「か所数」は尾張旭市内の事業所数)

サービス種別	単位	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度
		計画	実績	達成度	計画	実績	達成度	計画
生活介護	人日	1,980	1,958	98.9%	2,030	2,124	104.6%	2,080
	人	99	99	100.0%	101	109	107.9%	104
	か所	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3
自立訓練 (機能訓練)	人日	0	8	—	0	26	—	0
	人	0	1	—	0	2	—	0
	か所	0	0	—	0	0	—	0
自立訓練 (生活訓練)	人日	0	0	—	0	23	—	0
	人	0	0	—	0	1	—	0
	か所	0	0	—	0	0	—	0
就労移行支援	人日	700	515	73.6%	800	471	58.9%	900
	人	35	30	85.7%	40	28	70.0%	45
	か所	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3
就労継続支援 (A型)	人日	88	168	190.9%	88	282	320.5%	88
	人	4	9	225.0%	4	15	375.0%	4
	か所	0	0	—	0	0	—	0
就労継続支援 (B型)	人日	594	886	149.2%	630	894	141.9%	666
	人	33	51	154.5%	35	53	151.4%	37
	か所	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3
短期入所	人日	77	120	155.8%	90	139	154.4%	99
	人	17	23	135.3%	20	25	125.0%	22
	か所	0	0	—	1	0	0.0%	1
療養介護	人	2	2	100.0%	2	3	150.0%	2
	か所	0	0	—	0	0	—	0

居住系サービスではいずれも実績は横ばいですが、見込みを上回っています。

■居住系サービス(各年度1か月あたり平均。「か所数」は尾張旭市内の事業所数)

サービス種別	単位	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度
		計画	実績	達成度	計画	実績	達成度	計画
共同生活介護 (ケアホーム) 共同生活援助 (グループホーム)	人	12	15	125.0%	17	20	117.6%	18
	か所	2	2	100.0%	3	2	66.7%	3
施設入所支援	人	29	31	106.9%	29	32	110.3%	28
	か所	0	0	—	0	0	—	0

計画相談支援は、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて倍の見込みとしていましたが、実績、達成度は半分以下となっています。

■相談支援(各年度1か月あたり平均)

サービス種別	単位	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度
		計画	実績	達成度	計画	実績	達成度	計画
計画相談支援	人	16	11	68.8%	36	12	33.3%	59
地域移行支援	人	1	0	—	1	0	—	2
地域定着支援	人	3	0	—	3	0	—	3

## (4) 地域生活支援事業の見込みと実績の比較

地域生活支援事業の見込と実績は以下のようになっています。

### ■相談支援事業

サービス種別	単位	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度
		計画	実績	達成度	計画	実績	達成度	計画
一般相談支援事業	か所	3	2	66.7%	3	2	66.7%	3
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	—	無	無	—	有
市町村相談支援機能強化事業		無	有	—	無	有	—	無
住宅入居等支援事業		無	無	—	無	無	—	無

### ■成年後見制度利用支援事業

サービス種別	単位	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度
		計画	実績	達成度	計画	実績	達成度	計画
成年後見制度利用支援事業	人/年	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2

### ■コミュニケーション支援事業

サービス種別	単位	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度
		計画	実績	達成度	計画	実績	達成度	計画
手話通訳者派遣事業	人/年	8	9	112.5%	8	7	87.5%	8
要約筆記者派遣事業	人/年	2	1	50.0%	2	2	100.0%	2
手話通訳者設置事業	人	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1

### ■日常生活用具給付事業

サービス種別	単位	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度
		計画	実績	達成度	計画	実績	達成度	計画
介護・訓練支援用具	件/年	8	1	12.5%	8	1	12.5%	8
自立生活支援用具		18	16	88.9%	18	15	83.3%	18
在宅療養等支援用具		20	17	85.0%	20	13	65.0%	20
情報・意思疎通支援用具		10	11	110.0%	10	8	80.0%	10
排泄管理支援用具		1,400	1,186	84.7%	1,600	1,246	77.9%	1,800
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		5	2	40.0%	5	3	60.0%	5

■移動支援事業(各年度1月あたり。「か所数」は尾張旭市内の事業所数)

サービス種別	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度
		計画	実績	達成度	計画	実績	達成度	計画
移動支援事業 (市内)	時間	1,218	1,136	93.3%	1,418	1,188	83.8%	1,650
	人	72	71	98.6%	84	78	92.9%	97
	か所	6	7	166.7%	6	10	166.7%	6

■地域活動支援センター(各年度1月あたり。「か所数」は尾張旭市内の事業所数)

サービス種別	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度
		計画	実績	達成度	計画	実績	達成度	計画
地域活動支援 センター	日	349	318	91.1%	357	319	89.4%	366
	人	36	33	91.7%	37	36	97.3%	38
	か所	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2

■訪問入浴サービス事業

サービス種別	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度
		計画	実績	達成度	計画	実績	達成度	計画
訪問入浴サー ビス事業	人	10	11	110.0%	11	11	100.0%	12

■日中一時支援事業(各年度1月あたり。「か所数」は尾張旭市内の事業所数)

サービス種別	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度
		計画	実績	達成度	計画	実績	達成度	計画
日中一時支援 事業	日	730	583	79.9%	783	551	70.4%	840
	人	100	84	84.0%	107	90	84.1%	115
	か所	6	5	83.3%	6	6	100.0%	6

■社会参加促進事業

サービス種別	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度
		計画	実績	達成度	計画	実績	達成度	計画
スポーツ・レ クリエーショ ン教室開催等 事業	講座/年	8	8	100.0%	8	7	87.5%	8
	受講者/年	260	226	86.9%	260	207	79.6%	260
点字・声の広 報等発行事業	種類/年	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3
	発行回/年	32	32	100.0%	32	32	100.0%	32
奉仕員養成研 修事業	講座/年	3	3	100.0%	3	2	66.7%	3
	受講者/年	30	33	110.0%	30	29	96.7%	30
自動車改造助 成事業	件	3	3	100.0%	3	5	166.7%	3
自動車運転免 許取得助成事 業	件	1	0	0.0%	1	1	100.0%	1



## 第3章

### 基本理念及び基本目標

# 1 計画の基本理念

## (1) 尾張旭市第五次総合計画で示されている基本的な考え方

本計画の上位計画である「尾張旭市第五次総合計画」では、将来都市像「みんなで支えあう 緑と元気あふれる住みよいまち 尾張旭」を実現するために、8つの政策を設定しています。

本計画は、保健・医療・福祉分野の「みんなで支えあう健康のまちづくり」に、「障がい者福祉の推進」として位置づけられており、施策がめざす尾張旭市の姿として、以下のような将来像が掲げられています。

施策1-5 障がい者福祉の推進【施策がめざす尾張旭市の姿】

**障がい者が安心して生活し、社会参加できています。**

## (2) 基本理念

本市では、第3期計画において、障がいのある人もない人も、すべての人がその人らしい生活を地域で営めるよう、「誰もがいきいきと暮らす福祉の街をめざして ともに生きよう！安心して暮らせる共生のまち“尾張旭”」を基本理念に掲げて施策の推進に努めてきました。

本市におけるこれまでの方向性と、総合計画で示されている“めざす姿”、さらには国で示されている「共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと並びに社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行わなければならない」「“自立”という表現に代わる“基本的人権を享有する個人としての尊厳”」といった考え方を踏まえ、本計画の基本理念を以下のように定めます。

●● **誰もが自分らしくいきいきと暮らす福祉の街をめざして** ●●

**ともに生きよう！みんなで支えあう住みよいまち“尾張旭”**



## 2 計画の基本目標

### (1) 障がい者計画の基本目標

#### 1 安心して暮らしていくために

個々の多様なニーズに対応するための生活支援体制を整備するとともに、地域生活を支えるサービスの充実を図ります。

#### 2 誰もが外出しやすいまちづくり

地域において誰もが自立して安全で快適な生活を送れるよう、ユニバーサルデザイン<sup>7</sup>の考えに基づき、行政とともに民間事業者や市民との協働により、住宅、公共施設、交通、教育等の生活環境の整備を進めます。

#### 3 すべての市民がライフステージに応じた暮らしを送るために

障がいのある人が教育や就労、生涯学習、スポーツなどあらゆる場面で参加しやすい社会の実現をめざします。

#### 4 障がいの特性に合わせた健康づくり

それぞれの障がい特性を十分考慮し、障がいの原因となる疾病の予防や早期発見、リハビリ等に関する健康づくりの施策を積極的に展開します。

---

#### 7 ユニバーサルデザイン

高齢者や障がいのある人のみならず、可能な限りすべての人を対象として想定し、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」デザインすることです。

## **(2)障がい福祉計画の基本目標**

### **1 障害福祉サービス ～必要な人へのサービス提供体制の充実～**

様々なニーズに対応し、障がいのある人の地域での生活を支えるための居宅サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、その他のサービスの利用を支援します。

### **2 児童福祉法に基づくサービス**

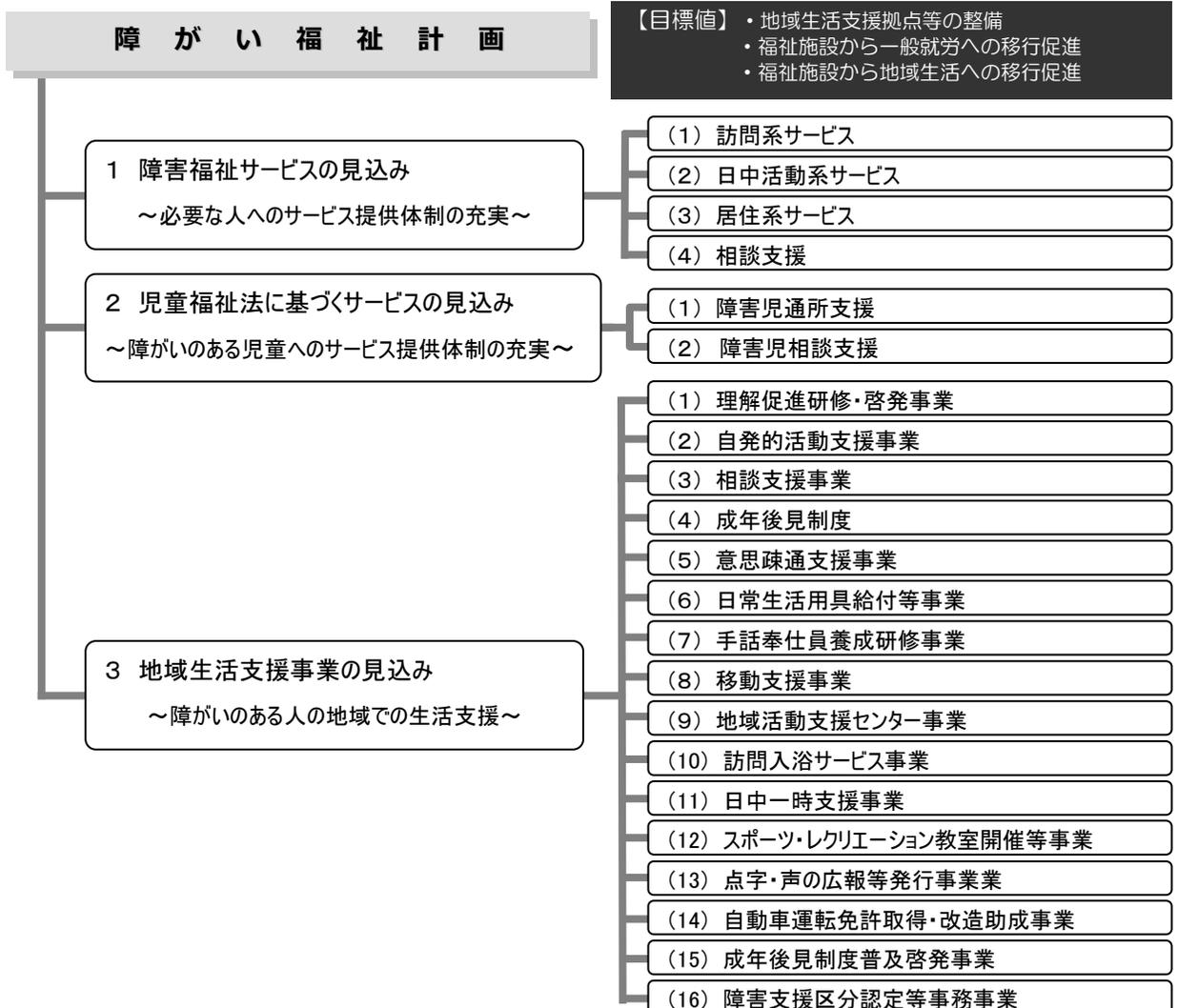
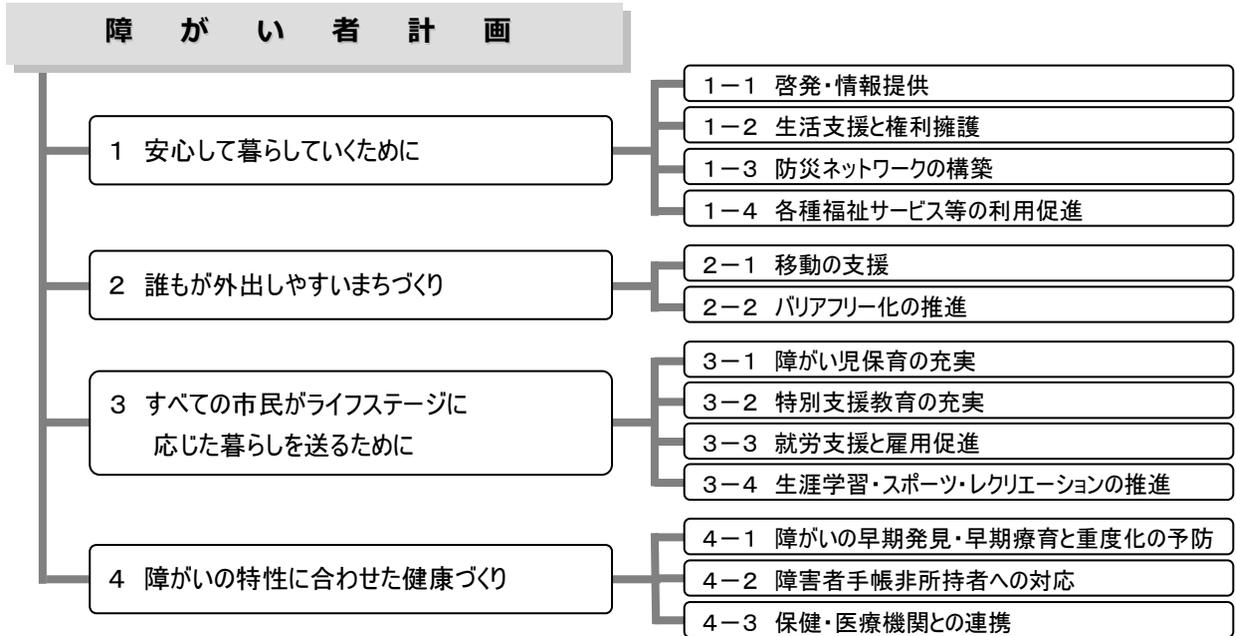
#### **～障がいのある児童へのサービス提供体制の充実～**

様々なニーズに対応し、障がいのある子どもの地域での生活を支えるための児童発達支援、放課後等デイサービス、その他のサービスの利用を支援します。

### **3 地域生活支援事業 ～障がいのある人の地域での生活支援～**

障がいのある人が地域で安心して暮らし続けられるようにするため、相談支援、移動支援、コミュニケーション支援、創作的活動または生産活動機会の提供等の各種支援施策を充実します。

### 3 計画の施策体系



## 4 第五次総合計画の計画人口実現のためのチャレンジ

### (1) 第五次総合計画における5つのチャレンジ

「尾張旭市第五次総合計画」では、本市において人口を増加させるために特に効果的である次の5つの分野を「5つのチャレンジ」として位置づけ、計画人口の実現に取り組んでいます。

- チャレンジ1 いつまでも元気に暮らせるまちをめざします
- チャレンジ2 働きながら子育てしやすいまちをめざします
- チャレンジ3 次代を担う子どもたちが育まれるまちをめざします
- チャレンジ4 住みやすく出かけやすいまちをめざします
- チャレンジ5 衛生的で快適なまちをめざします

### (2) 障がい者計画におけるチャレンジ事業

本計画においても、計画人口の実現に向け効果の期待できる下表の事業について「チャレンジ事業」に位置づけ、積極的に取り組みます。

第五次総合計画における5つのチャレンジ	障がい者計画におけるチャレンジ事業	掲載ページ
1 いつまでも元気に暮らせるまちをめざします	1-1-1 障害者差別解消法についての周知・啓発	46
	1-2-1 障がい者基幹相談支援センターの充実	52
	1-2-1 虐待の防止と早期発見	52
	1-2-3 成年後見制度の利用促進	55
	1-4-1 市公式ホームページの充実	61
	3-3-1 優先調達の推進	75
2 働きながら子育てしやすいまちをめざします	3-1-1 障がい児保育の充実	68
3 次世代を担う子どもたちが育まれるまちをめざします	4-1-2 「こどもの発達センターにここ」による相談支援の充実	82
4 住みやすく出かけやすいまちをめざします	2-1-2 移動支援の充実	63
5 衛生的で快適なまちをめざします	1-3-3 避難所における配慮	59

以上 10の取り組みをチャレンジ事業に位置づけ、重点的に取り組みます。

「第4章 障がい者計画」において、取り組み名に「チャレンジ」と記載しています。

# 第4章

## 障がい者計画

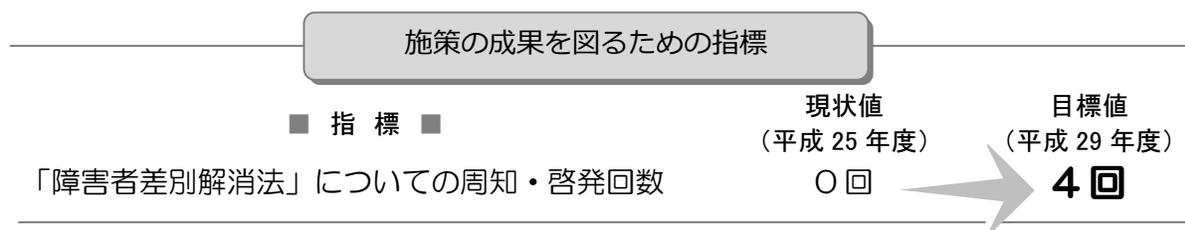
# 基本目標 1 安心して暮らしていくために

## 施策目標 1-1 啓発・情報提供

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくっていくためには、地域社会全体で障がいに対する理解を深めていくことが大切です。

周知・啓発活動などにより、障がいのある人への差別解消の理念を市民に浸透させるとともに、障がい特性に対する理解を促進します。学校教育のなかでも、より多くの交流の場を設け、子どもの頃からの支え合いの心を育成します。また、視覚障がいや聴覚障がいのある人への情報提供体制を整備します。

### 1-1-1 障がい者の差別解消に向けた啓発の推進



#### 現状

- 「障害者差別解消法」に関するパンフレットを福祉課窓口で配布しています。
- 平成 28 年 4 月の法施行に向け、情報収集を行い準備を進めています。

#### 今後の方向性

- 「障害者差別解消法」の成立を受け、その理念の浸透と、行動に移していくきっかけづくりを進めます。

#### 主な取り組み

取り組み	内容	所管
「障害者差別解消法」についての周知・啓発 チャレンジ	「障害者差別解消法」の理念や内容についての周知・啓発を図るため、市広報誌や市公式ホームページへの掲載を行います。また、講演会等の実施を検討します。	福祉課

## 1-1-2 学校教育における啓発・交流機会の促進

### 施策の成果を図るための指標

■ 指標 ■	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 29 年度)
福祉実践教室の開催回数	10回	13回
福祉マインドフェアのボランティア参加人数（小・中学生、高校生）	26人	50人

### 現状

- 市内の小・中学校及び高等学校において、地域の障がいのある人やボランティアが講師となり、車いす・手話・点字などの体験学習を通して福祉の心を育んだり、障がいのある人等との交流を行う「福祉実践教室」を実施しています。
- 福祉マインドフェアの開催にあたり、各小中学校へチラシを配布し、参加を促しています。また、中学校及び高等学校を通じ、学生ボランティアを募集しています。
- 市内小・中学校の特別支援学級の児童生徒を対象として、ピクニック、運動会、持久走大会を実施しています。

### 今後の方向性

- 福祉に関する子どもの意識を醸成します。
- 障がいのある子どもとない子どものふれあいの機会を充実し、子どもの頃からの障がいのある人に対する理解の浸透を図ります。

### 主な取り組み

取り組み	内容	所管
福祉実践教室の実施	市内の小・中学校及び高等学校において、引き続き福祉実践教室を実施し、障がいのある人との交流を通じた児童生徒の福祉の心の育成を図ります。	社会福祉協議会 教育行政課
福祉マインドフェアへの参加	福祉マインドフェアへの市内小・中学生の参加を促します。また、中学校及び高等学校を通じ、学生ボランティアを募集します。	社会福祉協議会 教育行政課
特別支援学級交流事業の充実	市内小・中学校の特別支援学級の児童生徒を対象として、引き続きピクニック、運動会、持久走大会等の交流行事を実施します。	教育行政課

## 1-1-3 地域社会における交流機会の促進

### 施策の成果を図るための指標

■ 指標 ■	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 29 年度)
ウェルフェアボウリング参加者数（障がい者数）	163 人	170 人
福祉マインドフェア参加団体数（障がい者団体数）	7 団体	8 団体

### 現状

- 3 市（瀬戸市・尾張旭市・長久手市）の障がい者団体や障がい者施設の連携を図るため、ウェルフェアボウリング事業を支援しています。
- 障がいのある人同士の交流や障がいへの理解を促進するため、福祉マインドフェアに障がい者施設（精神障がい、知的障がい、高次脳機能障がい<sup>8</sup>）の P R ・即売コーナーの場を提供しています。

### 今後の方向性

- 団体活動の広がりや、障がいのある人の状況把握を目的とし、市内外における、障がい者団体・障がい者施設の連携を強化します。
- 市内外における障がいのある人、ない人との交流を促進し、地域における障がいのある人への理解の浸透を図ります。

### 主な取り組み

取り組み	内容	所管
ウェルフェアボウリングの開催支援	継続して支援するとともに、対象障がい種別の拡大を図ります。	社会福祉協議会
市内行事における交流の促進	福祉マインドフェアにおいて、引き続き障がい者施設の P R ・販売コーナーの場を提供するなど交流を促進します。	社会福祉協議会

### 8 高次脳機能障がい

脳の損傷により生じる認知機能の障がいです。交通事故等による頭部外傷や脳血管障がい（くも膜下出血等の脳出血、脳梗塞）などによる後遺症のため、記憶障がいや注意障がい、感情障がいなどの様々な症状があらわれます。

## 1-1-4 情報提供サービス

### 施策の成果を図るための指標

■ 指標 ■	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 29 年度)
手話通訳等実施行事件数	4件	6件
アクセシビリティ対応のページ割合 (市公式ホームページ)	100%	100%

#### 現状

- 市民体育大会、市民ジョギング大会、生涯学習フェスティバルでのフォーラムなど市主催の行事や、社会福祉協議会が実施する尾張旭市社会福祉大会の開会式、講演会等の一部において、手話や要約筆記ボランティアグループの協力を得て、手話通訳、要約筆記を実施しています。
- 聴覚障がいのある人が、市役所での申請手続きや相談などをする際、手話通訳が利用できるよう、手話通訳者を市役所福祉課に配置しています。
- 市広報誌を含め、市が発行する主な文書は、支援ソフトを利用することで、市公式ホームページで閲覧することができます。
- 音訳ボランティアグループの協力のもと、「声の広報」、「声の市議会だより」、「声の社協だより」を発行しており、市公式ホームページでも同データを公開しています。
- 居宅介護や移動支援といったホームヘルプサービス事業や、障がいのある人への支援活動を目的とするボランティアグループの紹介など、暮らしを支える情報を社会福祉協議会のホームページに掲載しています。

#### 今後の方向性

- 手話通訳者や要約筆記者の配置により、誰もが外出しやすい環境を整備します。
- 視覚障がいや聴覚障がいなど、情報障がいのある人にも充実した情報提供ができるよう、アクセシビリティに配慮したホームページの整備を図ります。

主な取り組み

取り組み	内容	所管
聴覚障がいのある人への情報提供	市主催行事、講演会等について、手話通訳、要約筆記の実施が図られるよう関係各課に働きかけます。	福祉課
手話通訳者の設置	市役所福祉課に手話通訳者を設置し、聴覚に障がいがある人へのコミュニケーションの支援を行います。	福祉課
視覚障がいや言語障がいのある人等に配慮した情報提供	アクセシビリティに配慮したホームページの運営に努めます。	情報課
暮らしを支える情報の提供	社会福祉協議会のホームページにおける情報提供を、継続的に実施します。	社会福祉協議会

## 施策目標1-2 生活支援と権利擁護

ヒアリング調査では、わかりやすい相談窓口の整備を求める声があがっています。障がいのある人が一人の市民として権利を尊重されながら、安心して生活ができるよう、相談支援も含めた生活支援体制を整備する必要があります。

また、知的障がいのある人や精神障がいのある人など、判断能力が十分でない人に対しては、障がいによる不利益が生じないような制度、環境づくりを進めていく必要があります。平成24年6月に成立した「障害者総合支援法」においては、地域生活支援事業の必須事業として「成年後見制度法人後見支援事業」が追加されており、対応していく必要があります。

尾張東部成年後見センター<sup>9</sup>及び尾張旭市障がい者基幹相談支援センター<sup>10</sup>の一層の周知と機能の充実を図るとともに、障がいのある人の権利が十分に確保される権利擁護体制を整備します。

### 1-2-1 相談支援体制の拡充

施策の成果を図るための指標		
■ 指標 ■	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成29年度)
相談件数（一般相談）	297件	350件
相談件数（障がい者基幹相談支援センター）	—	3,000件
重大な虐待案件	0件	0件

#### 現状

- 「障害者総合支援法」による一般相談支援事業を3事業所に、基幹相談支援事業を1事業所に委託し実施しています。
- 尾張東部圏域（瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・長久手市・東郷町）及び名古屋市名東区・守山区を対象として開設されている「尾張東部障がい者就業・生活支援センター<sup>11</sup> アクト」では、障がいのある人の就業やそれに伴う生活に関する支援・助言などを、関係機関と協力しながら行っています。

#### 9 尾張東部成年後見センター

尾張東部5市1町が、成年後見制度の利用促進を図るために共同で設置したセンターです。成年後見制度についての相談や、申立ての支援などを行います。

#### 10 基幹相談支援センター

地域における、障がい者の相談支援の中核的な役割を担う機関です。本市では、平成26年10月より市役所内に設置しています。

#### 11 尾張東部障がい者就業・生活支援センター

在職中、もしくは就職を希望している障がいのある人が抱える課題に応じ、就業面及び生活面の一体的な支援を行うセンターです。

○平成 26 年 10 月より障がい者基幹相談支援センター（相談支援体制を強化するための総合的な相談支援センター）を市役所内に設置しており、支援困難事例への対応や相談支援事業者へのスーパービジョン、人材育成、虐待防止に係る支援、地域の関係機関のネットワーク化の推進を図っています。

○障がいのある人等への虐待の未然防止対策、早期発見及び早期対応を目的として、「高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク連絡会」を開催しています。

### 今後の方向性

- 障がい者基幹相談支援センターの機能を一層充実するとともに、窓口の周知を図ります。
- 地域包括支援センターと基幹相談支援センターの連携を強化し、虐待防止に向けた取り組みを進めます。

### 主な取り組み

取り組み	内容	所管
相談支援事業の利用促進	市公式ホームページのほか、市広報誌や福祉のしおり（ガイドブック）を通じて事業の周知を図ります。	福祉課
障がい者基幹相談支援センターの充実 <b>チャレンジ</b>	障がいのある人に関する総合的な相談支援、支援困難事例への対応や相談支援事業者へのスーパービジョン、人材育成、虐待防止に係る支援、地域の関係機関のネットワーク化の推進を図ります。 また、緊急時の相談支援（緊急訪問・緊急対応）を含めた体制づくりや、地域包括支援センターとの連携の強化により、虐待防止対策を進めます。	福祉課 社会福祉協議会
虐待の防止と早期発見 <b>チャレンジ</b>	サービス提供施設や事業所を含め、虐待防止に関する啓発活動を行うとともに、障がいのある人の虐待の防止及び早期発見に努めます。 高齢者部門と障がい者部門とで連携を図りながら、虐待防止マニュアルの整備等を進めます。	長寿課 社会福祉協議会 福祉課

## 1-2-2 選挙投票時の支援

### 施策の成果を図るための指標

■ 指標 ■	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 29 年度)
障がいのある人に配慮した投票所の割合	100%	100%
郵便等投票証明書交付者の数	21 人	25 人

### 現状

- 投票管理者及び事務主任者の説明会で点字投票<sup>12</sup>、代理投票の説明を行うとともに、投票所では障がいのある人には必要に応じて事務従事者が介助を行っています。
- 段差のある投票所については、選挙時に着脱式スロープを設置しています。（スペースの関係上、設置できない投票所が3か所あります。）
- 期日前投票所を、障がいのある人も利用しやすいよう、市役所1階ロビーに開設しています。
- 身体に重度の障がい等があり、投票所へ行くことが困難な人を対象に、希望により郵便等による不在者投票の制度を利用できます。

### 今後の方向性

- ソフト面・ハード面のバリアフリー化を推進し、障がいの状況に関わらず投票できる環境を整備します。
- 多様な投票方法について情報提供を図ります。

### 主な取り組み

取り組み	内容	所管
投票所のバリアフリー化のさらなる推進	スロープの設置や事務従事者による介助等により障がいのある人が投票しやすい環境の整備に努めます。	行政課
選挙に関する情報のバリアフリー化の推進	視覚障がいのある人のための音声による選挙公報（市長選挙時）の作成に努めます。	行政課
不在者投票の周知	郵便等による不在者投票の制度を、市公式ホームページへの掲載や身体障害者手帳の申請の際の情報提供により周知します。	行政課

### 12 点字投票

視覚障がいのある人が、投票用紙に点字を打って投票できる方法のことです。

## 1-2-3 権利擁護

### ■ 指標 ■

	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 29 年度)
成年後見制度利用支援事業利用者数（障がい者数）	2人	5人
日常生活自立支援事業利用者数（障がい者数）	3人	6人

### 現状

- 尾張東部圏域の構成市町（瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・長久手市・東郷町）で共同設置する「尾張東部成年後見センター（所在地：日進市）」において、成年後見制度<sup>13</sup>の利用の相談・支援を行っています。
- 契約に関するトラブル、架空請求など消費生活全般の相談について、消費生活相談員が市民相談室で消費生活相談を行っています。
- 社会福祉協議会では、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等をお手伝いする「日常生活自立支援事業」の利用の相談・支援を行っています。
- 市広報誌、市公式ホームページ、社協だより等において、日常生活自立支援事業の周知を図っています。

### 今後の方向性

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業についての周知を進め、支援が必要な人を制度や事業に円滑に結びつけます。
- 尾張東部成年後見センターにおける法人後見活動を支援します。
- 尾張東部成年後見センターにおける市民後見人の育成を促進します。
- 消費者トラブルについて情報収集を行い、未然に被害を防止します。

### 13 成年後見制度

契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度のことです。

主な取り組み

取り組み	内容	所管
<b>成年後見制度の利用促進</b> 	市広報誌、市公式ホームページ等を通じて成年後見制度利用支援事業の周知を図ります。	長寿課 福祉課
<b>尾張東部成年後見センター運営事業</b>	「尾張東部成年後見センター」において、制度内容の説明や手続きの支援、また制度の普及啓発活動などを行います。 また、市民後見人の育成・活用を促進します。	長寿課 福祉課
<b>日常生活自立支援事業の利用促進</b>	市広報誌や市公式ホームページ、社協だよりを通じて日常生活自立支援事業の周知を図ります。	社会福祉協議会 福祉課
<b>消費者トラブルに関する情報収集と情報発信</b>	障がいのある人の消費者トラブルに関する情報を収集し、積極的な発信を行います。 また、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行い、障がいのある人の消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。	産業課 社会福祉協議会 福祉課
<b>関係機関、団体との連携強化</b>	障がい者団体、消費者団体、福祉関係団体、行政等、地域の多様な主体の連携を促進し、障がいのある人の消費者トラブルの防止及び早期発見に取り組みます。	産業課 社会福祉協議会 福祉課

## 施策目標1-3 防災ネットワークの構築

障がいや病気の状態が安定してない人、視覚障がいや聴覚障がいなど情報障がいのある人は、緊急時に対して不安を持って暮らしています。また、特に知的障がいのある人や精神障がいのある人など、集団生活が難しい場合に、避難所の生活において苦難を強いられる例も多く聞かれます。

地震、火災などの災害時において、情報の伝達、避難誘導などが適切に行われるよう、地域全体の防災意識の向上と防災対策の見直しを図ります。また、障がい特性に配慮した避難所運営ができるよう、環境整備を推進します。

### 1-3-1 火災予防、避難訓練の指導

#### 施策の成果を図るための指標

##### ■ 指標 ■

	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 29 年度)
障がい者施設の火災予防、避難訓練等の指導実施率	100%	100%
住宅用火災警報器等の給付事業の周知	5回	5回

#### 現状

○防火管理者選任事業所に対し、通報・消火・避難訓練の実施を指導しています。

○障がい等級2級以上の身体・精神障がいのある人、重度（A判定）・中度（B判定）の知的障がいのある人を対象に、住宅用火災警報器、自動消火器などの給付事業（日常生活用具給付等事業）を行っています。

#### 今後の方向性

- 災害に対する備えを平常時から行うことで、災害時に適切な避難行動を取れるよう支援します。

## 主な取り組み

取り組み	内容	所管
火災予防、避難訓練等の指導	障がい者施設や老人福祉施設のうち、防火管理者が必要な施設について、定期的な通報・消火・避難訓練の実施内容について指導を行います。	消防本部予防課
住宅用火災警報器等の給付	消防本部予防課と連携し、市公式ホームページのほか、市広報誌や福祉のしおり（ガイドブック）を通じて事業の周知を図ります。	福祉課
避難場所の周知	災害時に円滑な避難行動が取れるよう、地域の避難場所及び福祉避難所 <sup>14</sup> の場所について避難所マップなどを作成し、予め周知を行います。	災害対策室

## 1-3-2 災害時の情報伝達

### 施策の成果を図るための指標

■ 指標 ■	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 29 年度)
あさひ安全安心メール <sup>15</sup> 配信登録者数	7,279 人	7,900 人
FAX119 番登録者数	14 名	20 名

### 現状

- 災害情報の市民への情報伝達は、防災行政無線による放送、あさひ安全安心メールによるメール配信、緊急速報メール（au、NTTドコモ、ソフトバンク）、広報車による巡回、市公式ホームページにより情報提供を行っています。
- 市民への災害情報伝達を迅速かつ正確に行うため、あさひ安全安心メールの周知を行い、登録を促進しています。
- 防災行政無線の放送が聞き取れなかった場合に、内容を確認できるテレホンサービスの周知を図っています。

#### 14 福祉避難所

介護の必要な高齢者や障がいのある人など、一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、要支援者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のことです。

#### 15 あさひ安全安心メール

気象警報・地震情報等の情報を、パソコンや携帯電話へメール送信するサービスのことで（登録制）。

○耳や言葉の不自由な人などを対象にFAXによる災害通報を受け付けています。また、定期的にFAX機能のテストを実施し、異常がないかを確認しています。

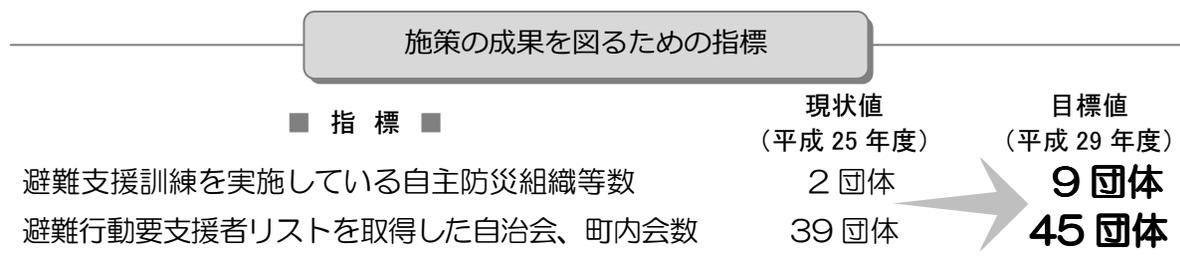
### 今後の方向性

- 情報障がいのある人も含め、災害時に円滑に情報を取得できるような情報提供体制を構築します。

### 主な取り組み

取り組み	内容	所管
あさひ安全安心メールの普及促進	防災講習会、出前講座、市民祭等のイベント時に周知を行うとともに、市公式ホームページや市広報誌を通じて登録を促します。	災害対策室
FAX119番の普及促進給付	市公式ホームページや市広報誌を通じて登録を促します。	消防本部消防署

## 1-3-3 災害時の障がいのある人への対応



### 現状

- 平成 19 年度に災害時要援護者支援実施要綱に基づく災害時要援護者リストを整理し、自治会など 2 地区をモデル地区として、避難支援プランを作成しました。引き続き現在も、地域関係者に防災講習会や出前講座等を通じて事業説明などの支援を行っており、各地域でその実情に合った避難支援プランの作成や支援体制づくりが進んでいます。
- 平成 26 年度に、災害時要援護者支援実施要綱を見直し、「尾張旭市避難行動要支援者支援実施要綱」へ改正しました。また、災害時要援護者リストは「避難行動要支援者リスト」に名称変更しました。
- 避難行動要支援者が指定避難所での生活が困難になった場合に備え、バリアフリー設備が整った保健福祉センターを「福祉避難所」として指定しています。

○災害時の福祉避難所として、平成 19 年 5 月に特別養護老人ホーム敬愛園、特別養護老人ホームアメニティあさひ及び老人保健施設清風苑を、平成 20 年 9 月に特別養護老人ホームサンヴェール尾張旭を、平成 21 年 5 月に（福）ひまわり福祉会が運営する施設（くすの木、ひまわり）を、平成 27 年 1 月に特別養護老人ホームすないの家、光介護老人保健施設を使用する旨の協定を、各事業者と締結しました。

○大規模災害時に自宅から自己所有のストマ用装具の持ち出しができなくなったときに備え、保健福祉センター（災害時の福祉避難所）でストマ用装具（1 週間程度の使用量）の一時保管を行っています。

### 今後の方向性

- 地域防災訓練などで、平常時から障がい特性などについての理解浸透を図り、身近な地域において、避難行動要支援者の避難支援を適切に行える体制を整備します。
- 一般避難所において、プライバシーの確保などが行える配慮をするなど、避難後の生活支援を推進します。

### 主な取り組み

取り組み	内容	所管
地域防災活動の活性化	避難行動要支援者リストを基に、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランの作成を行う地域住民の活動を支援します。	災害対策室 長寿課 福祉課
防災訓練の充実	地域防災訓練で、避難行動要支援者の避難支援訓練を行うよう促します。	災害対策室 長寿課 福祉課
避難所における配慮 <b>チャレンジ</b>	特別な支援を必要とする障がいのある人が、安心して避難所での生活を送れるよう、避難所における間仕切りの設置や、障がい者用トイレの設置など、障がい特性に配慮した避難所運営を行います。 また、協定に基づく福祉避難所の増加を図るとともに、その場所についての周知を進めます。	災害対策室 長寿課 福祉課
ストマ用装具(蓄便袋・蓄尿袋など)の一時保管	保健福祉センター（災害時の福祉避難所）でストマ用装具（1 週間程度の使用量）の一時保管を行います。 また、ストマ用装具利用者に対して、制度の周知及び利用の促進を図ります。	健康課 福祉課

## 施策目標1-4 各種福祉サービス等の利用促進

福祉サービスに関する情報の提供は、安定的なサービスの利用につながり、障がいのある人の生活を暮らしやすいものにします。一方で、障がいのある人の福祉制度は、制度改正も多くわかりづらいといった声があがっています。

障がいのある人が必要ときに必要な支援を受けられるよう、各種サービス内容や障がい者制度に関する情報提供の充実に努めます。

### 1-4-1 各種福祉サービス等の情報提供と普及促進

施策の成果を図るための指標		
■ 指標 ■	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 29 年度)
福祉サービスの内容等に関する情報が少ないと考えている障がい者の割合（障がい者福祉についての市民意識調査結果）	20.8%	15.0%
車いす貸出件数	530 件	550 件

#### 現状

- 福祉課の窓口等において、各種サービスの内容や手続きの方法を取りまとめた「福祉のしおり」（ガイドブック）を配布し、必要なサービスが使えるよう情報提供をしています。
- 市広報誌、市公式ホームページにて、福祉サービスや障害者制度の情報提供を行っています。
- 社会福祉協議会において、車いす貸出事業及び福祉用具の情報提供を行っています。

#### 今後の方向性

- 福祉に関するサービスの最新の情報提供に努め、障がいのある人のサービスの利用の円滑化を図ります。

主な取り組み

取り組み	内容	所管
「福祉のしおり」の充実	「福祉のしおり」（ガイドブック）により、障がいのある人やその家族への各種支援制度の情報提供を図ります。 また、内容の定期的な見直しを図ることで、常に最新の情報が掲載されているよう努めます。	福祉課
市公式ホームページの充実 <b>チャレンジ</b>	市公式ホームページを活用した、福祉サービス等の情報提供を充実します。	福祉課
障がい者基幹相談支援センターによる情報提供	関連するサービス等の情報収集を行い、常に最新の情報が提供できるよう努めます。	福祉課
車いす貸出事業の周知	社協だより等により、事業の周知を図ります。	社会福祉協議会
福祉用具に関する情報提供と普及促進	福祉用具の充実を図るとともに、市民に周知を図ります。	社会福祉協議会

## 基本目標 2 誰もが外出しやすいまちづくり

### 施策目標 2-1 移動の支援

障がいのある人が地域社会のなかで権利を尊重され、自己決定権をもって生活していくためには、障がいにより外出を制限されることなく社会参加できることが不可欠です。障がいの種類や程度により、買い物や通院など日常生活に必要な外出時の困りごとは様々であるため、交通手段の拡充だけでなく、障がい者駐車スペースの適正利用など、現状の施設の利便性を向上していく必要があります。

施設管理者等と協力して障がいのない人への理解を求めるほか、交通関係事業者と連携して移動手段の確保を図り、障がいのある人の社会参加を促進します。

#### 2-1-1 自動車利用者への支援

##### 施策の成果を図るための指標

###### ■ 指標 ■

外出時の困りごとについて「駐車場の利用」と回答のあった割合（障がい者福祉についての市民意識調査結果）

現状値  
(平成 25 年度)

8.8%

目標値  
(平成 29 年度)

5%

##### 現状

- 身体障がいのある人が就労や通院等に伴い、自動車の改造を行う場合、その改造に要する費用の一部を助成しています。
- 身体障がいのある人が就労や通院等のため、自動車運転免許証を取得した場合、その免許取得費用の一部を助成しています。
- 市内公共施設においては、障がい者用駐車スペースの確保に加え、外見ではわかりにくい内部障がいの人が安心して駐車できるよう「ハート・プラスマーク<sup>16</sup>」の看板を設置し、利用者への案内を行っています。

##### 今後の方向性

- 障がい者用駐車スペースに障がいのない人が駐車することのないよう、配慮を求めるとともに、運用制度について調査研究を行います。

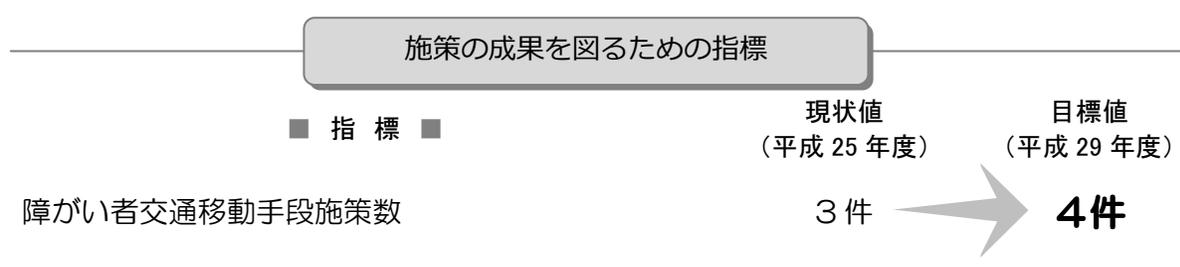
##### 16 ハート・プラスマーク

外見からは障がいわかりにくい内部障がいの人が、電車・バスなどの優先席や障がい者用駐車スペースを利用しにくくならないよう、内部障がい・内臓疾患を示すためのマークのことです。

## 主な取り組み

取り組み	内容	所管
障がい者用駐車スペース適正利用の啓発	障がい者用駐車スペースの適正利用への啓発を行います。	各施設所管課
障がい者用駐車スペース運用制度の調査研究	障がい者用駐車スペースの適正利用の推進に向け、運用制度の調査研究を行います。	福祉課

## 2-1-2 公共交通の利用支援



### 現状

- 市営バス「あさぴー号」では、障がい者本人と付添人 1 名の乗車が無料となっています。
- 重度の障がいのある人を対象に年間 36 枚（500 円/枚）のタクシーチケットを配布しています。
- 重度の身体障がいのある人（下肢または体幹障がい 1・2 級）を対象に、リフトタクシーまたは患者搬送タクシーの利用料金の助成を行っています。

### 今後の方向性

- 移動に関する助成を充実するとともに、その周知を推進し、利用の促進を図ります。

## 主な取り組み

取り組み	内容	所管
移動に関する支援制度の利用促進	市公式ホームページのほか、市広報誌や福祉のしおり（ガイドブック）を通じて、移動に関する支援制度の周知及び利用の促進を図ります。	福祉課
移動支援の充実 チャレンジ	障がいの特性により市営バスやタクシーの利用が困難な人に対する移動支援の充実を検討します。	長寿課 福祉課

## 2-1-3 移動手段の確保支援

### 施策の成果を図るための指標

■ 指標 ■	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 29 年度)
駅のバリアフリー化率	50%	75%
バリアフリー対応車両導入率	91%	95%

### 現状

- 三郷駅、尾張旭駅は、順次バリアフリー<sup>17</sup>化を実施しましたが、旭前駅、印場駅はバリアフリー化が実施されていません。
- 市内を走る各バス会社に対し、既設路線の充実や路線新設を要望していますが、実態としては名鉄バス、JR東海バスの一部路線が撤退しています。
- 各バス事業者においては、車両の買い替え時にはバリアフリー対応車両を購入しており、順次切り替えが進んでいます。

### 今後の方向性

- 乗降人員が1日5,000人を超える旭前駅のバリアフリー化の実現をめざします。
- 利便性の向上を図るため、各バス会社に対し、利用者ニーズに応じたサービスの向上と路線の充実等について要望します。

### 主な取り組み

取り組み	内容	所管
駅のバリアフリー化	鉄道事業者にバリアフリー化について、整備の働きかけを行います。	都市計画課
バス路線の整備	市内を走る各バス会社に対し、既存路線の充実、新規路線、バリアフリー車両の導入等について、要望します。	都市計画課
市営バス車両のバリアフリー化	平成20年4月から本格運行している市営バス「あさぴ一号」の車両買い替え時には、バリアフリー車両の導入を検討します。	都市計画課

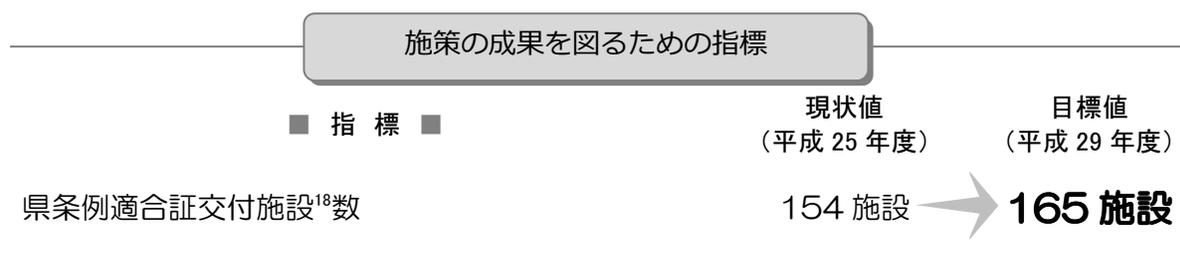
### 17 バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。

## 施策目標2-2 バリアフリー化の推進

障がいのある人が地域で自立生活を営むためには、道路や建物等の設備面の改善を図ることが重要です。愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」などに基づき、公共施設、民間施設、道路や公園のバリアフリー化を図ります。

### 2-2-1 人にやさしい街づくりの推進



#### 現状

- 平成 10 年に策定した「尾張旭市人にやさしい街づくり推進計画」に代わり、平成 26 年に「尾張旭市人にやさしい街づくり整備基準<sup>19</sup>」が策定されました。
- 平成 25 年に愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則」が改正されました。
- 平成 26 年に愛知県の「人にやさしい街づくり望ましい整備指針」が改正されました。

#### 今後の方向性

- 多数の利用者が見込まれる施設を整備する際、高齢者、障がいのある人等が円滑に利用できるよう指導・助言を実施することで、引き続き「人にやさしい街づくり」を推進します。

#### 18 県条例適合証交付施設

建築物等が現場検査で「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」の整備基準に適合していると認められた場合に愛知県から交付されるもの。

#### 19 尾張旭市人にやさしい街づくり整備基準

愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、高齢者、障がい者等を含むすべての市民が円滑に建築物、道路、公共交通機関の施設等を利用できるようにするための整備の考え方を示したものです。

## 主な取り組み

取り組み	内容	所管
PRとコミュニケーション	「尾張旭市人にやさしい街づくり整備基準」や関連条例等について、市民や事業者に周知を図ります。	都市計画課
外出や社会参加への支援	高齢者や障がいのある人が外出する際、各種施設の設備等の問題で行動が制約されないよう推進を図ります。	都市計画課

## 2-2-2 歩道の整備

### 施策の成果を図るための指標

■ 指標 ■

現状値  
(平成 25 年度)

目標値  
(平成 29 年度)

歩道のバリアフリー化実施箇所数（全市域）

279 箇所

➔ **310 箇所**

### 現状

○既設歩道の段差解消については、年間数か所取り組んでいますが、隣接する建築物との関係で、改良が困難な箇所も多く存在します。

### 今後の方向性

- パトロールにより、建替えなどのタイミングをとらえ、改良困難箇所の施工に努めます。

## 主な取り組み

取り組み	内容	所管
歩道のバリアフリー化	「道路の移動等円滑化整備ガイドライン <sup>20</sup> 」に基づき、歩道のバリアフリー化を図ります。	土木管理課

### 20 道路の移動等円滑化整備ガイドライン

高齢者、障がいのある人をはじめ、すべての利用者がより円滑に移動ができるよう、道路管理者が道路整備を行う際の考え方を示した国土交通省のガイドラインのことです。

## 2-2-3 公園の整備

### 施策の成果を図るための指標

■ 指標 ■	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 29 年度)
公園入口のバリアフリー化率	100%	100%
ワークショップへの参加者数（うち障がいのある人）	0人	3人

### 現状

- 平成 25 年度末において、市内全 58 公園入口がバリアフリーとなっています。
- 旭前城前地区の公園整備に伴う計画づくりについて、地区住民参加によるワークショップを行っています。

### 今後の方向性

- 障がいのある人の置かれている状況やニーズを把握し、ガイドライン等に基づき公園整備を進めます。

### 主な取り組み

取り組み	内容	所管
公園施設のバリアフリー化	新たに公園施設を整備する場合は、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン <sup>21</sup> 」に基づき、整備を行います。	都市整備課
住民参加による公園づくり	公園改良時のワークショップ開催時に、障がい者団体等へも参加を呼びかけます。	都市整備課

#### 21 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン

高齢者、障がいのある人をはじめ、すべての利用者がより円滑に移動ができるよう、公園管理者等が公園施設の整備を行う際の考え方を示した国土交通省のガイドラインのことです。

# 基本目標3 すべての市民がライフステージに応じた暮らしを送るために

## 施策目標3-1 障がい児保育の充実

障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に育つ保育環境づくりを進めることは、将来的な共生社会の実現にもつながります。

保健・福祉・教育との連携を強化し、子どもたちの能力や可能性を伸ばします。

### 3-1-1 障がい児保育の充実

#### 施策の成果を図るための指標

■ 指標 ■	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 29 年度)
障がい児保育実施園数	9 か所	11 か所
障がい児保育研修参加者数（県コロニー主催研修）	17 人	30 人

#### 現状

- 公立では東部、藤池、茅ヶ池、川南、西山、あたご、稲葉保育園の3歳児以上のクラスで、民間ではあさひおっかい保育園、レイモンド庄中保育園で障がい児保育を実施しています。
- ピンポンパン教室通園児の保育園での体験入園を実施しているほか、障がい児保育に関する研修に保育士を派遣しています。
- 障がい児保育を実施している保育園等の保育士が、県や市の実施する研修に積極的に参加し、専門的な知識の習得に努めています。

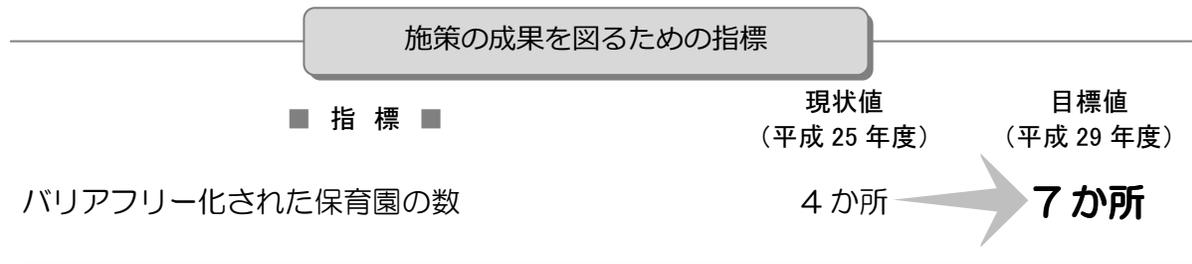
#### 今後の方向性

- 障がいのある子ども一人ひとりの個性や能力に合わせた保育ができるよう、保育士の専門性の向上を図ります。

#### 主な取り組み

取り組み	内容	所管
障がい児保育の充実 チャレンジ	障がい児保育の実施園の拡大を検討します。	こども課
障がい児保育担当保育士等の研修の充実	研修機会を拡充します。	こども課

### 3-1-2 保育園のバリアフリー化



#### 現状

- 稲葉保育園復元工事（平成 22 年度）及びレイモンド庄中保育園新築工事（平成 23 年度）によりバリアフリー化を図りました。
- 幼児用トイレの洋式便器をすべての公立保育園に設置しています。

#### 今後の方向性

- 保育園のバリアフリー化を進め、障がいのある子どももない子どもも共に育つ環境づくりを進めます。

#### 主な取り組み

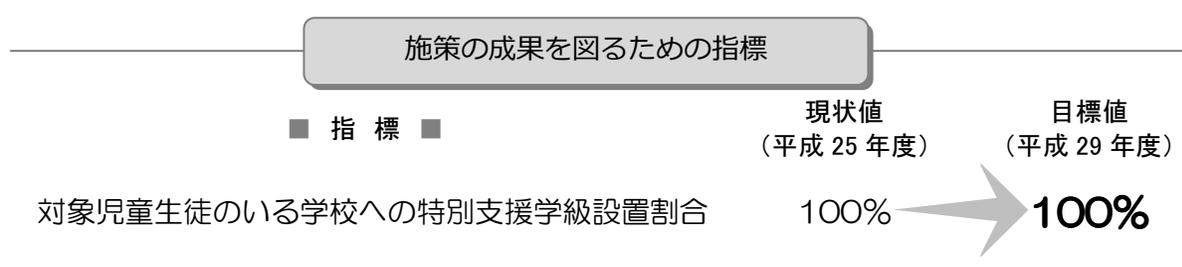
取り組み	内容	所管
保育園のバリアフリー化	新築、増築、建替えに合わせ、保育園のバリアフリー化を図ります。	こども課

## 施策目標3-2 特別支援教育の充実

障がいのある子どもたちにとっては専門性に基づいた教育と同時に、障がいのない子どもたちと共に学び育ち合える教育が必要です。国では障がいの有無に関わらず、すべての子どもが地域の学校で学ぶことができる体制と条件整備を進める「インクルーシブ教育」に向けた検討を進めています。

障がいの有無に関わらず、互いの理解を深められるよう、教育環境の充実に努めます。

### 3-2-1 特別支援学級等の充実



#### 現状

- 特別支援学級を全小・中学校に設置しています。(平成 26 年度計 25 学級)
- 通級指導教室<sup>22</sup>の拠点を瑞鳳小学校、城山小学校に設置し、全小学校を訪問し個別指導を実施しています。
- 特別支援教育コーディネーター<sup>23</sup>の存在・役割の周知や、個別の教育支援計画や指導計画の策定など、個々の特性に合わせた教育支援を進めています。
- 特別支援学校は、春日台特別支援学校、小牧特別支援学校等のほか、平成 22 年度に瀬戸市に瀬戸市立特別支援学校が開校し、同校に本市の児童生徒も就学しています。

#### 今後の方向性

- 障がいのある児童生徒が、自分自身の能力を発揮し、将来的に自立した生活を送れるよう、特別支援教育を充実します。

#### 22 通級指導教室

通常学級に在籍している特別な支援が必要な児童生徒に対して個別指導する制度です。

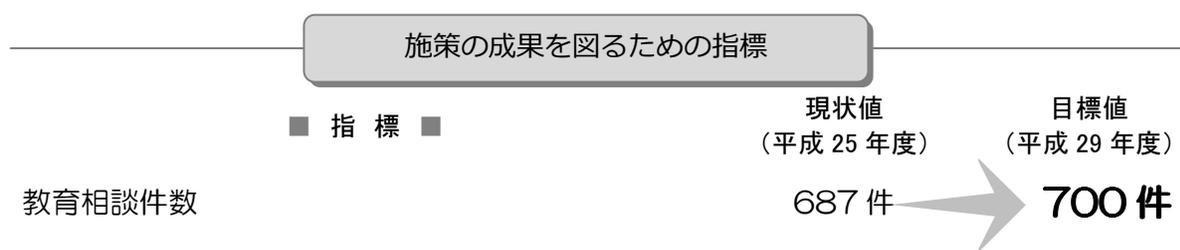
#### 23 特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員のことです。

## 主な取り組み

取り組み	内容	所管
特別支援教育の充実	特別支援教育コーディネーターの役割などをより一層工夫して周知し、個別の支援計画や指導計画の策定を、保護者と連携して進めます。	教育行政課
特別支援学級の設置	特別支援学級において、集団指導や個別指導を行い、基本的な生活習慣の育成、遊びや対人関係、コミュニケーション等社会的適応力の育成を図ります。	教育行政課
通級指導教室の設置	必要に応じて通級指導教室の拡大等に努めます。	教育行政課

## 3-2-2 教育相談の充実



### 現状

- 教育研究室において、市民向けの教育相談を実施しています。
- 教育研究室及び各学校で、発達障がい等に関する専門的な立場からの指導・助言を受けることができる教育相談を実施しています。

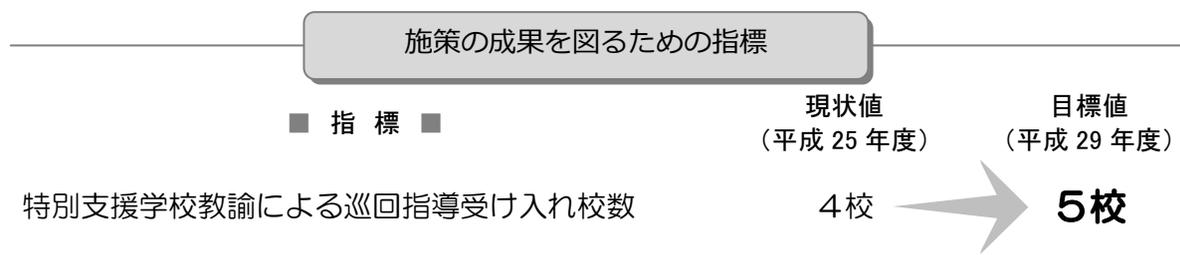
### 今後の方向性

- 障がいのある児童生徒一人ひとりの個性や能力を活かし、伸ばしていくため、相談支援や進路指導を充実します。

## 主な取り組み

取り組み	内容	所管
就学相談の充実	就学相談担当者、関係各課との連携による就学相談の充実を図ります。	教育行政課
巡回相談の実施	「心の居場所づくりアドバイザー」により実情に合わせた巡回相談を実施します。	教育行政課
進路相談の充実	卒業後の進路不安を緩和するため、障がいのある生徒のための進路情報の提供を各中学校に対して行います。	教育行政課

### 3-2-3 特別支援教育担当教員等の研修の充実



#### 現状

- 特別支援教育体制推進事業の一環として、特別支援学校教諭による巡回指導訪問が実施され、個々の障がい特性に対応した具体的な指導方法等について巡回指導受け入れ校の教員が指導を受け、資質の向上を図っています。
- 全教員を対象に発達障がいなどについての研修（校内研修含む）を実施しています。また各校の特別支援教育コーディネーターや養護教諭が個々の障がいについての研修を受け、知識の習得等に努めています。

#### 今後の方向性

- 特別支援教育担当教員に対して、障がいについての知識の習得を促進します。

## 主な取り組み

取り組み	内容	所管
担当教員等の研修	特別支援教育研修の参加を促します。	教育行政課

### 3-2-4 学校のバリアフリー化

#### 施策の成果を図るための指標

■ 指標 ■

現状値  
(平成 25 年度)

目標値  
(平成 29 年度)

バリアフリー化済校<sup>24</sup>数

5 校



7 校

#### 現状

○校舎増築、大規模改造工事時や、肢体不自由児の入学状況に合わせて、トイレ等のバリアフリー化を行っています。

#### 今後の方向性

- 小・中学校のバリアフリー化を進め、障がいのある子どももいない子どもも共に育つ環境づくりを進めます。

#### 主な取り組み

取り組み	内容	所管
学校のバリアフリー化	校舎増築、大規模改造工事時や、肢体不自由児の入学状況に合わせて、トイレ等のバリアフリー化を図ります。 また、障がいのある教職員、保護者等にも対応するため、さらなるバリアフリー化を図ります。	教育行政課

#### 24 バリアフリー化済校

「バリアフリー化済校」とする基準（次の(1)(2)の両方を満たすこと）

- (1) 1か所以上の昇降口において、出入口の段差が解消されている。
- (2) 車いす対応トイレが1か所以上設置されている。

## 施策目標3-3 就労支援と雇用促進

平成 25 年 4 月より、障がいのある人の法定雇用率<sup>25</sup>の引き上げや、障がいのある人を雇用しなければならない事業主の範囲の拡大など、障がい者雇用に関する取り組みが強化されています。一方で、法定雇用率の未達成など課題が多く残されている状況があります。

障がいのある人が能力に応じた適切な就労ができるよう、一般企業等への就労に向けた支援、福祉的就労への支援を行います。

### 3-3-1 就労支援事業所等における工賃確保



#### 現状

- 平成 25 年度より「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、市において、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定めています。方針に基づき、障がい者就労施設等からの物品の購入や役務の提供（封筒やチラシの印刷、資源回収等）を優先調達しています。
- レストラン「旭城レストハウス」が、障がい者就労移行支援事業として運営されています。（平成 20 年 4 月から）
- 市環境事業センター内リサイクル広場の業務の一部を 3 か所の市内就労移行支援事業所等に委託しています。（平成 20 年 10 月から）
- 市役所 1 階ロビーにおいて、障がい者施設でつくられた製品等の紹介及び販売会（あさひー福祉市場）を定期的（月 1 回）に開催し、販路拡大を推進しています。

#### 25 法定雇用率

常用労働者数 50 人以上規模の企業等に対して、その雇用している労働者に占める身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が一定以上であるよう法律で定めた値です。民間企業では 2.0%、国・地方自治体では 2.3%、都道府県等の教育委員会では 2.2%を超えるよう定められています。

## 今後の方向性

- 市役所における障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進し、障がいのある人の自立の促進を図ります。

### 主な取り組み

取り組み	内容	所管
優先調達の推進 チャレンジ	障がい者就労施設等からの物品等の優先調達を進めます。	全課
受注機会の拡大	障がい者就労施設等からの物品等の調達拡大に向け、庁内各課へ働きかけます。	福祉課 契約検査課

## 3-3-2 障がい者雇用の促進

### 施策の成果を図るための指標

■ 指標 ■	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 29 年度)
障がい者雇用企業数	23 社	31 社
上記企業で働く障がい者数 (実人数)	79 人	87 人

### 現状

- 平成 25 年 6 月 1 日現在で、尾張旭市内に本社がある従業員数 50 人以上の企業は 31 社あり、そのうち障がいのある人を 1 人以上雇用している企業は 23 社となっています。これらの企業で働く障がい者数は 79 人で、障がいの種別内訳は身体障がい 57 人、知的障がい 17 人、精神障がい 5 人となっています。法定雇用率を達成している企業の割合も増えていますが、すべての企業が雇用率を達成するまでには至っていない状況があります
- 商工会の会員に対し、トライアル雇用<sup>26</sup>やジョブコーチ<sup>27</sup>制度、各種障がい者雇用助成金制度に関するパンフレット、リーフレット等を配布し、事業内容等の周知を図っています。

#### 26 トライアル雇用

障がい者雇用機会創出事業のひとつで、障がいのある人に対する知識や雇用経験が浅い事業所を中心に、試行期間として雇ってもらい、障がい者雇用の機会を拡大していこうとするものです。期間は原則として3か月間です。

#### 27 ジョブコーチ

障がいのある人が職場に適応でき、定着できるよう、就職の前後を通じて職場等に出向いて直接支援を行うほか、事業主等に対しても必要な助言をする職場適応援助者のことです。

○ハローワークでは、障がいについて専門的な知識を持つ担当者が、仕事に関する情報を提供したり、就職に関する相談に応じるなど、きめ細かい支援体制を整えています。本市では、ハローワーク瀬戸の協力のもと、祝日と年末年始を除く月～金曜日の午前9時～午後5時に、障がいのある人も利用しやすい地域職業相談室を市民会館1階で開設しています。

○尾張東部圏域（瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・長久手市・東郷町）及び名古屋市名東区・守山区を対象として開設されている「尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクト」では、障がいのある人の就業やそれに伴う生活に関する支援・助言などを、関係機関と協力しながら行っています。

### 今後の方向性

- 障がい者雇用助成金制度を周知し、障がい者雇用についての受け皿の拡大を図ります。
- 就労後も障がいのある人が安心して働き続けられるよう、ソフト面・ハード面の両面から、職場のバリアフリー化を進めます。

### 主な取り組み

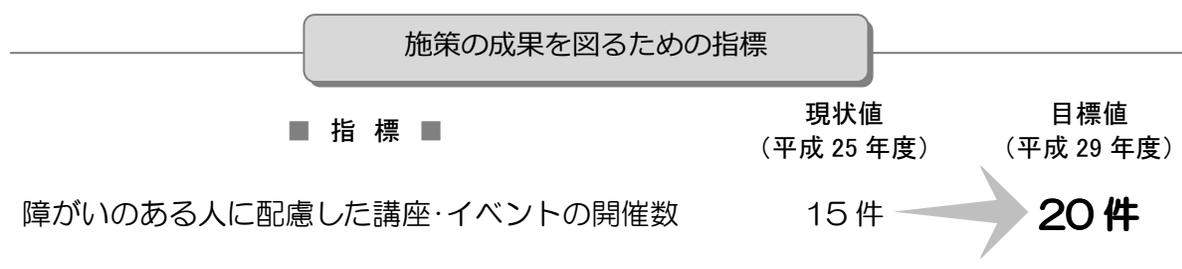
取り組み	内容	所管
障がい者雇用助成制度等の周知	制度に関するリーフレット・パンフレット等を、商工会等を通じて配布し、市内事業者に制度の周知を図ります。	産業課
職場における合理的配慮の理念の浸透	職場における合理的配慮についての事例収集・情報提供を進め、障がいのある人の働きやすい職場環境づくりを促進します。	産業課
障がい者就業・生活支援センターとの連携	障がい者就業・生活支援センターと連携を図り、必要な情報を市内事業者へ提供します。	福祉課

## 施策目標3-4 生涯学習・スポーツ・レクリエーションの推進

文化活動やスポーツ活動への参加は、生活の質の向上につながります。特にスポーツは、楽しみだけでなく、心身の健康維持や体力の向上のためにも、より多くの障がいのある人の参加が望まれます。

障がいのある人が生涯学習やスポーツ活動等に参加ができるよう、活動を支援するとともに環境の整備に努めます。

### 3-4-1 各種講座・講演、イベント等の参加機会の拡大



#### 現状

- 市内の障がい者団体や家族会に委託してスポーツ大会やレクリエーション事業を実施しています。
- 市民祭、あさひ健康フェスタ、福祉マインドフェアの会場で、障がい者福祉施設等で作られた製品の販売や障がいのある人の作品展を実施しています。
- 3市（瀬戸市・尾張旭市・長久手市）の障がい者団体や施設の連携を図るため、ウェルフェアボウリング事業を支援しています。
- 社会福祉協議会では、障がい者団体が企画する講座や勉強会、交流会に対して、より多くの当事者やその家族、関係者が参加できるよう、事業費の助成や会場の確保、催し物の広報等を行っています。
- 社会福祉協議会が開催する講座等では、個々の障がいに対応できるボランティアを確保し、障がいのある人が参加しやすい環境づくりに努めています。
- 市役所1階ロビーにおいて、障がい者施設で作られた製品等を障がい者自身が紹介及び販売する「あさひ福祉市場」を定期的（月1回）に開催し、障がいのある人の社会参加機会の拡大を図っています。

## 今後の方向性

- 障がいのある人の参加に配慮した企画づくり、会場へのボランティアの配置を行います。

## 主な取り組み

取り組み	内容	所管
各種講座・講演、イベント等の充実	各種講座やイベントについて、障がいのある人の参加に配慮した企画づくりを行うとともに、関係各課に働きかけます。 また、社会福祉協議会やボランティア団体など関係団体と連携し、障がいのある人が参加しやすい環境づくりに努めます。	生涯学習課 文化スポーツ課 社会福祉協議会 福祉課

## 3-4-2 図書利用等の充実

### 施策の成果を図るための指標

#### ■ 指標 ■

	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 29 年度)
CD・DVD・ビデオ・カセット数	4,781 点	<b>5,050 点</b>
大活字本、点字本冊数	1,261 冊	<b>1,380 冊</b>
健康に関する資料数	11,349 点	<b>12,000 点</b>

## 現状

- 障がいのある人にも利用しやすい大活字本、CD、DVDなどを購入しています。
- 利用者用図書検索端末及び自動貸出機の各 1 台を、車いすでも利用できる高さのカウンターに設置しています。
- 点訳ボランティアグループから点字翻訳本の寄贈を受けています。
- 健康コーナーを設け、医学、食、運動、こころなどに関する図書等を積極的に購入しています。

## 今後の方向性

- 障がいのある人にも利用しやすい図書の充実に努めます。

主な取り組み

取り組み	内容	所管
図書利用等の充実	障がいのある人にも利用しやすい大活字本、点字本、CD、DVDを充実させるとともに、電子書籍の提供について検討します。	図書館
健康に関する図書の充実	障がいのある人の健康の維持及び増進のため、医学や健康に関する図書等をそろえ、情報提供に努めます。	図書館

## 基本目標 4 障がいの特性に合わせた健康づくり

### 施策目標 4-1 障がいの早期発見・早期療育と重度化の予防

障がいの早期発見と重度化を防ぐためには、母子保健や療育体制を充実するとともに、ライフステージごとに切れ目のない支援を充実していく必要があります。また、障がいのある子どもを育てる保護者への適切な情報提供、相談支援を充実していくことも重要です。

障がいを早期に発見し、早期治療に結びつけられるよう、子どもの成長に応じた健康診査の受診を促すとともに、健康診査後のフォローや早期支援及び地域療育体制の整備を図ります。また、保護者に対する情報提供を推進し、必要な支援に結びつけるとともに、相談支援の実施により、保護者の心身の負担の軽減を図ります。

#### 4-1-1 母子保健事業の充実

##### 施策の成果を図るための指標

■ 指標 ■	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 29 年度)
母子保健サービスに対する満足度	75.9%	80.0%
乳幼児健康診査受診率	96.1%	96.1%

##### 現状

- 妊婦や乳幼児を対象に、医療機関委託健康診査や集団健康診査を実施しています。乳幼児健康診査・乳幼児健康相談等で保健師による発達に関する相談を行っています。2歳3か月児歯科健康診査・健康相談では発達相談員による相談も行っています。
- 健康診査時に要フォローとなった子どもの保護者に対し、電話や家庭訪問等によって、必要な支援を実施しています。支援にあたっては、個々のケースの状況により必要な時期を判断し支援を実施しています。
- 健康診査未受診児の追跡を行い、全数把握に努めています。
- 乳幼児健康診査時には、アンケートや面談時の聞き取りを行うなど、ニーズを把握しながら内容の改善を図るよう努めています。
- 各種教室等を開催し、保護者に対する知識普及や仲間づくりの支援に努めています。

##### 今後の方向性

- 市内のすべての子どもが心身ともに健やかに成長できることをめざします。

## 主な取り組み

取り組み	内容	所管
母子保健事業の充実	すべての子どもが健やかに育つように親子の支援充実に努めます。	健康課
健診未受診児への対応	健康診査未受診児のフォローに努めます。	健康課

## 4-1-2 療育相談・障がい児相談の充実

### 施策の成果を図るための指標

■ 指標 ■	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 29 年度)
発達支援相談件数 (年)	627 件	<b>900 件</b>
発達支援アドバイザーによる発達相談件数 (年)	509 件	<b>520 件</b>

### 現状

- 平成 23 年度から、発達に心配のある子どもとその保護者への支援を目的として「こどもの発達相談」を開設し、専門の職員が子どもの成長に合わせたアドバイスを行っています。また、健康課とこども課の共催で「子育て相談ひよこちゃんサロン」を実施し、保健師や保育士が利用者一人ひとりと向き合いながら、保護者が子育ての見通しを持てるよう、また、他の支援機関へつなげるような支援を行っています。
- 平成 24 年度から保健福祉センター 3 階に「こどもの発達センターにここ」を開設し、子どもの発達に関する相談や個別支援手帳の配付、子どもとの関わり方を学ぶ親子支援教室などを行っています。
- 平成 26 年度から「地域生活支援事業」の一般相談支援事業として、障がい児に係る一般相談支援を 1 事業所に委託し実施しています。
- 愛知県中央児童・障害者相談センターの児童心理士による定例出張相談（2 か月に 1 回）を実施し、療育相談に応じています。
- 専門機関である「あいち発達障害者支援センター」、「あいち小児保健医療総合センター」の専門職員との連携により、療育相談を受けられる体制になっています。

### 今後の方向性

- 身近な地域において、子どもについての専門的な相談支援を受けられる体制を整備します。
- 子どもの発達に不安を感じた時、最初に相談できる場として、こどもの発達センター事業の充実を図ります。
- 専門職による発達相談を充実させるために、より幅広い専門的なアドバイスを受ける機会を設けます。

### 主な取り組み

取り組み	内容	所管
「こどもの発達センターにここ」による相談支援の充実 <b>チャレンジ</b>	子どもの発達に関する相談、医師・言語聴覚士による発達専門相談、個別支援手帳の配付や親子支援教室の実施などの支援を行います。 また、関係部署や関係機関との連携を推進し、相談支援機能を強化します。	こども課
発達支援アドバイザーによる発達相談	乳幼児健康診査やこどもの発達相談等において、発達に関する支援が必要と思われる児童について、個性や特性に応じた総合的なアドバイスなどを行います。	こども課 健康課 福祉課
保健師等による発達相談	乳幼児健康相談・乳幼児健康診査等で発達に関する相談を行います。 2歳3か月児歯科健診・健康相談で、心理相談員による発達相談を実施します。	健康課

### 4-1-3 地域療育支援の充実

#### 施策の成果を図るための指標

■ 指標 ■	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 29 年度)
ピンポンパン教室の保護者満足度 (アンケートで取得)	—	80%
コアラちゃん広場参加人数(延べ人数)	472人	500人

## 現状

- 市内には障がい児の通園支援を行う場として「ピンポンパン教室」を設置しています。「ピンポンパン教室」は、原則として母子通園施設ですが、児童の自立や母親の休息のため、母子分離の時間や母子分離の日を設けています。平成 23 年 4 月から、「ピンポンパン教室」の保育室を増設などにより内容の充実を図っています。また、稲葉保育園の併設により、ピンポンパン教室の通園児と保育園児との交流を行っています。
- 障がい児の通園支援を行う場として市内外に「児童発達支援センター」があり、受け入れについて協力依頼をしています。
- 就学児童に対しては放課後等デイサービスなどが実施されており、小学校等と連携しながら障がいのある子どもの支援を行っています。また、平成 26 年度より市内の 1 事業者において障がい児相談支援を実施しています。
- 子どもの健康診査時にことばや運動の発達の遅れがみられた場合は、「コアラちゃん広場」への勧誘を行っています。「コアラちゃん広場」は、親子遊びや親同士の座談会を通して、困っていることを相談したり、親子の関わりを見つめなおすことを目的としています。
- 「コアラちゃん広場」で支援を行うなか、発達支援が必要と思われるケースについては、「発達支援外来」や「ピンポンパン教室」を紹介する等の支援も実施しています。
- 子どもの発達に関する啓発事業の実施や、保護者・関係機関の支援者を対象として、講座・研修会を実施しています。

## 今後の方向性

- 支援の必要な子どもの早期発見・早期療育を推進します。
- 障がい児等療育支援事業を実施する施設（機関）の拡大を図ります。

## 主な取り組み

取り組み	内容	所管
コアラちゃん広場の充実	参加人数の増加や継続支援に対応するため、保育士スタッフを増員し、複数のグループで教室を実施します。 また、発達支援が必要と思われるケースについては、「発達支援外来」や「ピンポンパン教室」を紹介する等の支援を行います。	こども課 健康課
ピンポンパン教室の充実	親子での生活を通して、一人ひとりの子どもが心身ともに成長・発達し、親も子どもも安心して過ごすことができるよう、教室の充実をめざします。	こども課

## 4-1-4 関係機関との連携による切れ目のない支援の充実

### 施策の成果を図るための指標

■ 指標 ■	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 29 年度)
発達支援に関する連携会議の開催回数 (年)	2回	2回
障害児等療育支援事業開催回数 (年)	13回	15回

### 現状

- 本市の発達支援事業が円滑に実施できるよう、こどもの発達センターを中心に、関係機関で連携会議を実施しています。
- 愛知県心身障害者コロニー（尾張東部圏域の拠点「杜の家」（名東区））を中心とした愛知県障害児等療育支援事業では、ケース検討や研修会を通じて連携の強化を図っています。

### 今後の方向性

- 子どもの成長段階に応じて支援の切れ目ができないよう、各関係機関の情報共有・連携体制を整備します。

### 主な取り組み

取り組み	内容	所管
関係機関の連携強化	「こどもの発達センターにこここ」を中心とした連携会議を開催し、関係機関の連携を強化します。	こども課
情報共有体制の確立	乳幼児期から成長段階に応じた一人ひとりの個性や特徴を関係機関で共有することにより、生涯を通じて切れ目のない一貫した支援を提供します。	こども課
障害児等療育支援事業	愛知県心身障害者コロニーの支援受けながら、引き続き尾張東部圏域の拠点である「杜の家」から専門スタッフの派遣を受け、ケース検討や職員及び支援者向けの研修・講演などを実施し、地域における支援の強化を図ります。	こども課

## 施策目標4-2 障害者手帳非所持者への対応

「障害者基本法の一部を改正する法律（平成 23 年 8 月施行）」において、障がいのある人は「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義され、発達障がいや高次脳機能障がいのある人、難病患者についても障がいの範囲に加えられました。

また、手帳所持には至らないものの、精神的な病気を抱えている人は増加しており、その発生予防と対策が求められています。

障害者手帳を所持していない人にも支援が行き届くよう、サービスの拡充とその周知を推進するとともに、自殺・うつ予防に向けた取り組みの強化を図ります。

### 4-2-1 自殺・うつ予防の推進

#### 施策の成果を図るための指標

■ 指標 ■	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 29 年度)
こころの健康・病気相談（精神保健福祉相談）	164 件	<b>170 件</b>
保健師による健康相談	2,855 件	<b>3,000 件</b>

#### 現状

- こころの健康づくりや精神障がいの予防に向け、精神保健福祉士による「こころの健康相談」を週 1 回実施しています。
- 市民が相談しやすいように、保健師による健康相談を行っています。
- 啓発物品やリーフレットの配布など、うつ病や自殺予防対策に関する啓発や情報提供を行っています。

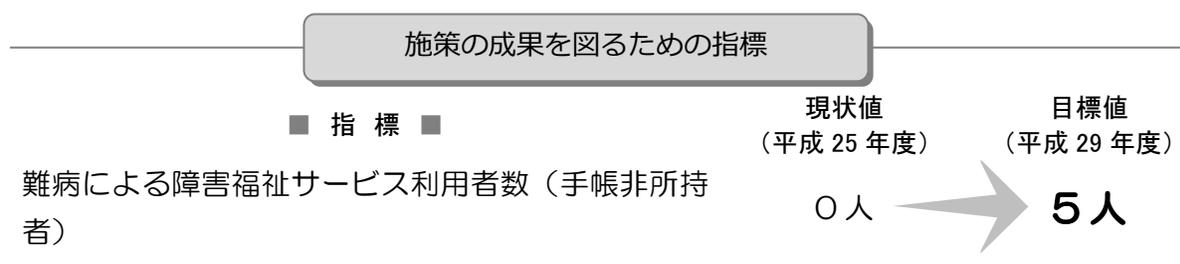
#### 今後の方向性

- 市民の心身の健康の確保に向け、相談支援体制を充実します。

## 主な取り組み

取り組み	内容	所管
こころの健康・病気相談 (自殺・うつ予防対策)	精神保健福祉士が、心の病で悩んでいる人やその家族の方の相談に応じます。	福祉課 健康課
保健師による健康相談	心身ともに健やかな生活が送れるように電話または面接にて相談を行います。	健康課

## 4-2-2 難病患者への支援



## 現状

- 指定難病患者に対し、障害福祉サービスや移動支援、日中一時支援事業、日常生活用具給付等事業などの地域生活支援事業、相談支援事業、補装具費支給事業などを実施しています。

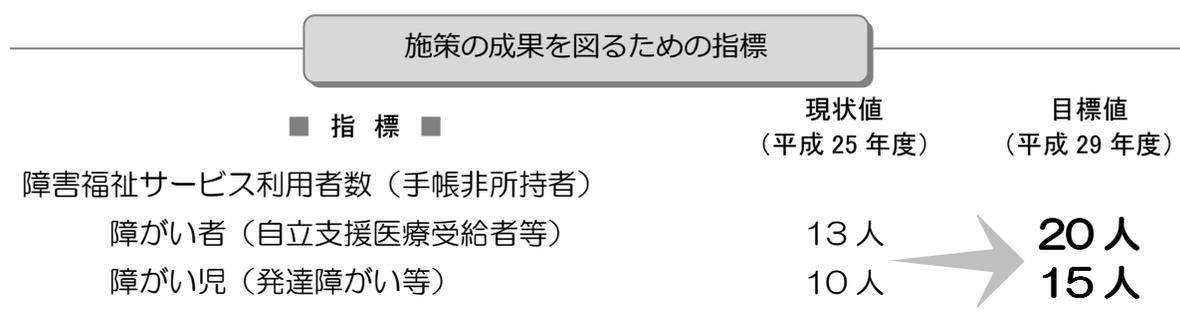
## 今後の方向性

- 障害者手帳を所持していない難病患者に対するサービスの拡充を図るとともに、その周知を推進し、利用促進を図ります。

## 主な取り組み

取り組み	内容	所管
保健所との連携の強化	保健所と連携しながら、難病患者の状況把握に努めるとともに、サービスに関する周知を推進します。	福祉課
福祉サービス等の利用促進	市公式ホームページのほか、市広報誌や福祉のしおり（ガイドブック）を通じて難病患者に福祉サービスの周知を図ります。	福祉課
指定難病患者等医療費助成の実施	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき特定医療費（指定難病）の支給認定を受けた人等が、医療を受けた場合、入院時の医療保険における自己負担額を助成します。	保険医療課

## 4-2-3 その他手帳非所持者への支援



### 現状

- 自閉症など発達障がいのある人や高次脳機能障がいの人、自立支援医療（精神通院医療）を受給している人に対し、居宅介護などの障害福祉サービスや移動支援、日中一時支援事業などの地域生活支援事業を実施しています。

### 今後の方向性

- 障害者手帳を所持していない人（発達障がいや高次脳機能障がいのある人、自立支援医療を受給している人）に対するサービスの拡充を図るとともに、その周知を推進し、利用促進を図ります。

主な取り組み

取り組み	内容	所管
福祉サービス等の利用促進	市公式ホームページのほか、市広報誌や福祉のしおり（ガイドブック）を通じて発達障がいや高次脳機能障がいのある人、自立支援医療を受給している人に福祉サービス等の周知を図ります。	福祉課

## 施策目標4-3 保健・医療機関との連携

障がいのある人が地域で生活していくためには、保健・医療機関との関わりは不可欠です。各関係機関との連携により健康的な生活ができるように支援します。

### 4-3-1 障害者医療費等助成の充実

#### 施策の成果を図るための指標

■ 指標 ■	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 29 年度)
障害者医療等受給者数（年間月平均）	1,958 人	—
障害者医療等助成件数（年間件数）	40,535 件	—

#### 現状

- 障がいのある人が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成しています。
- 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級所持の人が医療を受けた場合、入院の医療保険における自己負担額を助成しています。（平成 20 年 4 月から）
- 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級と自立支援医療受給者証（精神通院）所持の人が医療を受けた場合、入通院の医療保険における自己負担額を助成しています。（平成 20 年 4 月から）
- 精神障害者医療費として、自立支援医療受給者証（精神通院）所持の人には当該疾患に係る通院医療費の全額助成を、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する疾患で入院された人には当該疾患に係る入院医療費の 2 分の 1 を助成しています。

#### 今後の方向性

- 障害者医療費等助成により、必要なときに安心して医療が受けられる体制を確保するとともに、持続可能な制度として維持できるよう努めます。

#### 主な取り組み

取り組み	内容	所管
障害者医療費等助成の実施	障害者医療費等の助成について、受給対象者が制度を利用し安心して医療を受けられるよう、事業の周知を図ります。持続可能な制度として維持できるよう努めます。	保険医療課

## 4-3-2 健康づくりの啓発普及

### 施策の成果を図るための指標

■ 指標 ■	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 29 年度)
健康づくり教室・元気まる測定 <sup>28</sup> への参加者数	4,285 人	5,500 人

#### 現状

- 生活習慣病等の予防のために、生活習慣改善を目的とした健康度評価事業「元気まる測定」や各種健康づくり教室を実施しています。また、医師、管理栄養士、運動指導員、健康づくりリーダー、保健師等により、充実した支援を継続しています。また、軽度認知障がいチェックテスト「あたまの元気まる」も実施し、事後教室も行っています。
- 健康づくり推進員による健康増進普及事業として、「筋力トレーニング」、「ウォーキング」や市民向けの「健康講座」等の活動を実施しています。また、健康づくり推進員は、この活動を通して、地域のなかで健康づくりのリーダーとして、市と協働しながら健康づくりの普及を図っています。
- 健康づくり推進員の充実を図るため、平成 23 年度に第 3 期生を養成しました。

#### 今後の方向性

- 市民が心身ともに健康づくりができるよう事業の推進を図ります。

#### 主な取り組み

取り組み	内容	所管
健康づくり事業等の推進	「元気まる測定」、「あたまの元気まる」、筋力トレーニング「らくらく筋トレ体操」、「健康相談」を実施するなど、心身の健康づくりに関する事業を推進します。	健康課
健康づくり推進員養成講座	健康づくり推進員を養成します。栄養・食生活、運動やこころの健康、市がめざす健康都市、ボランティア等について、健康づくり推進員の役割等を学ぶ機会を提供します。	健康課

#### 28 元気まる測定

個人の生活習慣行動や生活環境などを問診票でチェックし、健康状態や体力（柔軟性・全身持久力・筋力・平衡性）測定の結果と合わせて、生活習慣改善に係る指導を行い健康づくりの処方せんを提案する事業です。

## 第5章

# 障がい福祉計画

# 1 第4期障がい福祉計画の成果目標

## (1) 地域生活支援拠点等の整備

### ■国の指針

障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備する。

### ■尾張旭市における成果目標

項目	単位	平成29年度目標	考え方
地域生活支援拠点等	か所	1	市で1か所設置を検討

### 【市の考え方】

拠点の設置に向け、実施形態等について検討を進めます。

## (2) 福祉施設から一般就労への移行促進

### ■国の指針

目標	平成29年度目標
①福祉施設から一般就労への移行	平成24年度実績の2倍以上とする。
②就労移行支援事業の利用者数の増加	就労移行支援事業の利用者を平成25年度末の利用者から6割以上増加させる。
③就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加	就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。（国：平成23年度実績27.1%）

## ① 福祉施設から一般就労への移行

### ■尾張旭市における成果目標

項目	単位	数値	考え方
平成24年度の福祉施設から一般就労への移行者数	人	12	平成 24 年度に福祉施設から一般就労に移行した人の数
【目標値】 平成29年度の移行者数	人	24 (2倍)	平成 29 年度に福祉施設から一般就労に移行する人の数 (目標値)

### 【市の考え方】

就労移行支援事業などの推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を促進します。

## ② 就労移行支援事業の利用者数の増加

### ■尾張旭市における成果目標

項目	単位	数値	考え方
平成25年度末の就労移行支援事業の利用者	人	26	平成 25 年度末の全利用者数
【目標値】 平成29年度の就労移行支援事業の利用者数	人	42 (1.6倍)	平成 29 年度の利用者数 (目標値)

### 【市の考え方】

事業の周知を積極的に行い、就労移行支援事業利用者の確保を図ります。

## ③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加

### ■尾張旭市における成果目標

項目	単位	数値	考え方
平成25年度の就労移行率が3割以上の事業所数の割合	%	33	平成 25 年度の就労移行支援事業所全体に占める割合
【目標値】 平成29年度の就労移行率が3割以上の事業所数の割合	%	50	平成 29 年度の就労移行支援事業所全体に占める割合 (目標値)

### 【市の考え方】

福祉施設から一般就労への移行、就労移行支援事業の利用者数の増加に向け、関係機関との連携や、事業所への支援を推進します。

### (3) 福祉施設から地域生活への移行促進

#### ■国の指針

目標	平成29年度目標
施設入所者の削減	平成25年度末時点の施設入所者の4%以上を削減する。ただし、第3期計画において26年度までに達成されなかった数値も加える。
施設入所者の地域生活への移行	平成25年度末時点の施設入所者の12%以上を地域生活へ移行。ただし、第3期計画において26年度までに達成されなかった数値も加える。

#### ■尾張旭市における成果目標

項目	単位	数値	考え方
平成25年度末の施設入所者数(A)	人	33	平成25年度末の全入所者数
平成29年度末の施設入所者数(B)	人	31	平成29年度末の全入所者目標数
【目標値】 施設入所者の削減見込数 (A) - (B)	人	2 (6.1%)	平成29年度末時点での差引削減見込数 (目標値)  国の基本的な指針による目標値 $33人 \times 4\% \div 2人$ 第3期計画における未達成値 5人 目標4人減 実績1人増(平成25年度末時点)
【目標値】 平成25年度末の施設入所者に占める 地域移行者数	人	4 (12.1%)	平成25年度末の全入所者数のうち、平成29年度末までにグループホーム等へ移行した人数(目標値)  国の基本的な指針による目標値 $33人 \times 12\% \div 4人$ 第3期計画における未達成値 なし 目標7人 実績8人(平成25年度末時点)

#### 【市の考え方】

国が示した値と本市の実情を勘案し、上記のとおり数値目標を設定します。

施設入所者数の削減見込数について、国の目標値より第3期計画における未達成値分だけ下回りますが、これは移行先となるグループホームが本市には少なく、現実的に実現が困難であるためです。

今後、グループホームの新設や在宅サービスの充実を図ることにより、施設入所者の地域移行を促進し、目標の達成をめざします。

## 2 障害福祉サービスの見込み

### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、次のようなサービスがあります。

<b>居宅介護</b>	居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護や、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
<b>重度訪問介護</b>	重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいのため常時介護を必要とする人に対し、居宅において、長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に提供します。
<b>同行援護</b>	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がいのある人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報提供や、移動の援護、排せつ、食事の介護など必要な援助を行います。
<b>行動援護</b>	知的障がいや精神障がいなどにより行動上著しい困難がある人に対し、行動する際の危険を回避するための援護や、外出時における移動中の介護、排せつ、食事の介護など必要な援助を行います。
<b>重度障害者等 包括支援</b>	常時介護を要する障がいのある人に対し、サービス等利用計画に基づき、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

【訪問系サービスの見込み】(1月あたり)

サービス種別	単位	実績		見込み	見込み		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	人/月	78	80	84	91	98	105
	時間/月	2,122	2,126	2,280	2,493	2,689	2,900
重度訪問介護	人/月	2	1	2	2	3	3
	時間/月	177	103	142	197	247	309
同行援護	人/月	4	7	9	11	14	17
	時間/月	44	67	97	112	141	177
行動援護	人/月	5	5	5	6	6	7
	時間/月	60	67	68	73	83	95
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

※平成26年度の数値は、平成26年4月～9月の平均値

【見込量を確保するための方策】

居宅介護は、障がい者数の増加、介護者の高齢化などにより、必要なサービス量が増加することが予想されます。必要なサービス量に対応できるよう、介護保険制度で高齢者への訪問系サービスを実施している事業者や、障害福祉サービス提供事業所に対し、情報提供などの新規事業実施に係る支援を行い、サービス提供体制の受け皿の拡大を図ります。また、県との連携のもとでサービス提供事業所の参入を促進し、身近な地域でのサービス基盤の充実をめざします。

県が実施する研修等の情報提供を行い、障がい特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図ります。

尾張旭市障害者地域自立支援連携会議（専門部会）の開催を通じ、市内事業所間の連携強化や情報共有、訪問系サービスの提供体制の充実・確保に向けての検討を進めます。

## (2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、次のようなサービスがあります。

### 生活介護

常時介護を要する人に対し、障がい者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

### 自立訓練 (機能訓練)

身体障がいのある人や難病患者などに対し、障がい者支援施設、障害福祉サービス提供事業所、または障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法など、身体機能向上のための訓練などを行います。

### 自立訓練 (生活訓練)

知的障がいのある人や難病患者などに対し、障がい者支援施設、障害福祉サービス提供事業所、または障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練などを行います。

### 就労移行支援

就職を希望する障がいのある人に対し、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上を図るために必要な訓練、求職活動、職場の開拓など雇用に向けた支援を行います。

### 就労継続支援 A型・B型

一般企業などへの就労が困難な障がいのある人に対し、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。  
利用者が当該事業所と雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばず訓練を受けるB型があります。

### 療養介護

医療が必要な人であって、常時介護を要する人に対し、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。

### 短期入所 福祉型・医療型

居宅において介護を行っている人が病気などの理由により、一時的に介護ができなくなった場合に、障がいのある人に施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。  
障がい者支援施設等において実施する福祉型と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する医療型があります。

【日中活動系サービスの見込量】

サービス種別	単位	実績		見込み	見込み		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	人/月	99	109	114	122	130	140
	人日/月	1,958	2,124	2,196	2,408	2,579	2,763
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	2	3	3	4	5
	人日/月	8	26	32	46	58	73
自立訓練 (生活訓練)	人/月	0	1	2	2	3	4
	人日/月	0	23	29	38	48	59
就労移行支援	人/月	30	28	24	32	36	42
	人日/月	515	471	397	554	637	732
就労継続支援 A型	人/月	9	15	24	26	28	31
	人日/月	168	282	445	498	548	603
就労継続支援 B型	人/月	51	53	58	62	68	73
	人日/月	886	894	974	1,062	1,150	1,245
療養介護	人/月	2	3	3	4	5	6
短期入所 (福祉型)	人/月	23	25	27	29	32	36
	人日/月	120	139	137	156	172	189
短期入所 (医療型)	人/月	-	-	1	1	1	1
	人日/月	-	-	1	1	1	1

※平成26年度の数値は、平成26年4月～9月の平均値

【見込量を確保するための方策】

必要なサービス量に対応できるよう、市内の障害福祉サービス提供事業所に対し、情報提供などの新規事業実施に係る支援を行い、サービス提供体制の受け皿の拡大を図ります。また、県との連携のもとでサービス提供事業所の参入を促進し、身近な地域でのサービス基盤の充実をめざします。

県が実施する研修等の情報提供を行い、障がい特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図ります。

ヒアリングなどでは就労支援事業の拡充を望む声が多くなっているため、近隣市町との情報共有を図りつつ、尾張旭市障害者地域自立支援連携会議（専門部会）の開催を通じ、市内事業所間の連携強化や情報共有、日中活動系サービスの提供体制の充実・確保に向けての検討を進め、市内におけるサービス提供事業所の参入を働きかけます。

### (3) 居住系サービス

居住系サービスには、次のようなサービスがあります。

#### 共同生活援助 (グループホーム)

主として夜間に、障がいのある人が共同生活を行う住宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護を行います。  
共同生活援助（グループホーム）と共同生活介護（ケアホーム）に分類されていましたが、平成 26 年 4 月 1 日から、ケアホームのグループホームへの一元化が図られています。

#### 施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に対し、主として夜間に、入浴、排せつ及び食事等の介護を行います。

#### 【居住系サービスの見込量】

サービス種別	単位	実績		見込み	見込み		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	3	2	21	26	33	41
共同生活介護 (ケアホーム)	人/月	12	18				
施設入所支援	人/月	31	32	36	34	32	31

※平成 26 年度の数値は、平成 26 年 4 月～9 月の平均値

※平成 26 年 4 月から、共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助（グループホーム）に統合。

#### 【見込量を確保するための方策】

アンケートやヒアリングから意見が多かった「グループホームの充実」に向け、事業所へ整備を働きかけるとともに、設備・運営の支援を行います。

施設入所支援については、地域移行の推進を前提としつつ、入所が必要な人へのサービス提供量を適切に確保できるよう、広域的な対応により、サービス提供を図ります。

## (4)相談支援

相談支援には、次のようなサービスがあります。

### 計画相談支援

障がいのある人や子どもが障害福祉サービス等を利用する際に、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。

### 地域移行支援

障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している人に対し、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用など、地域生活に必要な支援を行います。

### 地域定着支援

障がい者支援施設や精神科病院から退所または退院した人が地域生活に定着できるよう、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

### 【相談支援の見込量】

サービス種別	単位	実績		見込み	見込み		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	人/月	11	12	33	44	48	52
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	2	2	2

※平成26年度の数値は、平成26年4月～9月の平均値

### 【見込量を確保するための方策】

すべての利用者に対するサービス等利用計画の作成を目標に、特定相談支援事業者の指定を行い、適切なサービス等利用計画の作成がなされる体制を整備します。

地域移行支援、地域定着支援については、県が指定する指定一般相談支援事業者との連携のもと、福祉施設の入所者及び入院中の精神障がいのある人、単身の障がいのある人などが地域生活に移行できるよう検討を進めます。

### 3 児童福祉法に基づくサービスの見込み

#### (1) 障害児通所支援

##### 児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる就学前の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。

児童発達支援には、児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」があります。

##### 放課後等 デイサービス

学校通学中の障がいのある児童生徒に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

##### 保育所等 訪問支援

保育園等を利用している障がいのある子どもや今後利用予定のある障がいのある子どもが、保育園等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導を行います。

##### 医療型 児童発達支援

就学前の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療を行います。

【障害児通所支援の見込量】

区分	単位	実績		見込み	見込み		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	人/月	8	7	8	8	8	8
	人日/月	108	71	93	95	97	100
放課後等デイサービス	人/月	41	55	64	70	77	85
	人日/月	326	483	583	669	736	810
保育所等訪問支援	人/月	0	0	1	2	2	2
	人日/月	0	0	1	2	2	2
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

※平成26年度の数値は、平成26年4月～9月の平均値

## (2)障害児相談支援

障がいのあるや子どもが障害福祉サービス等を利用する際に、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。

### 【障害児相談支援の見込量】

区分	単位	実績		見込み	見込み		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児相談支援	人/月	0	0	14	23	24	25

※平成 26 年度の数値は、平成 26 年 4 月～9 月の平均値

## 4 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、市の必須事業として位置づけられているものと、市の施策に応じて実施する任意事業として位置づけられているものがあります。

### ■尾張旭市で実施する地域生活支援事業の一覧

#### 必須事業

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
  - ・一般相談支援事業
  - ・基幹相談支援センター等機能強化事業
  - ・住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
- (4) 成年後見制度
  - ・成年後見制度利用支援事業
  - ・成年後見制度法人後見支援事業
- (5) 意思疎通支援事業
- (6) 日常生活用具給付等事業
- (7) 手話奉仕員養成研修事業
- (8) 移動支援事業
- (9) 地域活動支援センター事業

#### 任意事業

- (10) 訪問入浴サービス事業
- (11) 日中一時支援事業
- (12) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
- (13) 点字・声の広報等発行事業
- (14) 自動車運転免許取得・改造助成事業
- (15) 成年後見制度普及啓発事業
- (16) 障害支援区分認定等事務事業

## ◆必須事業

### (1)理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活で営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発活動を実施します。

#### 【見込量を確保するための方策】

市広報誌への掲載や、講演会の実施を通じて、「障害者差別解消法」についての市民への理解の浸透を図ります。また、福祉マインドフェアの実施などにより、障がいのある人となりがふれあえる場や機会の拡充を図ります。

## (2) 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）に対する支援を行います。

### 【見込量を確保するための方策】

活動場所の提供や情報提供を通じ、障がいのある人等が自発的に行う活動に対する支援を行います。

## (3) 相談支援事業

### ・ 一般相談支援事業

障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

### ・ 基幹相談支援センター等機能強化事業

市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組みを実施する「基幹相談支援センター」を設置します。また、基幹相談支援センターに専門的な職員を配置し、相談支援体制の強化を図ります。

### ・ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行います。

### 【相談支援事業の見込量】

サービス種別	単位	実績		見込み	見込み		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般相談支援事業	か所	2	2	4	4	4	4
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

### 【見込量を確保するための方策】

一般相談支援事業としての相談業務のほか、「尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクト」や「尾張東部成年後見センター」など各相談機関と連携し、相談支援体制の充実・強化を図ります。

また、基幹相談支援センターの機能強化を図り、障がいのある人の総合的な相談や市内相談機関等の連携強化などに対応できる体制を整備します。

## (4) 成年後見制度

### ・ 成年後見制度利用支援事業

知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、障害福祉サービス利用の際に成年後見制度の利用の必要性があると認められる場合に、成年後見制度の利用に必要な経費の一部または全部について援助を行います。

### ・ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における市民後見人の活用も含め、法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修や、実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

#### 【成年後見制度の見込量】

区分	単位	実績		見込み	見込み		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	人	2	2	4	5	5	5
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

#### 【見込量を確保するための方策】

判断能力が不十分な障がいのある人の障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう、成年後見制度の利用に係る費用の助成を行います。

また、尾張東部5市1町が共同で設置した尾張東部成年後見センターにより、各種の法人後見事業を実施します。

## (5) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通の円滑化を図れるよう、手話通訳、要約筆記者の派遣、手話通訳者を設置します。

#### 【意思疎通支援事業の見込量】

区分	単位	実績		見込み	見込み		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1
手話通訳者派遣事業	件	62	64	80	80	80	80
要約筆記者派遣事業	件	1	3	3	3	3	4

#### 【見込量を確保するための方策】

研修等を通じて人材の確保とサービスの質の向上を図るとともに、意思疎通に支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるようにサービスの周知に努めます。

## (6) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与を行います。

### 【日常生活用具給付等事業の見込量】

区分	単位	実績		見込み	見込み		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	件	1	1	1	1	1	1
自立生活支援用具	件	16	15	15	15	15	15
在宅療養等支援用具	件	17	13	13	13	13	13
情報・意思疎通支援用具	件	11	8	8	8	8	8
排せつ管理支援用具	件	1,186	1,246	1,309	1,375	1,445	1518
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	2	3	3	3	3	3

### 【見込量を確保するための方策】

平成 25 年 4 月から難病患者等も日常生活用具給付等事業の支給対象となっていることを踏まえ、適切に必要な支援が受けられるよう、市公式ホームページなどを通じて事業の周知を図ります。また、医療機関や指定相談支援事業者などと連携し、障がいの特性に合わせた用具の給付に努めます。

## (7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市町村の広報活動等の支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

### 【手話奉仕員養成研修事業の見込量】

区分	単位	実績		見込み	見込み		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員養成研修修了者数	人	10	9	12	12	12	12

### 【見込量を確保するための方策】

今後も継続して手話奉仕員養成講座を開催し、コミュニケーション支援者として期待されるボランティア等の技術向上や人材確保に努めます。

## (8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援を行うことにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

### 【移動支援事業の見込量】

区分	単位	実績		見込み	見込み		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援	人/月	71	78	77	80	83	86
	時間/月	1,136	1,188	1,185	1,256	1,306	1,358

### 【見込量を確保するための方策】

サービス提供事業所との連携を強化し、障がい特性に合わせた移動支援の提供を図ります。また、障がいのある人一人ひとりの障がい特性やニーズに対応できるよう、サービスの提供体制を整備するとともに、新たなサービス提供事業所の参入を働きかけます。

## (9) 地域活動支援センター事業

障がいのある人の地域生活支援の促進のため、通所により、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与します。

### 【地域活動支援センター事業の見込量】

区分	単位	実績		見込み	見込み		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター	人/月	33	36	42	44	47	49
	人日/月	318	319	402	417	440	465

### 【見込量を確保するための方策】

サービス提供事業所との連携を強化し、利用者のニーズに応じたサービス内容の検討やサービス量の確保と質の向上に努めます。

## ◆任意事業

任意事業として、次のような事業を実施しています。

### (10) 訪問入浴サービス事業

居宅において入浴することができない重度身体障がいのある人の家庭へ訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを行います。

### (11) 日中一時支援事業

障がいのある人及び子どもの日中における活動の場を確保します。また、障がいのある人の家族の就労支援、障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。

### (12) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

障がいのある人の体力増強、交流、余暇等に資するため、スポーツ大会やレクリエーション教室等を開催します。

### (13) 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳、音声訳その他障がいのある人にわかりやすい方法により、市広報誌などの情報を定期的または必要に応じて適宜提供します。

### (14) 自動車運転免許取得・改造助成事業

障がいのある人の自動車運転免許取得、及び自動車改修に係る費用の一部を助成します。

### (15) 成年後見制度普及啓発事業

成年後見制度の利用を促進するための普及啓発として、研修会や講演会を実施します。

### (16) 障害支援区分認定等事務事業

障害福祉サービスの円滑な利用を促進するため、障害支援区分認定等事務の円滑かつ適切な実施を図ります。

### 【主な任意事業の見込量】

区分	単位	実績		見込み			
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴サービス事業	人/月	11	11	9	11	11	12
	人日/月	45	42	34	43	45	47
日中一時支援事業	人/月	84	90	92	96	101	106
	人日/月	583	551	551	647	678	711
自動車運転免許取得・改造助成事業	人	3	6	7	4	4	4

### 【見込量を確保するための方策】

障がいのある人の地域生活への移行状況や、生活実態、ニーズに配慮し、事業内容の充実と必要量の確保に努めます。

また、必要とする人が利用できるよう、事業の周知と利用の促進を図ります。

## 第6章

# 計画の推進体制

# 1 計画の推進体制

## (1) 庁内連携体制の整備

障がい者（児）福祉に関する施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など広範囲にわたっているため、福祉課をはじめとし、幅広い分野における関係各課との連携を取りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。

## (2) 国や県、近隣市町との連携

計画の推進にあたっては、今後の制度の改正なども重要となるため、国・県からの情報を収集しながら、制度の改正などの変化を踏まえて施策を展開していきます。

市内で実施のないサービスや入所施設、専門的な知識を要するケースなど、広域的な対応が望ましいものについては、近隣市町との連携や情報交換を行い、適切な対応に努めます。

## (3) 市民、団体、事業者等との連携

本計画を市公式ホームページで公表することにより、障がい者福祉施策について市民に広く周知します。

また、本計画の着実な推進に向け、障がいのある人を対象としたボランティア団体の育成に努めるとともに、尾張旭市障害者地域自立支援連携会議の活動等を通じて当事者団体と行政との連携を強化し、市民と行政の協力体制を築いていきます。

障害福祉サービスの円滑な提供に向けては、サービス提供事業所へ情報提供等を行い、事業への新規参入を働きかけるとともに、利用者が事業所選択に活用できるよう、事業所情報の提供を行います。さらに、多様な障がい特性に対応できるノウハウの共有化に向け、事業所間の情報交流などの連携体制を図ります。

### ■尾張旭市障害者地域自立支援連携会議

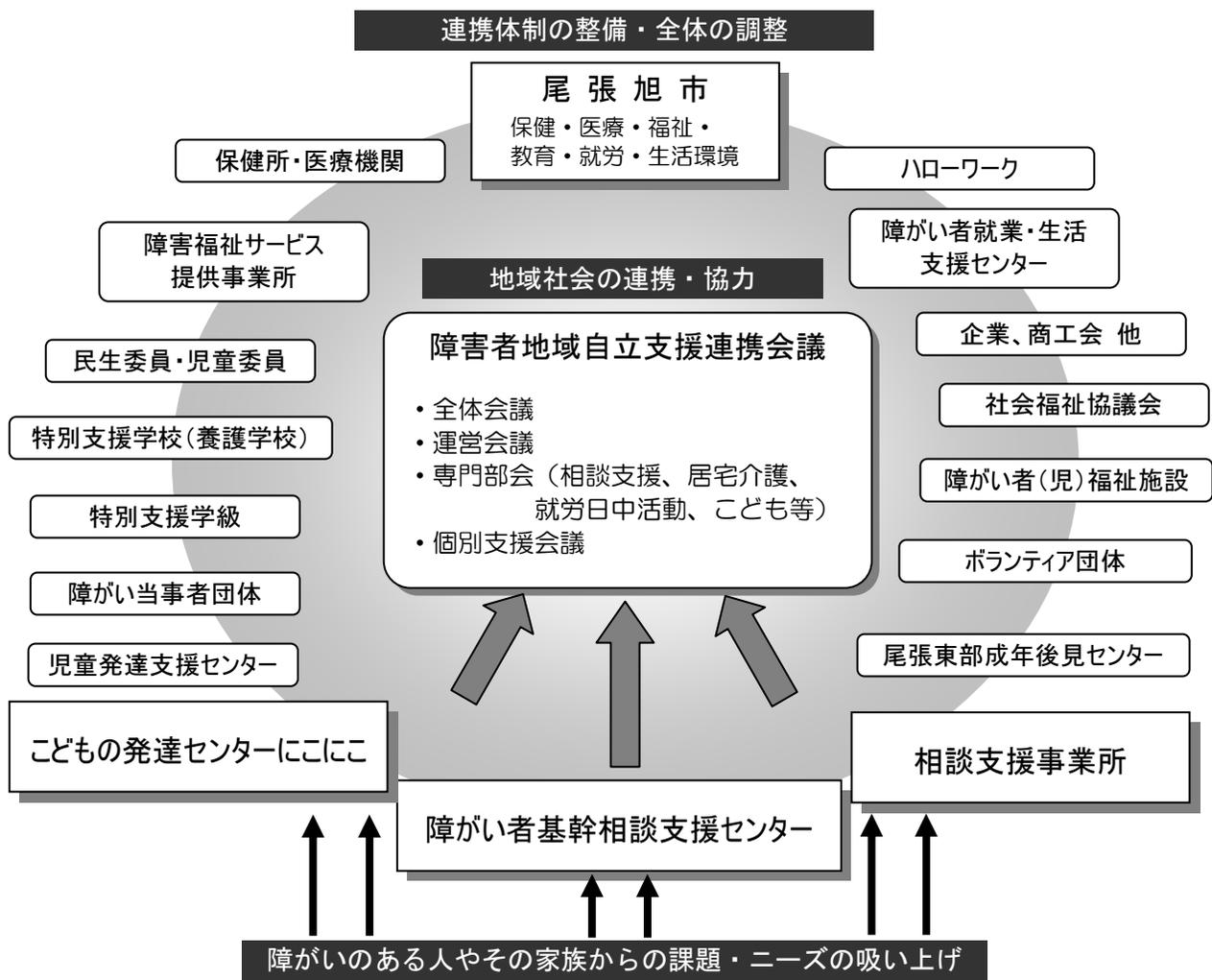
組織	内容等
全体会議	障がい者団体、サービス提供事業所、保険・医療関係者、相談支援事業所、行政機関などで構成し、情報の共有、障がい者施策の提案、計画の評価などを行います。
運営会議	福祉課、専門部会員等で構成し、全体会議等の開催前に課題の整理や調整を行います。
専門部会	サービス提供事業所や関係機関の実務者により構成し、各種施策やサービスの問題について調査検討を行います。
個別支援会議	困難ケースごとに関係者により実施し、支援策の検討などを行います。

## 2 計画の進捗状況の点検・評価

計画を着実に実行していくには、各施策・事業の実施状況について毎年度定期的に点検・評価を行い、その結果を事業実施に反映させていくことが大切です。

「尾張旭市障害者地域自立支援連携会議」を評価機関として位置づけ、当事者のPlan（計画）－Do（実施・実行）－Check（検証・評価）－Act（改善）のプロセスを踏まえた「PDCAサイクル」に基づき、計画の進行管理と事業の改善を行います。

### ■尾張旭市障害者地域自立支援連携会議のネットワーク(イメージ)





# 資料編

# 1 策定の経過

## (1)平成 25 年度

年 月 日	内 容
平成 25 年 11 月 28 日	第 1 回 尾張旭市第 4 期障がい者計画・障がい福祉計画策定会議 ・計画策定の趣旨等について ・計画策定スケジュールについて ・アンケート調査・ヒアリング調査票について
平成 25 年 12 月～ 平成 26 年 3 月	障害福祉サービス提供事業所・当事者団体・ボランティア団体への ヒアリング調査実施（調査団体・事業所は下記参照）
平成 26 年 1 月 17 日～1 月 31 日	アンケート調査実施

### ■ヒアリング調査

#### 【障害福祉サービス提供事業所】

多機能型支援施設 くすの木、多機能型支援施設 ひまわり、介護事業所 正ちゃん家、訪問介護 すずらん、わかばヘルプステーション、就労移行支援事業所 ジョブウェル、尾張旭市社会福祉協議会指定訪問介護事業所、指定児童デイサービス楽田 RAKUDA、ケアサポート 訪問介護事業所、訪問介護 あんず、生活介護事業所 ちーとい、ピンポンパン教室、地域共同作業所 ミロアール、尾張旭市障害者デイサービスセンター、ムーンワーカーズ、高次脳機能障害相談支援センター笑い太鼓名古屋

#### 【当事者団体・ボランティア団体】

尾張旭市身体障害者福祉協議会、尾張旭市手をつなぐ親の会、尾張旭地域精神障がい者家族会こころねっと、さくらの会、ドリーム、尾張旭市障がい児童家族ネットワークウィッシュ、高次脳機能障害を考える「サークル・フレンズ」、音訳グループ あげぼの会、点訳グループ あかね会、手話サークル あさひ、要約筆記 OHP ひまわり、在宅看護支援の会 サポート

## (2)平成 26 年度

年 月 日	内 容
平成 26 年 7 月 28 日	第 2 回 尾張旭市第 4 期障がい者計画・障がい福祉計画策定会議 ・アンケート調査の結果について ・尾張旭市の障がいのある人を取り巻く現状と課題について ・計画の骨子案について
10 月 30 日	第 3 回 尾張旭市第 4 期障がい者計画・障がい福祉計画策定会議 ・基本理念及び基本目標について ・障がい者計画の素案について ・障がい福祉計画の素案について
12 月 11 日	第 4 回 尾張旭市第 4 期障がい者計画・障がい福祉計画策定会議 ・計画素案の修正点について ・障がい福祉計画の素案について ・計画の推進体制の素案について
12 月 24 日～ 平成 27 年 1 月 23 日	パブリックコメントの実施 (3 通 : 10 件)
2 月 19 日	第 5 回 尾張旭市第 4 期障がい者計画・障がい福祉計画策定会議 ・パブリックコメントについて ・障がい者計画・障がい福祉計画の計画案について

## 2 策定会議

### (1) 策定会議開催要綱

尾張旭市第4期障がい者計画・障がい福祉計画策定会議開催要綱

(趣旨)

第1条 尾張旭市第4期障がい者計画・障がい福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、幅広い視点から専門的な意見を聴取するため、尾張旭市第4期障がい者計画・障がい福祉計画策定会議（以下「策定会議」という。）の開催について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、計画の策定に関し、必要な事項を調査・検討する。

(構成)

第3条 策定会議は、15人以内の構成員をもって組織し、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域福祉関係団体
- (3) 障がい者団体
- (4) 障がい関係事業所
- (5) 圏域福祉関係者
- (6) 関係行政機関
- (7) 公募者
- (8) その他、市長が必要と認める者

(座長)

第4条 策定会議に座長を置き、座長は構成員の互選によってこれを定める。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定会議は、座長が招集する。

2 策定会議は、必要に応じて関係者、関係団体等の意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 策定会議に関する庶務は、健康福祉部福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営について必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月19日から施行する。

## (2) 構成員名簿

敬称略

構成	氏名	所属する団体等
学識経験者	手嶋 雅史	椋山女学園大学 (座長)
地域福祉関係団体	星原 淳一	尾張旭市社会福祉協議会
障がい者団体	高藤 紀幸	尾張旭市身体障害者福祉協議会
〃	日比野 靖子	尾張旭市手をつなぐ親の会
〃	渡辺 明子	尾張旭地域精神障がい者家族会 こころねっと
障がい関係事業所	河内屋 保則	多機能型支援施設 ひまわり
〃	安藤 由布士	地域共同作業所 ミロアール
〃	柴田 康晴	楽田 RAKUDA
圏域福祉関係者	川上 雅也	尾張東部圏域相談支援アドバイザー (職務代理者)
関係行政機関	三好 順子	瀬戸保健所
〃	岡田 睦 梅村 且典 (H26.10～)	瀬戸公共職業安定所
公募者	小谷川 周子	公募構成員
〃	近藤 新二	公募構成員

### 3 用語解説

#### 【あ行】

用語	内容
あんぜんあんしん あさひ安全安心メール	気象警報・地震情報等の情報を、パソコンや携帯電話へメール送信するサービスのことで（登録制）。
おわりあさひひと まち 尾張旭市人にやさしい街づくり せいびきじゆん 整備基準	愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、高齢者、障がい者等を含むすべての県民が円滑に建築物、道路、公共交通機関の施設等を利用できるようにするための整備の考え方を示したものです。
おわりとうぶしよう しゃしゆうぎよう せいかつ 尾張東部障がい者就業・生活 しえん 支援センター	在職中、もしくは就職を希望している障がいのある人が抱える課題に応じ、就業面及び生活面の一体的な支援を行うセンターです。
おわりとうぶ せいねんこうけん 尾張東部成年後見センター	尾張東部5市1町が、成年後見制度の利用促進を図るために共同で設置したセンターです。成年後見制度についての相談や、申立ての支援などを行います。

#### 【か行】

用語	内容
きかんそうだんしえん 基幹相談支援センター	地域における、障がい者の相談支援の中核的な役割を担う機関です。 本市においては、平成26年10月より障がい者基幹相談支援センターを市役所内に設置しており、支援困難事例への対応や相談支援事業者へのスーパービジョン、人材育成、虐待防止に係る支援、地域の関係機関のネットワーク化の推進を図っています。
げんき そくてい 元気まる測定	個人の生活習慣行動や生活環境などを問診票でチェックし、健康状態や体力（柔軟性・全身持久力・筋力・平衡性）測定の結果と合わせて、生活習慣改善に係る指導を行い健康づくりの処方せんを提案する事業です。
こうじのうきのうしょう 高次脳機能障がい	脳の損傷により生じる認知機能の障がいです。交通事故等による頭部外傷や脳血管障がい（くも膜下出血等の脳出血、脳梗塞）などによる後遺症のため、記憶障がいや注意障がい、感情障がいなどの様々な症状があらわれます。

用語	内容
ごうりてきはいりよ 合理的配慮	障がいのある人が他の者と平等な人権や自由を享有するために必要かつ適当な、「均衡を失した負担または過度の負担」を課さない程度における配慮のことです。

## 【さ行】

用語	内容
しゃかいてきしょうへき 社会的障壁	障がいのある人が受ける制限は機能障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとするいわゆる「社会モデル」の考えに基づき、障がいのある人が日常生活または社会生活において受ける制限をもたらす事物、制度などを規定したものです。
しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、「差別の禁止」を基本原則とし、差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止を定めています。
しょうがいしゃ けんり かん しょうやく 障害者の権利に関する条約	2006年（平成18年）12月に国連総会で採択されました。雇用、教育、保健・医療、法的権利行使等のあらゆる面における格差をなくすため、国連加盟国に対し、市民的・政治的権利、教育を受ける権利、保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど障がい者保護への取り組みを求めています。わが国では「障害者の権利に関する条約」の批准書が平成26年1月に国連に寄託され、これにより、平成26年2月19日に我が国において効力を生ずることとなりました。
ジョブコーチ	障がいのある人が職場に適応でき、定着できるよう、就職の前後を通じて職場等に出向いて直接支援を行うほか、事業主等に対しても必要な助言をする職場適応援助者のことです。
せいねんこうけんせいど 成年後見制度	契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度のことです。

【た行】

用語	内容
<p>じぎょう チャレンジ事業</p>	<p>「尾張旭市第五次総合計画」では、本市において人口を増加させるために特に効果的である5つの分野を「5つのチャレンジ」として位置づけ、計画人口の実現に取り組んでいます。</p> <p>本計画においても、計画人口の実現に向け効果の期待できる10の事業を「チャレンジ事業」に位置づけ、積極的に取り組みます。</p>
<p>つうきゅうし どうきょうしつ 通級指導教室</p>	<p>通常学級に在籍している特別な支援が必要な児童生徒に対して個別指導する制度です。</p>
<p>てんじとうひょう 点字投票</p>	<p>視覚障がいのある人が、投票用紙に点字を打って投票できる方法のことです。</p>
<p>どうろ いどうとうえんかつかせいび 道路の移動等円滑化整備ガイドライン</p>	<p>高齢者、障がいのある人をはじめ、すべての利用者がより円滑に移動ができるよう、道路管理者が道路整備を行う際の考え方を示した国土交通省のガイドラインのことです。</p>
<p>とくべつし えんがつきゅう 特別支援学級</p>	<p>小学校や中学校に、教育上特別な支援を必要とする児童生徒のために置かれた学級のことです。</p>
<p>とくべつし えんがっこう 特別支援学校</p>	<p>障がいの程度が比較的重い児童生徒を対象として専門性の高い教育を行う学校のことです。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚部・小学部・中学部・高等部で行います。</p>
<p>とくべつし えんきょういく 特別支援教育コーディネーター</p>	<p>各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員のことです。</p>
<p>と し こうえん いどうとうえんかつかせいび 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン</p>	<p>高齢者、障がいのある人をはじめ、すべての利用者がより円滑に移動ができるよう、公園管理者等が公園施設の整備を行う際の考え方を示した国土交通省のガイドラインのことです。</p>
<p>こよう トライアル雇用</p>	<p>障がい者雇用機会創出事業のひとつで、障がいのある人に対する知識や雇用経験が浅い事業所を中心に、試行期間として雇ってもらい、障がい者雇用の機会を拡大していこうとするものです。期間は原則として3か月間です。</p>

【な行】

用語	内容
なんびょう 難病	<p>以下の2つに当てはまるものをいいます。</p> <p>(1) 原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少ない疾病。</p> <p>(2) 経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。</p>

【は行】

用語	内容
ハート・プラスマーク	<p>外見からは障がいがわかりにくい内部障がいの人が、電車・バスなどの優先席や障がい者用駐車スペースを利用しにくくならないよう、内部障がい・内臓疾患を示すためのマークのことです。</p>
バリアフリー	<p>障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。</p>
ひなんこうどうようしえんしゃ 避難行動要支援者	<p>障がいのある人をはじめ、高齢者や乳幼児など、災害の時に、特に支援が必要とされる人をいいます。</p> <p>「災害対策基本法の一部を改正する法律」が平成 26 年 4 月 1 日より施行されたことにより、「災害時要援護者」が「避難行動要支援者」と名称変更されています。</p>
ふくしひなんじょ 福祉避難所	<p>介護の必要な高齢者や障がいのある人など、一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、要支援者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のこと。</p> <p>介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要援護者を対象としています。</p>
ほうていこようりつ 法定雇用率	<p>常用労働者数 50 人以上規模の企業等に対して、その雇用している労働者に占める身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が一定以上であるよう法律で定めた値です。民間企業では 2.0%、国・地方自治体では 2.3%、都道府県等の教育委員会では 2.2%を超えるよう定められています。</p>

---

---

尾張旭市第4期障がい者計画・障がい福祉計画

平成27～29年度

発行：尾張旭市

編集：尾張旭市健康福祉部福祉課

住所：〒488-8666

愛知県尾張旭市東大道町原田 2600-1

TEL：0561-53-2111（代表）

FAX：0561-52-3749

発行年月：平成27年 3月

---

---



尾張旭市

第4期障がい者計画・障がい福祉計画